

厚生労働科学研究費補助金
分担研究報告書
労働安全衛生法第10章の逐条解説

分担研究者 鎌田耕一 東洋大学名誉教授
田中建一 東洋大学法学部非常勤講師

研究要旨

労働安全衛生法はその実効確保のため様々な制度を用意している。法形式的には、法令で危害防止基準を設定し、その違反に対しては刑事罰で制裁する仕組みを基軸としているが、実際には、行政機関が法の実効に大きな役割を果たしている。

第10章は、この法律の実効性を確保するための行政機関（労働基準監督署長、都道府県労働局長または厚生労働大臣）及び行政官等の役割を規定したものである。

すなわち、工事計画の届出と一定の場合の厚生労働大臣の審査（法第88条・第89条）、労働基準監督官の権限（法第91条・第92条）、産業安全衛生専門官及び労働衛生専門官の権限（法第93条・94条）、労働衛生指導医の職務（法第95条）、厚生労働大臣及び都道府県労働局長の権限（法第96条）、労働者の申告（法97条）、都道府県労働局長等の使用停止命令等命令及び緊急措置命令（法98条・第99条）、並びに事業者の報告等（法第100条）がそれである。行政機関による監督等の仕組みについては、図1「監督等の仕組み」を参照されたい。

本分担研究は、これらの規定の内容や運用実態につき、図などを用いて分かりやすく解説するとともに、各条の解釈上の課題を明らかにすることを目的としている。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の3点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き123条ある安衛法のうち第88条から100条について、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐づく政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第1次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

C. 研究結果

第10章（88条～100条）

前注

労働安全衛生法は、その実効性確保のため様々な制度を用意している。形式的には、法令で危害防止基準を設定し、その違反に対しては刑事罰で制裁することにより実効を確保するものといえるが、実際には、行政機関が法の実効に大きな役割を果たしている。

第10章は、この法律の実効性を確保するための事項として、行政機関（労働基準監督署長、都道府県労働局長または厚生労働大臣）の役割を規定したものである。

すなわち、工事計画の届出と一定の場合の厚生労働大臣の審査（法第88条・第89条）、労働基準監督官の権限（法第91条・第92条）、産業安全衛生専門官及び労働衛生専門官の権限（法第93条・94条）、労働衛生指導医の職務（法第95条）、厚生労働大臣及び都道府県労働局長の権限（法第96条）、労働者の申告（法97条）、都道府県労働局長等の使用停止命令等命令及び緊急措置命令（法98条・第99条）、並びに事業者の報告等（法第100条）がそれである。

行政機関による監督等の仕組みについては、図1「監督等の仕組み」を参照されたい。

本分担報告書の特徴は、①条文等の意味を文系の研究者や実務家にも分かりやすいように、建設産業等で用いられる特殊な用語について図または写真により分かりやすく示していること、②行政による法令の運用実態とプロセスを、図などを用いて詳しく

く解説していること、③前駆となる厚労科研総括報告書¹が、法律と政省令の関係について、政省令が親法の委任を受けて規定されているため、政省令の定めが親法の解釈をき束してしまうことになり、労働安全衛生措置にすき間ができてしまう懸念を指摘し、こうした問題に対する解決策の一つとして「政省令側での定め方に一定の抽象性を持たせ、危険が窺われる場合には、事業者側に安全性の証明責任を課す、専門官による判定を行うなどの手続き面での規定により、要件を個別的に特定していく」という手法を提言したことを念頭においていること、④安衛法規は、基本的に行政取締法規でありながら、義務違反の場合罰則を適用することもある刑事法規を含んでいる。そこから、行政機関は犯罪捜査と行政監督の二つの異なる手続ルールに服することになるが、本報告書は、この相違を意識した法令の解釈、運用に務めている。

1 第 88 条

1. 1 条文

（計画の届出等）

第 88 条 事業者は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の 30 日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、第 28 条の 2 第 1 項に規定する措置その他の厚生

労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者については、この限りでない。

2 事業者は、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の 30 日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事（建設業に属する事業にあつては、前項の厚生労働省令で定める仕事を除く。）で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の 14 日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

4 事業者は、第一項の規定による届出に係る工事のうち厚生労働省令で定める工事の計画、第 2 項の厚生労働省令で定める仕事の計画又は前項の規定による届出に係る仕事のうち厚生労働省令で定める仕事の計画を作成するときは、当該工事に係る建設物若しくは機械等又は当該仕事から生ずる労働災害の防止を図るため、厚生労働省令で定める資格を有する者を参画させなければならない。

5 前 3 項の規定（前項の規定のうち、第一項の規定による届出に係る部分を除く。）は、当該仕事が数次の請負契約によつて行われる場合において、当該仕事を自ら行う発注者がいるときは当該発注

者以外の事業者、当該仕事を自ら行う発注者がいないときは元請負人以外の事業者については、適用しない。

6 労働基準監督署長は第1項又は第3項の規定による届出があつた場合において、厚生労働大臣は第2項の規定による届出があつた場合において、それぞれ当該届出に係る事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる。

7 厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、前項の規定による命令（第2項又は第3項の規定による届出をした事業者に対するものに限る。）をした場合において、必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注者（当該仕事を自ら行う者を除く。）に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる。

1. 2 趣旨

本条は、労働者の危険及び健康障害の発生の防止を徹底するため、行政機関が、事業者が工事着手前に、当該計画の届出を受けて内容を審査し、必要に応じて勧告または命令を発することにより、工事の過程（施工業者等）と工事後（ユーザー企業等）における安全衛生を確保しようとするものである²。

本条は、事業者に対し、厚生労働省令で定める機械等の設置、移転若しくは主要構造部分の変更をしようとするとき又は厚生労働省令で定める建設工事若しくは土石採

取を開始しようとするときに、事前にその計画を行政官庁に提出することを義務付けるとともに、行政官庁に当該計画の届出を行った事業者に対して当該計画に関する工事着手差止・計画変更命令を行う権限等について規定しており、この制度は労働安全衛生法における事前審査制の中核をなすものといえる。

1.3 沿革

戦前、工場法においては、その第13条が、工場及び附属建設物又は設備が危害を生じ又は衛生風紀その他公益を害するおそれがあるとみとめるとき、労働監督機関は予防又は除害のため必要な事項又は使用の停止を命ずることを規定したほか、企業の設備や建設物等の新設、操業の開始等に関して安全衛生上の立場から法律上の監督を規定していなかった。これは、工場法制定当時すでに各府県に警察命令による工場取締規則が制定されていたことによる。

日本国憲法施行と共に、従来警察命令で規定されていた事柄は新たに立法を必要とすることになったので、1947年制定された旧労基法（労働安全衛生法が分離する前）は、企業設備の新設に関する統一的監督規定を設けることになった³）。

すなわち、事業場の設備については労基法第45条に基づく命令で、事業附属寄宿舍については同法第96条に基づく命令で、あらかじめ一定の基準を示して、この基準に則って作成された新設計画を講じ、着手14日前までに届け出ることとした。さらに、第54条は、特定の条件下での監督上の行政措置を規定した。すなわち、常時10人以上の労働者を就業させる事業、命令で定める

危険な事業又は衛生上有害な事業の建設物、寄宿舎その他の附属建設物又は設備を設置し、移転し、又は変更する場合、第 45 条又は第 96 条の規定に基づいて発する命令で定める危害防止等に関する基準に則り定めた計画を、工事着手 14 日前までに労働基準監督署に届け出なければならないこと、労働基準監督署は、労働者の安全及び衛生に必要であると認めたときは、工場の着手を差し止め、又は計画の変更を命ずることができることを規定した。

その後、1972 年に労基法から労働安全衛生法が分離独立した際に、旧労基法第 54 条は現行の安衛法 88 条に近い形で受け継がれた。

すなわち、当時の安衛法は、第 88 条第 1 項において、事業場の業種及び規模が一定のものについて、建設物、機械等を設置・移転、又は主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を工事開始の日の三十日前までに労働基準監督署長に届け出なければならない、と規定した。第 2 項では、危険有害な作業を必要とする機械、危険な場所において使用するものなど設置・移転し、又は主要構造部分を変更しようとする場合に準用した。第 3 項では、建設業その他の業種に属する一定の仕事の場合、その計画を当該仕事の開始の日の十四日前までに労働基準監督署長に届け出なければならない、と規定し、さらに第 4 項では、数次の請負によって行なわれる場合において、計画届の義務を負う者を発注者又は元請負人に限定した。

そして、第 5 項は、労働基準監督署長は、上記の工事計画の届け出た事項について、「法律又はこれに基づく命令の規定に違反

すると認めるときは」工事・仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる、と規定した。

昭和 55 年の改正労働安全衛生法は、①建設業に属する事業で大規模な仕事は、工事計画を開始日 30 日前に、労働大臣に届け出ることを規定し、②工事計画の作成にあたって、特定の有資格者を参画させることを義務付けた。

昭和 63 年改正労働安全衛生法は、労働大臣、労働基準監督署長はこれまでの差し止め命令のほか、「必要があると認めるときは、当該命令に係る仕事の発注者（当該仕事を自ら行う者を除く。）に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる。」と規定した。

平成 26 年改正労働安全衛生法は、従前の第 1 項の内容を削除した。同条がその役割を実質的に終えたと解されることと、届出を受ける労基署のキャパシティの問題を慮った措置である⁴。すなわち、従来、①規模の大きい工場等で生産ライン等を新設・変更する場合の事前届出、②危険な機械等を設置・移転等する場合の事前届出、③大規模建設工事の事前届出、④一定の建設工事等の事前届出の 4 つの場合を定めていたが、上記①が廃止となり、3 つの場合となった⁵。

1.4 内容

1.4.1 本条の概要

1.4.1.1 計画届が必要な場合

本条は、労働者の危険及び健康障害の防止を図るため、三つの場合に分けて、危害の発生が予想されるような設備が設けられ

たり、労働者の安全衛生を損なうような生産方法や工法等の採用が行われることを防止するために、その計画の届出をさせようとするものである。

すなわち、事業者は、

- ① 一定の危険又は有害な機械等の設置、移転、変更をしようとするとき（本条第1項）、
- ② 建設業の仕事で特に大規模なものを開始しようとするとき（本条第2項）、
- ③ 建設業又は土石採取業の事業の一定の規模あるいは種類のものを開始しようとするとき（本条第3項）には、

その計画を、一定期日前までに厚生労働大臣（②の場合）又は労働基準監督署長（①③の場合）に届け出なければならない。

ただし、事業者が一定の危険性または有害性等を調査し、リスクアセスメントを含め労働安全衛生マネジメントシステムを適正に実施し、一定の安全衛生水準を上回ると労働基準監督署長が認定した場合、工事計画等の事前審査を代替したものとみられ、上記①②の届出は免除される（本条第1項ただし書き）。

厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、これらの届出について審査を行い、法令に違反する事実があると認めたときは、工事差止め等の命令をすることができる（本条第6項）。

さらに、厚生労働大臣及び労働基準監督署長は、工事差止め等の命令をした場合、必要があるときは、発注者に対し、労働災害の防止に関する事項について、勧告又は要請を行うことができる（本条第7項）。

工事計画の届出については、図2「工事計画の届出」を参照されたい。

1.4.1.2 計画届の共通事項

1.2.1.1で計画届が必要な三つの場合を示したが、ここでは計画届の共通事項、すなわち、届出の義務者、安衛法でいう事業場の意味、届出名義、届出先、参画者について説明する。

1.4.1.2.1 計画届の提出義務者

計画届の提出義務者は事業者である。届出は事業場単位で行い、企業単位ではない。

事業場とは、労働基準法におけるそれと同様の意味で、工場、鉱山、事務所、店舗等のように一定の場所において関連する組織のもとに継続的に行われる作業の一体をいう⁶。したがって、一つの事業場といえるかどうかは、主として組織の存在する場所を基準として決定される。同一の場所にあるものは原則として一つの事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場として扱われる。

ファミリーレストランチェーンを例にとれば、フランチャイズの本部があり、セントラルキッチンがあり、各店舗がある。場合によっては地域本部や地域配送センターが設けられている。事業場とは、これらそれぞれをいう。

ただし、同一の場所にあっても、著しく労働の態様を異にしている部門がある場合、その部門を主たる部門と切り離して別個の事業場ととらえることにより安衛法がより適切に運用できる場合には、その部門は別個の事業場ととらえることになる。例えば、工場内に設けられた診療所、自動車販売会

社に附属する自動車整備工場、学校に付設された給食場等がある⁷。

計画届を提出する義務があるのは事業者である。法人の場合は、法人そのものをいう。したがって、届出に当たっては、企業名と代表者名を記載し、一般的には社判と代表者印を押印して提出することになる。しかし、例えば、本社が東京にあり、工場が北海道から九州に10箇所あるという場合にすべてに代表者印を押印しなければ受理されないことになり煩雑である。そこで、厚生労働省は、当該事業場における安衛法に基づく報告等を行う権限が当該支店、事業場等の長に委譲されている場合には、当該支店、事業場の長の職及び氏名で行っても差し支えないとしている（昭和48.1.8基発第2号）。

1.4.1.3 計画届の提出先

計画届の提出先は、当該事業場又は仕事を行う場所を管轄する労働基準監督署長である。しかし、建設業や採石業の場合、その事業場が複数の労働基準監督署長の管轄をまたぐ場合がある。そのような場合には、原則として事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長となる。

①

1.4.2 一定の危険又は有害な機械等の設置・移転・変更（第1項）

1.4.2.1 本条第1項の規定による届出

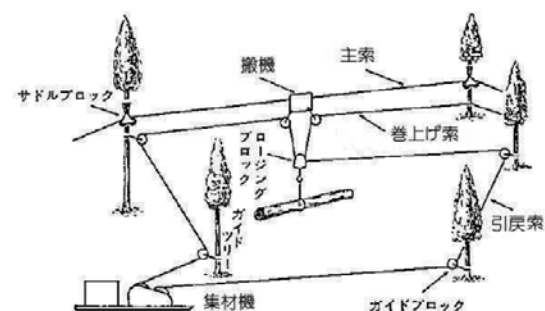
本条第1項の規定による届出をしようとする事業者は、安衛則別表第7の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、様式第20号等の届書に、当該機

械等の種類に応じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない（安衛則86条第1項）。様式第20号等については下記参照。

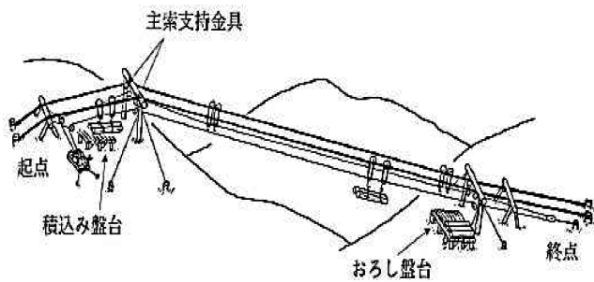
1.4.2.2 危険有害機械等の範囲

安衛則第85条は、本条に定める危険有害機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、別表第7の上欄に掲げる機械等としている（ただし、別表第7の上欄に掲げる機械等で、①機械集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう（図参照））運材索道（架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定期間空中において運搬する設備をいう（安衛令第6条第3号）。（図参照））、架設通路及び足場以外の機械等で、6月未満の期間で廃止するもの、②機械集材装置、運材索道、架設通路又は足場で、組立てから解体までの期間が60日未満のもの、は除く）。

【機械集材装置⁸】



【運材索道⁹】

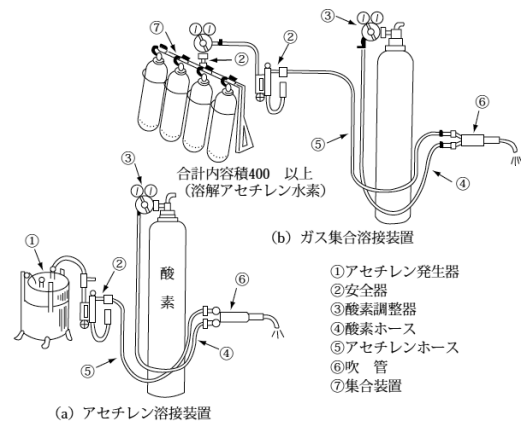


※一定区間を運材するものであり、原木等を積み込む位置と降ろす位置が決まっている。

別表第7の上欄に掲げるものは以下の通りである。

- ① 動力プレス（機械プレスでクランク軸等の偏心機構（金型中心と荷重中心がずれている機構）を有するもの及び液圧プレスに限る。）【*動力プレスとは、動力により駆動されるプレス機械をいう（安衛則第36条第2号）】
- ② 金属その他の鉋物の溶解炉（容量が1トン以上のものに限る。）【*溶解炉には、溶鉋炉、電気炉、転炉等がある。】
- ③ 化学設備（配管を除く。）（製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の量が厚生労働大臣が定める基準に満たないものを除く。）【*化学設備とは、安衛令別表第一に掲げる危険物を製造し、もしくは取扱い、またはシクロヘキサノール、クレオソート油、アニリンその他引火点が65度以上の物を引火点以上の温度で製造し、もしくは取り扱う設備で、移動式以外のものをいう（安衛令第9条の3第1号）。】
- ④ 乾燥設備（令第6条第8号イ又はロの乾燥設備に限る。）
- ⑤ アセチレン溶接装置（移動式のものを除く。）【アセチレン溶接装置とは、ア

セチレン発生器、安全器、導管、吹管等により構成され、熔解アセチレン以外のアセチレン及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、または加熱する設備をいう（安衛令第1条第1号）。アセチレン発生器とは、カーバイドに水をかけてアセチレンガスを発生させるものである。溶解アセチレンとは、アセチレンガスボンベに封入されたものをいう。¹⁰】アセチレン溶接装置と次のガス集合溶接装置を図示すると以下のようなものである¹¹。



*使用に際しては、ガス溶接主任者の選任及び指揮させることが必要

- ⑥ ガス集合溶接装置（移動式のものを除く。）ガス集合溶接装置とは、ガス集合装置、安全器、圧力調整器、導管、吹管等により構成され、可燃性ガス及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、又は加熱する設備をいう（安衛令第1条第2号、安衛則第308条第1項）。ガス集合溶接装置とは、10以上の可燃性ガスの容器を導管により連結した装置又は9以下の可燃性ガスの容器を導管により連結した装置で、容器の内容積の合計が水素若しくは溶解アセチレンの容器にあつては400リットル以上、その他の可燃性ガス（プロパンガス等）

の容器にあつては 1000 リットル以上のものをいう（安衛令第 1 条第 2 号）。ガス集合溶接装置の図は、アセチレン溶接装置の項を参照。】

- ⑦ 機械集材装置（原動機の定格出力が 7.5 キロワットを超えるものに限る。）
- ⑧ 運材索道（支間の斜距離の合計が 350 メートル以上のものに限る。）
- ⑨ 軌道装置【事業場附帯の軌道および車両、動力車、巻上げ機等を含む一切の装置で、動力を用いて軌条により労働者または荷物を運搬する用に供されるもの（鉄道営業法、鉄道事業法、軌道法の適用を受けるものを除く）】をいう（安衛則 195 条）（写真参照¹²⁾。軌道とは、動力車、貨車、人車等を運行する線路をいう。

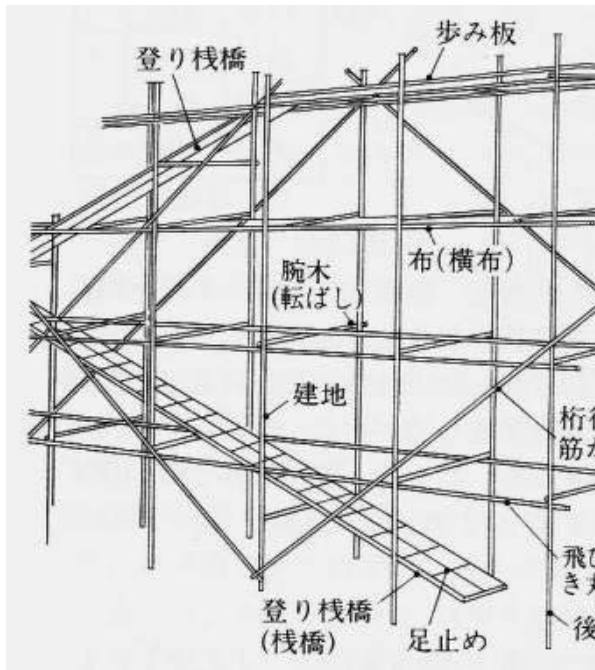


（軌道装置）

トラバースは軌道及び動力原動機を有しているが、トラバース（重量物、車体を台上に載せて回転向き変え水平方向に平行移動させる装置）のみでは軌道装置にならないが、安衛則に定める軌道装置の適用を受ける軌道に接続して使用されるトラバースは、安衛則の適用を受ける（昭和 24. 8. 8 基収第 2480 号、昭和 33. 2. 13 基発第 90 号）。有軌道台車（コンピュータにより

制御され、無人の状態でコイルなどを搬送する装置）は、構造上、脱線、転倒等その他災害のおそれがないとして、安衛則 195 条の軌道装置として取り扱われないとされる（平 23. 11. 28 基安発第 1128 第 1 号）】

- ⑩ 型枠支保工（支柱の高さが 3.5 メートル以上のものに限る。）【型枠支保工とは、支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ（建設物の床のように水平方向に長く平べったいコンクリート構造物）、けた等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう（安衛令第 6 条第 14 号）。】
- ⑪ 架設通路（高さ及び長さがそれぞれ 10 メートル以上のものに限る。）【架設通路とは、労働者が通行するための設備、つまり通路であつて、両端が支持されているものをいう。架設足場の登りさん橋（昇降階段）が典型だが、仮設物に限られない¹³⁾。登りさん橋とは、建築工事に従事する作業員が、歩いて上り下りできるようにしたスロープ状の仮設通路のこと。（図・写真参照¹⁴⁾。】



打ち、部材の取り付け又は取り外し等の作業において、労働者を作業箇所へ接近させて作業させるために設ける仮設の作業床及びこれを支持する仮設物をいう¹⁵。（一側足場の写真¹⁶）

（登りさん橋の図）



（一側足場の写真）¹⁷

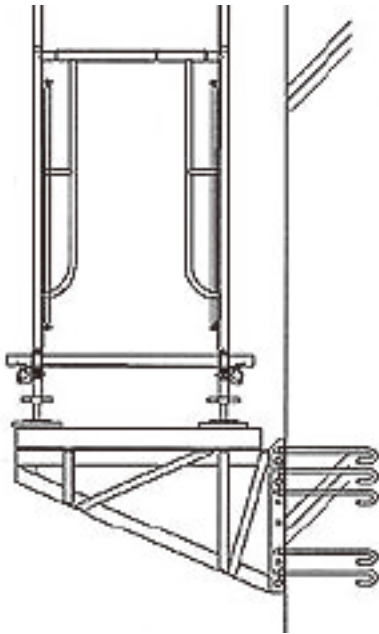


（登りさん橋の写真）

- ⑫ 足場（つり足場、張り出し足場以外の足場にあつては、高さが10メートル以上の構造のものに限る。）足場とは、いわゆる本足場、一側足場（いっそくあしば、ブラケット足場）、つり足場、張り出し足場（地面から本足場を組み上げられない場合に、工事中の建物の躯体に張り出し材を取り付けて、その上に本足場を設置する、といったつくりの足場）、脚立足場等のように、建設物、船舶等の高所部に対する塗装、鋳



（つり足場の写真）¹⁸

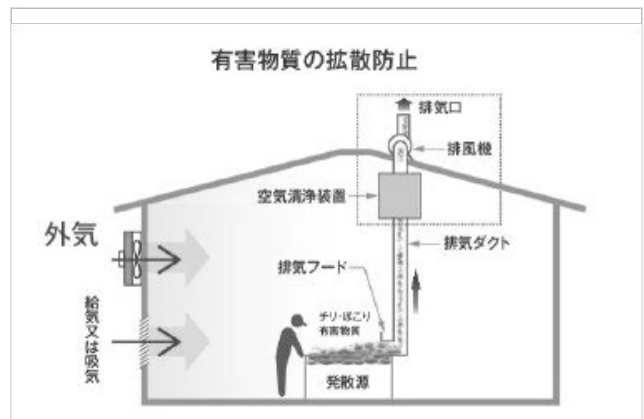


（張り出し足場の図）

- ⑬ 有機則第 5 条又は第 6 条(特化則第 38 条の 8においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置（移動式のものを除く。）【有機溶剤とは、他の物質を溶かす性質を持つ有機化合物の総称であり、様々な職場で、溶剤として塗装、洗浄、印刷等の作業に幅広く使用されている。有機溶剤は常温では液体だが、一般に揮発性が高いため、蒸気となって作業者の呼吸を通じて体内に吸収されやすく、また、油脂に溶ける性質があることから皮膚からも吸収される¹⁹。局所排気装置とは、有害物の発散源に吸引口を設け、吸引気流によって当該有毒物を含んだ空気を吸入するものである。その風上側に労働者を配置して作業することにより、有害物に暴露することを防ぐ。プッシュプル型換気装置とは、動

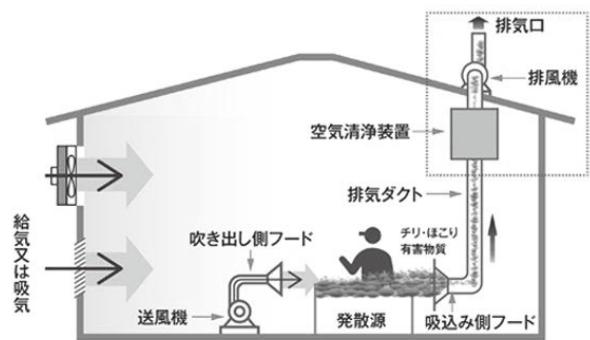
力により一定方向の流れを持つ吹き出し、吸い込み気流を形成し、有害物を含む空気を吸入するものである。全体換気装置とは、換気扇が典型だが、当該有害物を取り扱う作業場の空気を排出することにより、室内の有害物の濃度を低下させる²⁰。】

（局所排気型換気装置の図参照）²¹。



（プッシュプル型換気装置の図参照）²²。

汚染物質の拡散防止



- ⑭ 鉛則第 2 条、第 5 条から第 15 条まで及び第 17 条から第 20 条までに規定する鉛等又は焼結鉍等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置。【焼結鉍とは、製鉄の焼結工程において使用するため、粉状の鉄鉍石を焼き固めたものをいう。高炉に粉状の鉄鉍石をそのまま入れると目づまりを起こし、炉内の下から上

の還元ガスの流れを阻害するので、石灰石を混ぜ一定の大きさに焼き固めている²³⁾】

- ⑮ 四アルキル鉛をガソリンに混入する業務（四アルキル鉛をストレージタンクに注入する業務を含む）に用いる機械又は装置。【四アルキル鉛とは、鉛にエチル基又はメチル基が合計4個ついた物をいい、内燃機関の燃料であるガソリンのオクタン価を高める添加物であるアンチノック剤として使用される物をいう。極めて毒性が高い²⁴⁾】

- ⑯ 特化則第2条第1項第1号に掲げる第一類物質又は特化則第4条第一項の特定第二類物質等を製造する設備。【第一類物質とは、製造許可物質とも呼ばれ、労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある物であることから、予め厚生労働大臣の許可を受けなければ、製造し、又は輸入することが禁じられている物をいう。具体的には、特化則第1条第1項に定める物質をいう。特定第二類物質とは、第二類物質のうち、特化則第2条第1項で定める物質をいう。

²⁵⁾】

第1類物質²⁶⁾

物質名	CAS No.	対象となる含有濃度	特別管理物質	管理濃度
ジクロルベンゼン及びその塩	特定されず	1%超	該当	—

アルファーナフチルアミン及びその塩	特定されず	1%超	該当	—
塩素化ビフェニル（別名PCB）	特定されず	1%超	非該当	0.01mg/m ³
オルトトリジン及びその塩	特定されず	1%超	該当	—
ジアニジン及びその塩	特定されず	1%超	該当	—
ベリリウム及びその化合物	特定されず	1%超（合金は3%超）	該当	ベリリウムとして0.001mg/m ³
ベンゾトリクロリド	98-07-7	0.5%超	該当	0.05ppm

特定第2類物質²⁷⁾

物質名	CAS No.	対象となる含有濃度	特別管理物質	管理濃度
エチレンイミン	151-56-4	1%超	該当	0.05ppm
エチレンオキド	75-21-8	1%超	該当	1ppm

キシド	-8			
塩化ビニル	75-01 -4	1%超	該当	2ppm
クロロメチルメチルエーテル	107-3 0-2	1%超	該当	—
酸化プロピレン	75-56 -9	1%超	該当	2ppm
3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	101-1 4-4	1%超	該当	0.005 mg/m ³
ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP)	62-73 -7	1%超	該当	0.1mg /m ³
1, 1-ジメチルヒドランジン	57-14 -7	1%超	該当	0.01ppm
ナフタレン	91-20 -3	1%超	該当	10ppm
ニッケルカルボニル	13463 -39-3	1%超	該当	0.001 ppm
パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	60-11 -7	1%超	該当	—
ベーターブ	57-57	1%超	該当	0.5ppm

ロピオラク トン	-8			m
ベンゼン	71-43 -2	1%超	該当	1ppm
ホルムアルデヒド	50-00 -0	1%超	該当	0.1ppm
オルト-トルイジン	95-53 -4	1%超	該当	1ppm
アクリルアミド	79-06 -1	1%超	非該当	0.1mg /m ³
アクリロニトリル	107-1 3-1	1%超	非該当	2ppm
塩素	7782- 50-5	1%超	非該当	0.5ppm
シアン化水素	74-90 -8	1%超	非該当	3ppm
臭化メチル	74-83 -9	1%超	非該当	1ppm
トリレンジイソシアネート	584-8 4-9 91-08 -7	1%超	非該当	0.005 ppm
パラ-ニトロクロルベンゼン	100-0 0-5	5%超	非該当	0.6mg /m ³
弗化水素	7664- 39-3	5%超	非該当	0.5ppm
沃化メチル	74-88 -4	1%超	非該当	2ppm
硫化水素	7783-	1%超	非該当	1ppm

	06-4		当	
硫酸ジメチル	77-78-1	1%超	非該当	0.1ppm

- ⑰ 令第9条の3第2号の特定化学設備及びその附属設備。【特定化学設備とは、安衛令別表第3第2号に掲げる第2類物質のうち厚生労働省令で定めるもの（特定第2類物質）又は同表第3号に掲げる第3類物質を製造し、又は取り扱う設備で、移動式以外のものをいう（特化則第13条）。その附属設備とは、特定化学設備に附設されたものをいい、主なものとしては、動力装置、圧縮装置、給水装置、計測装置、安全装置等がある（平18.2.24基発第0224003号）】
- ⑱ 特定第2類物質又は特化則第2条第1項第5号に掲げる管理第2類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備（特化則第2条の2第2号又は第4号から第8号までに掲げる業務のみに係るものを除く。）【管理第2類物質とは、特定化学物質の第2類物質のうち、特定第2類物質及びオーラミン等以外をいい、具体的には特化則第2条第1項が定めるものをいう。】

管理第2類物質²⁸

物質名	CAS No.	対象となる含有濃度	特別管理物質	管理濃度
-----	---------	-----------	--------	------

三酸化二アンチモン	1309-64-4	1%超	該当	アンチモンとして0.1mg/m ³
インジウム化合物	特定されず	1%超	該当	—
クロム酸及びその塩	特定されず	1%超	該当	クロムとして0.05mg/m ³
コバルト及びその無機化合物	特定されず	1%超	該当	コバルトとして0.02mg/m ³
コールタール	特定されず	5%超	該当	ベンゼン可溶性成分として0.2mg/m ³
重クロム酸及びその塩	特定されず	1%超	該当	クロムとして0.05mg/m ³
ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）	特定されず	1%超	該当	ニッケルとして0.1mg/m ³
砒素及びその化	特定	1%超	該当	砒素と

合物 (アルシン及び 砒化ガリウムを 除く。)	され ず			して 0.003m g/m ³
リフラクトリー セラミックファ イバー	特定 され ず	1%超	該当	5 μ m 以 上の繊 維とし て 0.3本/ cm ³
アルキル水銀化 合物 (アルキル基が メチル基又はエ チル基である物 に限る。)	特定 され ず	1%超	非該 当	水銀と して 0.01mg /m ³
オルトーフタロ ジニトリル	91-15 -6	1%超	非該 当	0.01mg /m ³
カドミウム及び その化合物	特定 され ず	1%超	非該 当	カドミ ウムと して 0.05mg /m ³
五酸化バナジウ ム	1314- 62-1	1%超	非該 当	バナジ ウムと して 0.03mg /m ³
シアン化カリウ ム	151-5 0-8	5%超	非該 当	シアン として 3mg/m ³
シアン化ナトリ	143-3	5%超	非該	シアン

ウム	3-9		当	として 3mg/m ³
水銀及びその無 機化合物(硫化水 銀を除く。)	特定 され ず	1%超	非該 当	水銀と して 0.025m g/m ³
ニトログリコー ル	628-9 6-6	1%超	非該 当	0.05pp m
ペンタクロルフ ェノール(別名P C P)及びそのナ トリウム塩	87-86 -5 131-5 2-2	1%超	非該 当	ペンタ クロル フェノ ールと して 0.5mg/ m ³
マンガン及びそ の化合物 (塩基性酸化マ ンガンを除く。)	特定 され ず	1%超	非該 当	マンガ ンとし て 0.2mg/ m ³

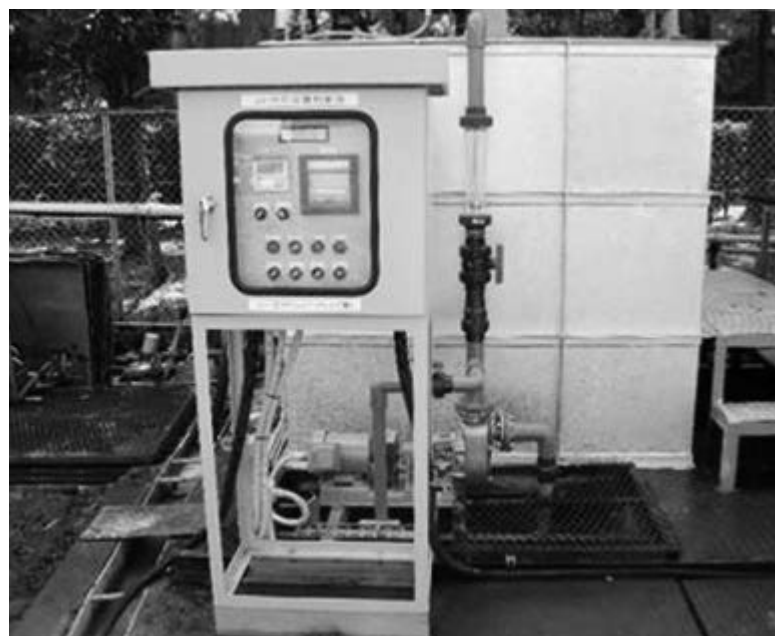
- ⑱ 特化則第10条第1項の排ガス処理装置
 (人体に有害なガスを分解又は排出す
 するための装置)であつて、アクロレイ
 ンに係るもの。【特定化学物質のうち一
 定の物のガス又は蒸気を含む気体
 を排出する製造設備の排気筒又は局所
 排気装置若しくはプッシュプル型換気
 装置には、一定の処理方式による排ガ
 ス処理装置またはこれらと同等以上の
 性能を有する排ガス処理装置を設けな
 ければならない(特化則第10条第1項)。

ここでは、そのうち、アクロレイン（有害物質）に関する設備が対象となる。】

- ⑳ 特化則第 11 条第 1 項の排液処理装置（多種多様な物質を含む廃油や廃酸、廃アルカリなどの廃液や排水を処理する装置で環境への負担軽減やコスト削減に貢献する）。【特定化学物質のうち一定の物を含有する排液（第 1 類物質を製造する設備からの廃液を除く）については、一定の処理方式による排液処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する排液処理装置を設けなければならない（特化則第 11 条第 1 項）。】次の物が対象である²⁹。

物質名	処理方式
アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。	酸化・還元方式
塩酸	中和方式
硝酸	中和方式
シアン化カリウム	酸化・還元方式 活性汚泥方式
シアン化ナトリウム	酸化・還元方式 活性汚泥方式
ペンタクロロフェノール（別名 PCP）およびそのナトリウム塩	凝集沈でん方式

硫酸	中和方式
硫化ナトリウム	酸化・還元方式

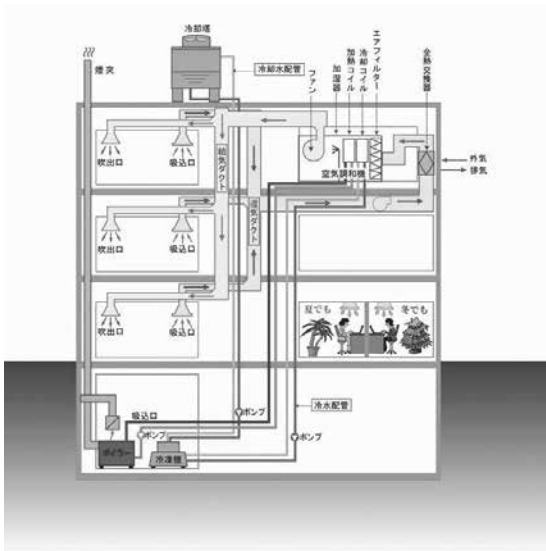


（中和方式廃液処理装置

- 21 特化則第 38 条の 18 第 1 項の硫酸ジエチル等に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く。）
- 22 特化則第 38 条の 19 の 1・3プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備及びその附属設備
- 23 電離則第 15 条第 1 項の放射線装置（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 12 条の 5 第 2 項に規定する表示付認証機器又は同条第 3 項に規定する表示付特定認証機器を除く。以下この項において同じ。）【放射線装置とは、次の装置又は機器をいう（電離則第 15 条第 1 項）。すなわち、①エックス線装置、②荷電粒子を加速させる装置、③エックス線管若しくはケノトロン²⁹のガス抜き又はエックス線の発

生を伴うこれらの検査を行う装置、④放射性物質を装備している機器をいう。表示付認証装置とは、R I 装備計器（R I（放射性同位元素）を利用して、水分や密度を測定する装置を装備したもの）のうち、原子力規制委員会又は登録認証機関の（財）原子力安全技術センターで設計認証を受けたものをいう^{30）}】

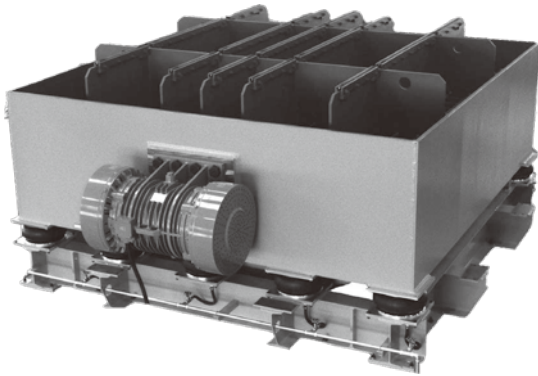
- 24 事務所衛生基準規則第5条の空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの。【空気調和設備とは、空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給できる設備をいう（事務所則第5条第1項）。機械換気設備とは、空気を浄化し、その流量を調節して供給することができる設備をいう（事務所則第5条第1項）。図参照^{31）}。



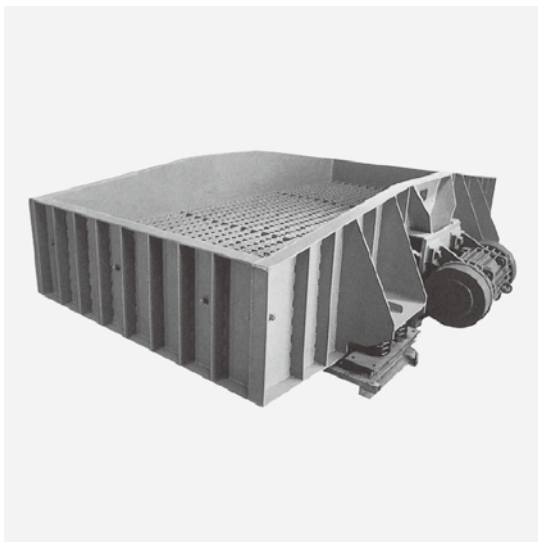
- 25 25 粉じん則別表第2第6号及び第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第14号の型ばらし装置。
【粉じん則別表第2第6号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備とは、粉

じん則別表第1第6号又は第7号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、研磨材の吹きつけにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を掘る箇所に設置された機械又は設備をいう。別表第1第6号とは、「岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業（第13号に掲げる作業を除く。）。ただし、火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業を除く。」であり、第7号の作業とは、「研磨材の吹きつけにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業（前号に掲げる作業を除く。）」をいう。粉じん則別表第2第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備とは、別表第1第8号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所に設置された機械または設備をいう。別表第1第8号の作業とは、「鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業（第3号、第15号又は第19号に掲げる作業を除く。）。ただし、水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業を除く。」をいう。同表第14号の型ばらし装置とは、~~別表第1第15号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の砂型を壊し、若しくは砂落としし、又は動力（手持式動力工具によるものを除く。）により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鋳ばり等を削り取る作業において用いる装置である。型ばらし装~~

置とは、鑄造（溶かした金属を型の中に注いで、所定の形にする製造方法）の型、特に砂型（すながた）を解体する時には、多量の粉塵（型に使われていた砂や、金属粉、離型剤の粉等々）が発生するが、この型を解体するのが「型ばらし」で、振動を加えて型を崩す機械や、棒で突いて型を崩す機械 などがある³²。】



（振動解砕型）シェイクアウトマシン・太平洋マシーナリー



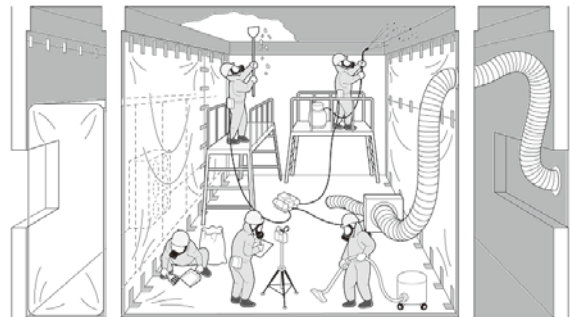
26

鑄物の砂落としに最適なシェイクアウトマシン

27 粉じん則第4条又は第27条第1項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置

28 石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備。【事業者は、石綿等の粉じんが発散する屋内作業場については、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。ただし、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設備の設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、この限りではない（石綿則第12条）。なお、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する物は製造禁止である³³。】

石綿等の粉じん発散抑制の設備³⁴



1.4.3 計画の届出等

1.4.3.1 計画の届出書等

事業者は、安衛則別表第7の上欄に掲げる危険有害機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、所定の様式（様式第20号）による届書に、当該機械等の種類に応じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない

ない（安衛則 86 条第 1 項）。所定の様式は図 3「様式第 20 号」を参照されたい。

ただし、以下の場合には安衛法第 88 条第 1 項による届出は要しない（安衛則第 86 条第 2 項、第 3 項）。

- ① 特化則第 49 条第 1 項の規定による申請をした者が、別表第 7 の 16 の項から 20 の 3 の項までの上欄に掲げる機械等の設置を行う場合
- ② 石綿則第 47 条第 1 項又は第 48 条の 3 第 1 項の規定による申請をした者が、別表第 7 の 25 の項の上欄に掲げる機械等の設置を行った場合

1.4.3.2 計画届出書の提出先、期日

届出書の提出先である所轄労働基準監督署長の所轄とは、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署を指す。

届出の期日は、工事開始の 30 日前までとされている。

1.4.4 建設業の仕事で特に大規模な仕事の計画届（第 2 項）

1.4.4.1 計画届の方法

建設業の仕事で特に大規模な仕事については、事業者は、その仕事の開始の日の 30 日前までに、直接、厚生労働大臣に届けなければならない（本条 2 項）。

ここで、工事の開始の日とは、本工事ないし本体工事に着手する日であると考えられ、例えば、ずい道建設においては立坑又は本坑の掘削に着手する日、ビル建築では基礎掘削に着手する日などがこれにあたる。

ここでの届出の対象となる仕事には、すべて一定の資格者がその計画作成に関与することを要する。

建設業に属する事業の仕事について、本条第 2 項の規定に基づく届出をしようとする者は、様式第 21 号による届書に次の書類及び圧気工法による作業を行う仕事にかかる場合にあつては圧気工法作業摘要書（様式第 21 号の 2）を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない（安衛則第 91 条第 1 項）。

- ① 作業を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- ② 建設等をしようとする建設物の概要を示す図面
- ③ 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- ④ 工法の概要を示す書面又は図面
- ⑤ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
- ⑥ 工程表

1.4.4.2 第 3 項の計画届の対象工事

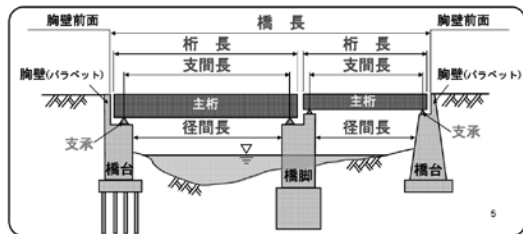
厚生労働大臣への届出の対象工事としては、過去の災害状況からみて、爆発、倒壊、異常出水等の災害の危険性が特に高いトンネル、橋梁、潜函等に係る建設工事のうち、危険度等を考慮して、次のような仕事の対象工事に規定されている（安衛則第 89 条）。

- ① 高さが 300 メートル以上の塔の建設の仕事
- ② 堤高（基礎地盤から堤頂までの高さをいう。）が 150 メートル以上のダムの建設の仕事
- ③ 最大支間 500 メートル（つり橋にあつては、千メートル）以上の橋梁（りょう）の建設の仕事（*最大支間とは橋梁の支点と支点の間隔のうち、最大のものをいう（昭和

55・11・25 基発第 648 号))

橋梁の各部分の長さ³⁵

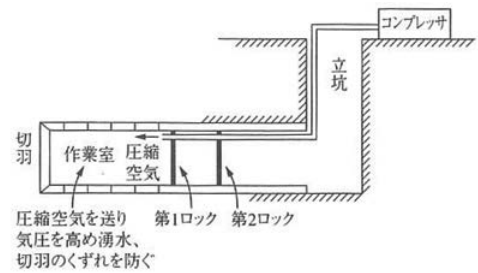
橋長 …… 両端の橋台の胸壁(パラペット)前面間の長さ
 桁長 …… 主桁の長さ
 支間長 …… 支承の間の長さ
 径間長 …… 下部構造の橋台(橋脚)と橋台(橋脚)の間の長さ



- ④ 長さが 3 キロメートル以上のずい道等の建設の仕事
- ⑤ 長さが千メートル以上 3 キロメートル未満のずい道等の建設の仕事で、深さが 50 メートル以上のたて坑（通路として使用されるものに限る。）の掘削を伴うもの

⑥ ゲージ圧力が 0.3 メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事

【圧気工法とは、構造物の基礎や地下トンネルなどで、湧水を防ぐため、高い空気圧のもとで掘削作業を進める工法。基礎の場合には、空気ケーソン、潜函、ニューマチックケーソン（→ケーソン基礎工法）、地下トンネルの場合には、圧気シールド工法などと呼ばれている。作業員が高い気圧のもとで作業をするので、作業時間などに制約があるが、直接地質を確かめながら作業できるので、確実な工事が可能となる。近年は、大型基礎に空気ケーソンを用い、各種の建設機械をケーソンの中に持込み、機械化作業が行われるようになった³⁶。図参照³⁷。】



圧気工法（トンネル工事）の概略図

- ⑥ 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同法第 2 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事
- ⑦ ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉(火格子面積が 2 平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり 200 キログラム以上のものに限る。)を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事
- ⑧ 掘削の高さ又は深さが 10 メートル以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事
- ⑨ 坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業を行う仕事

1.4.5 建設業又は土石採取業の事業の一定の規模あるいは種類の仕事（第 3 項）

1.4.5.1 第 3 項の計画届の方法

事業者が建設業又は土石採取業の事業の一定の規模あるいは種類のもの（以下では建設業等の仕事）を開始しようとするときは、工事開始 14 日前までに、労働基準監督

署長に届け出なければならない（法第 88 条第 3 項）。

土石採石業とは、採石業や土砂採石業が含まれるが、鉱業は経済産業省が所管するため、ここでの対象とならない。

1.4.5.1.1 建設業の計画届

建設業に属する事業の仕事について、本条第 3 項の規定に基づく届出をする場合、安衛則 91 条第 1 項の規定を準用する（安衛則第 91 条第 2 項）。

1.4.5.1.2 土石採取業の計画届

土石採取業に属する事業の仕事について、本条第 3 項の規定に基づく届出をしようとする者は、様式第 21 号による届書に次の書類を添えて所轄労働基準監督署長に提出しなければならない（安衛則第 92 条）

- ① 作業を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- ② 機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- ③ 採取の方法を示す書面又は図面
- ④ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

1.4.5.2 第 3 項の計画届の対象

本条第 3 項の厚生労働省令で定める仕事とは、以下のものをいう（安衛則第 90 条）。

- ① 高さ 31 メートルを超える建築物又は工作物（橋梁を除く。）の建設、改造、解体又は破壊（以下「建設等」という。）の仕事
- ② 最大支間 50 メートル以上の橋梁（りょう）の建設等の仕事
- ③ 最大支間 30 メートル以上 50 メートル未満の橋梁（りょう）の上部構

造の建設等の仕事（第 18 条の 2 の 2 の場所において行われるものに限る。）

- ④ ずい道等の建設等の仕事（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。）
- ⑤ 掘削の高さ又は深さが 10 メートル以上である地山（じやま、建設業では人為的な盛り土などが行われていない、自然のままの地盤をいう³⁸⁾の掘削（ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く。以下同じ。）の作業（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く。）を行う仕事
- ⑥ 圧気工法による作業を行う仕事
- ⑦ 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同法第 2 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事
- ⑧ ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉（火格子面積が 2 平方メートル以上又は焼却能力が一時間当たり 200 キログラム以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事。
【火格子とは、ボイラーの焚口（たきぐち）と火堰（ひぜき）の間にある、燃焼する固体燃料を支えるもので³⁹⁾、火格子面積とは燃焼室内の免責をいう。】

- ⑨ 掘削の高さ又は深さが 10 メートル以上の土石の採取のための掘削の作業を行う仕事
- ⑩ 坑内掘り（坑道を開削して地下の鉱体や炭層を採掘する採掘方式。露天掘りに対する用語⁴⁰。）による土石の採取のための掘削の作業を行う仕事

1.4.6 参画人が参画する工事等（第 4 項）

安衛法第 88 条の届出の対象となる工事のうち、以下のものは、厚生労働省が定める一定の資格を有する者（参画人）がその計画の作成に参画していなければならない（同条 4 項）。第 1 項のみならず、第 2 項又は第 3 項の届出においても同様である。

参画人の資格は、安衛則別表第九の上欄に掲げる工事又は仕事の区分に応じて同表の下欄に掲げるものとする（安衛則 92 条の 3）。

参画人の参画する対象となる工事等は、以下の通りである（安衛則第 92 条の 2）。

- ② 安衛法別表第 7 の上欄第 10 号（型枠支保工（支柱の高さが 3.5 メートル以上のものに限る。））及び同第 12 号足場（つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが 10 メートル以上の構造のものに限る。）を設置又は移転し、それらの主要構造部分を変更する工事
- ③ 安衛則第 90 条第 1 号から第 5 号までに掲げる仕事（同条第 1 号から第 3 号までに掲げる仕事にあつては、建設の仕事に限る）。安衛則第 90 条は、参画人が参画する仕事として、i）高さ 31 メートルを超える建築物又は工作物（橋

梁を除く。）の建設、改造、解体又は破壊（以下「建設等」という。）の仕事（第 1 号）、ii）最大支間 50 メートル以上の橋梁の建設等の仕事（第 2 号）、iii）最大支間 30 メートル以上 50 メートル未満の橋梁の上部構造の建設等の仕事（第 18 条の 2 の二の場所において行われるものに限る。）（第 3 号）、iii）ずい道等の建設等の仕事（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。）（第 4 号）、iv）掘削の高さ又は深さが 10 メートル以上である地山の掘削（ずい道等の掘削及び岩石の採取のための掘削を除く。以下同じ。）の作業（掘削機械を用いる作業で、掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く。）を行う仕事（第 4 号）、v）圧気工法による作業を行う仕事、を掲げている。

1.4.7 数次の請負による工事の場合の特例（第 5 項）

第 3 項の届出に関して、建設工事が数次の請負契約によって行われる場合において、当該工事を自ら行う発注者（最先次で他者に仕事を請け負わせている注文者であつて、丸投げせず、自らも仕事を行う者。（特定）元方事業者には、発注者の下にある元請も含まれる点で異なる）がいるときは当該発注者以外の事業者、当該仕事を自ら行う発注者がいないときは元請負人以外の事業者については、適用しない。つまり、数次の請負契約によって工事が行われる場合、下請の事業者は届出義務を負わない（本条第 5 項）。

この場合、元請負人が共同企業体（JV）の場合は、事前に「共同企業体代表者届」を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出した場合、当該代表者である企業を安衛法で定める事業者とみなして同法を適用するため（法第5条）、計画の届出も代表者である企業に対してのみ義務が生ずる⁴¹。

1.4.8. 計画届免除認定制度

安衛法第28条の2第1項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定した事業者について、本条第1項及び第2項に基づく計画の届出義務が免除される（安衛法第88条第1項ただし書き（第2項で準用する場合を含む））。

平成18年施行の改正安衛法において設けられた制度である。

計画届免除認定制度の流れは図4「計画届免除認定制度の概要」を参照されたい。

1.4.8.1 免除申請できる事業者

事業者が、以下の①から③までのすべての要件を満たす場合、計画の届出等の免除申請ができる。

- ① 法28条の2第1項の危険性又は有害性の調査を含む法第24条の2の指針に従った自主的活動（労働安全衛生マネジメントシステム）が行われていること（安衛則第87条第1項及び第2項）
- ② 安衛則第87条の3に定める欠格条項に該当しないこと
- ③ 安衛則第87条の4に定める認定基準に該当すること

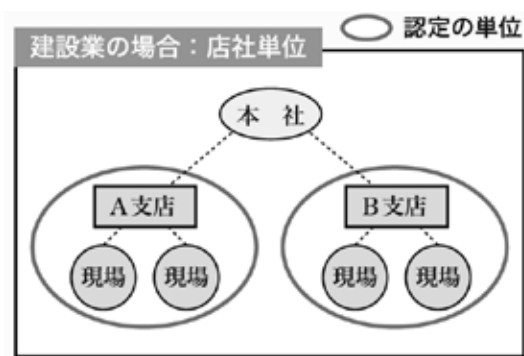
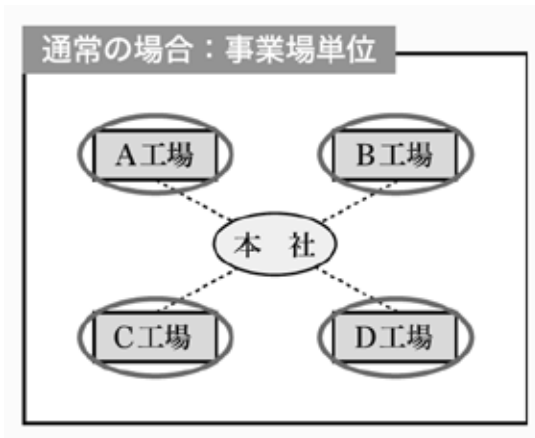
である。

欠格事項とは、以下の場合をいう。①法又は法に基づく命令の規定（認定を受けようとする事業場に係るものに限る。）に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者、②認定を受けようとする事業場について第87条の9の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者、③法人で、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるものは、認定を受けることができない（安衛則第87条の3）。

労働安全衛生マネジメントシステムとは、事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的として、トップの方針のもと、実施したリスクアセスメントの結果に基づき、事業者が目標の設定、計画の作成、実施、評価及び改善の一連の過程（PDCA）を定めて行う自主的な安全衛生活動の仕組みである⁴²。厚生労働省は「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（令和元年7月1日基発0701第3号）を公表している⁴³。

1.4.8.2 免除認定の申請

認定は、通常は事業場単位で、所轄労働基準監督署長が行う（規則87条の2）。ただし、建設業に属する事業の仕事を行う事業者については、当該仕事の請負契約を締結している事業場ごと（*場所単位ではなく、契約単位ということ）に認定を行う（安衛則88条）。認定の単位については、下記の図を参照されたい⁴⁴。



免除認定の申請を行おうとする事業者は、計画届免除認定申請書（様式第 20 号の 2）に次の①から④までの書面を添えて、所轄の労働基準監督署長に提出しなければならない（安衛則第 87 条の 5 第 1 項）。

- ① 安衛則第 87 条の 3 各号（欠格事項）に該当しないことを説明した書面
- ② 安衛則第 87 条の措置（リスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステム）の実施状況について、申請の日 3 カ月以内に一定の要件を備えた 2 人以上の労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント等による評価を受けたことを証する書面及び評価結果の概要を記載した書面
- ③ 前記②の評価について、一定の要件を

備えた 2 人以上の労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント等による監査を受けたことを証する書面

- ④ 前記②③の要件に該当することを証する書面

1.4.8.3 認定基準

所轄労働基準監督署長は、認定を受けようとする事業場が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、認定を行わなければならない。

- ① 第 87 条の措置（リスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステム）を適切に実施していること
- ② 労働災害の発生率が、当該事業場の属する業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていると認められること⁴⁵
- ③ 申請の前一年間に労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害⁴⁶が発生していないこと

が要件となっている（安衛則第 87 条の 4）。

なお、厚生労働省は、さらに詳しい認定基準を、「労働安全衛生法第 88 条に基づく計画届の免除認定制度の運用について」

((平成 18 年 3 月 10 日)(基安発第 0310001 号)に定めている。

1.4.8.4 認定の有効期間、措置の停止、取消し等

事業者は 3 年ごとに更新をうけなければ、受けた認定は失効する（安衛則第 87 条の 6 第 1 項）。

認定を受けた事業者は、認定を受けた事業場ごとに、一年以内ごとに 1 回、実施状況等報告書に安衛則第 87 条の措置の実施

状況について行った監査の結果を記録した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない(安衛則第 87 条の 7)。

認定を受けた事業者が、認定を受けた事業場において安衛則第 87 条の措置を行わなかったときは、その旨を速やかに所轄労働基準監督署長に報告するとともに、認定証を返納しなければならない（安衛則第 87 条の 8）。

欠格事項に該当するに至ったとき、認定基準に適合しなくなったと認められるとき、実施状況等報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をして提出したとき、又は不正の手段により認定若しくはその更新を受けたことが明らかになったときは、認定は取り消される（安衛則第 87 条の 9）。

1.4.9 差止め又は変更命令（第 6 項）

厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、届け出られた計画を審査した結果、その計画による建設物、機械等の設置、移転、変更又は仕事の開始についての内容が労働安全衛生法令に違反すると認めた場合、工事若しくは仕事の開始の差止め、又は計画変更を届出者に対して命令することができる（本条第 6 項）。

ただし、工事又は仕事の開始の差止め命令は、労働者の安全と健康を確保するためのものであるから、計画が変更され安全衛生上危険有害でないことが期待される場合は、計画の変更が命じられることになる。

工事着手差止・計画変更命令は、工事着手差止・計画変更命令書（別添様式参照）の交付により行われている。

また、命令を行わない場合であっても、計画の届出の内容に問題があるときは、工

事計画変更勧告書又は工事計画変更指導書（別添様式参照）により計画の改善を行うよう行政指導がなされることがある。

1.4.9.1 計画の届出に係る審査

—

1.4.9.2 本条の工事差止・計画変更命令に関する実際の運用

実際の運用においては、迅速な処理のため、窓口担当者が届出の受理と同時に内容の審査を行い、その場で任意の用紙に指導事項を記入して計画の改善（修正、変更）を求め、工事着手までに、改善したとの報告を徴し、上記の正式な様式による命令、勧告、指導は行わず審査を終了することも多いようである。

労働安全衛生法第 88 条第 6 項及び労働基準法第 96 条の 2 第 2 項では、工事着手差止・計画変更命令以外の権限について規定されていないが、厚生労働省設置法等に基づく行政指導は当然可能である。

労働基準監督年報によると年間の工事着手差止・計画変更命令件数が 100～200 件となっているが、これも本当は工事着手差止・計画変更命令の対象となりうる計画届はもっと多いと思われるが、上述の通り簡易的な指導で解決している例が多いことから命令がなされていないと思われる。

勧告・指導の内容は、計画届の対象となる機械や作業そのものに絞られるわけではなく、例えば石綿等の除去に係る建設工事計画届において、石綿等の除去のために薬剤を使用する時は、当該薬剤の SDS を確認して防毒マスクの使用等を指導することがある。

1.4.10 発注者に対する勧告又は要請

厚生労働大臣又は労働基準監督署長は、本条第6項の規定に基づき差止め命令又は変更命令をした場合で、必要があると認めるときは、当該命令に係る工事の発注者等に対して、今後、安衛法上問題となるような発注条件を付さないよう留意すること等、労働災害防止に関する事項について必要な勧告又は要請を行うことができる（本条第7項）。

本条第1項から第4項は、計画の届出等の措置を事業者に義務付けているが、第7項は、行政が事業者ではない発注者に対しても一定の勧告又は要請を行うことができることを規定している。

安衛法は、数次の請負により事業が行われる場合などに、労働契約の相手方たる事業者以外の者（発注者、派遣先など）を義務主体に加えている。これは、特定の事案に関し、最適な義務主体は誰かということと、それに負わせるべき義務内容として何が求められるかという二つの側面から、安全衛生上の実効性を確保することを目的としている⁴⁷。同種の考え方は、イギリスの法制度でもみられ、安全衛生では、リスクを創出した者や、情報を得て情報を管理する者が管理責任を負うという考え方がとられている⁴⁸。

安衛法第3条第3項は、建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者に対して、施行方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないと規定している。これは建設工事では、発注者が工期、設計条件等を示し、この発注条件に基づいて事業者が工事を施工すること

になるので、これらの設計条件が施工方法に大きな影響を及ぼし、不適切な発注条件が付された場合、施工時の安全衛生の確保に困難が生ずることになるからである。

しかし、現実には、無理な工期が設けられているなど安全衛生上問題がある設計条件の発注がなされている例がある。数次の請負がなされている場合、労災事故の防止を徹底させるためには、発注者においても工事が安全に行われるよう配慮しなければならぬ。

法第3条第3項は、発注者に対し一般的に配慮を求めるものであるが、本条第7項は、本条第6項に定める差止め命令又は変更命令を行うなど具体的な危険が認められる場合、行政は、当該命令にかかる工事の発注者に対しても安衛法上問題となるような発注条件を付さないよう必要な勧告又は要請を行うことにより、具体的な配慮を求めるものといえよう。

具体的な配慮の内容としては、例えば、発注者に対して、今後、安衛法上問題となるような発注条件を付さないよう留意すること、事業者の改善措置が迅速に講じられるよう配慮すること等を勧告又は要請することになる。なお、これらの勧告は、発注者その他の注文者が安衛法違反となる事項を発注条件として付していることを理由として行われるものであるから、設計図書において安衛法違反となる事項が明示されている場合等に行われることになる⁴⁹。

1.4.11 本条違反の場合の罰則

事業者が、本条第1項から第4項までの規定に違反して計画の届出をしない場合又は第5項の規定に違反し有資格者を参画さ

せない場合には、50万円以下の罰金に処せられる（安衛法第120条第1号）。

事業者が第6項の規定に違反して、労働基準監督署長の命令に従わない場合には、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（法第119条第2号）。

計画届の提出期限に遅れた場合は、その計画届の内容を審査する期間がないため、法令に従って、労働基準監督署長はその受理を拒むことになる。

ただし、運用の実態としては、届出期限に遅れた場合、労働基準監督署長から、「遅延理由書」の提出を求められ、その添付を条件に、提出期限に遅れた計画届を受理するということもある⁵⁰。

ところで、本条の第1項から第3項までは計画等の届出を「事業者」に課している。すなわち、届出義務を負っているのは「事業者」である。この義務の履行にあたっては、事業者本人が履行する場合もあるが、義務の履行を受任者に委任して行うこともでき、あるいは従業員を履行補助者として用いることもできる。行政上の責任という観点からみれば、事業者がいかなる履行方法をとろうと、結果として届出がなされなければ、行政上の義務違反が生じる。

ところが、刑事責任は、法律に違反する行為をしたことについての責任を問うものであって、届出がなされなかったという結果が発生したことに対する責任を問うものではない。刑事法上は、結果において届出がなされなかった場合、誰の行為によってその結果が発生したかということの問題にするのであって、事業者が自ら届出をしなかったのか、補助者や受任者が届出をしなかったということを区別しなければならない

い。そのうえで、補助者や受任者が届出を行わなかった場合には、意図的に届出を行わなかったどうかを検討される⁵¹。

例えば、建設業に属する事業の仕事では事前にその計画を労働基準監督署長に届け出なければならないが（第3項）、届出がなされなかった状況としては、①事業者に届ける意思がなく、届け出なかった、②事業者に届出の意思があり、受任者に届けることを委任したが、受任者が故意又は過失によって届け出なかった、③事業者に届ける意思があり、書類を作成して補助者（従業員）に書類を提出するよう指示したが、補助者が故意又は過失によって届け出なかった、という状況が想定できる。

行政法規上はいずれの場合であっても事業者の責任が発生する。しかし、刑事法上は、上記①の場合は事業者が、上記②の場合は受任者が、上記③の場合は補助者が違反者となる。

ところが、上記②、③の場合、受任者にも補助者にも事業者という身分がないので、違反行為者であってもその行為は構成要件に該当しないため安衛法第88条第3項の規定に違反することにならず、処罰されない。さらに、この場合、事業者に届出がなされなかったことを知りながら、それを容認して放置していたという事情がなければ、事業者も処罰できないことになる⁵²。

これは法目的に反するものといわなければならない。そこで、こうした場合には、安衛法122条のいわゆる両罰規定が重要な役割を果たす。すなわち、両罰規定の意味は、法人の代表者又は法人がもしくは代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、

第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、「行為者を罰する」点にある。「行為者を罰する」というのは、第 116 条以下の各規定が引用している各本条の措置義務者が特定の身分がある場合には、その規定違反の犯罪は身分犯となり、身分のない者は形式的には各規定に違反する行為を行っても処罰されないが、この「行為者を罰する」という規定により、身分がない者が行った各規定に違反する行為を犯罪とすることを意味しているのである⁵³。

この規定により、事業者ではない履行補助者が処罰の対象とされることになるが、さらに、事業者自体が処罰されるか否かにかかわらず、行為者に加えて、法人もまた処罰されることになる。

2. 第 89 条

2. 1 条文

（厚生労働大臣の審査等）

第 89 条 厚生労働大臣は、前条第 1 項から第 3 項までの規定による届出（次条を除き、以下「届出」という。）があつた計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて審査をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の審査を行なうに当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者の意見をきかなければならない。

3 厚生労働大臣は、第 1 項の審査の結果必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

4 厚生労働大臣は、前項の勧告又は要

請をするに当たっては、あらかじめ、当該届出をした事業者の意見をきかなければならない。

5 第 2 項の規定により第 1 項の計画に関してその意見を求められた学識経験者は、当該計画に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2.2 内容

2.2.1 趣旨

本条は、前条の規定により届けられた計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて、厚生労働大臣が行う審査、それに基づく勧告等について定めたものである。

技術革新の進展により、大幅な機械化や設備の大型化のほか、新原材料、新生産方法の採用等が急テンポに進むため、危害防止のための措置基準や構造基準等に常に検討が加えられているとはいえ、各産業界の技術水準に即応することが困難な場合がある。前条の届出内容が法令の定める措置基準等に違反する場合は、厚生労働大臣又は労働基準監督署長が前条第 7 項に基づく命令をすることができることはもちろんであるが、届出内容が法令に規定される技術水準を超えているような場合でも基準がないからといって安全衛生確保の観点からは、これを放置することはできない⁵⁴。

2.2.2 審査の対象（第 1 項）

本条第 1 項において、厚生労働大臣が審査を行うのは、前条の規定（第 88 条第 1 項から第 3 項までの規定）による届出があつた計画のうち、「高度の技術的検討を要するもの」である。具体的には、新規に開発された工法等を採用する建設工事計画、石

油化学工場等における新生産方式の採用による設備増設計画等である⁵⁵。

そして、これらの計画内容がこの法令又はこれに基づく命令に違反事実がなくても、届け出られていた計画内容について、厚生労働大臣は学識経験者の意見を聴いて安全性を審査することができる⁵⁶。

2.3.2 審査の方法（第2項）

厚生労働大臣は、この審査に際しては、安衛則第93条に従って、審査委員候補者名簿に記載されている者のうちから、審査すべき内容に応じて、審査委員を指名し、指名した委員の意見をきかなければならない。

審査を行うに当たって、審査対象となった計画に関して意見を求められた学識経験者は、審査対象の計画に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（第5項）。

審査委員候補者名簿に記載される者は、安全又は衛生について高度の専門的な知識を有する者のうちから、厚生労働大臣が委嘱して、その名簿を作成し、公表される（安衛則第94条）。

審査委員は、トンネルや構造物、圧気工法、爆発火災の専門家などからなる。大臣審査の審査委員候補は十数人いるが、その中から特定の工事について毎回4～5名が厚労省安全衛生部長名で指名され、委員会が組織される。審査委員はその場で対象となる工事について意見を求められ審査するというプロセスとなる。

委員会は届出がなされた都度行われ、委員も交代で指名される。対象となる工事はトンネル（ずい道）や圧気工法関係が多い。

2.3.3 事業者への勧告又は要請（第3

項）

厚生労働大臣は、この審査の結果、労働災害防止のため必要があると認めるときは、その審査対象となった計画の届出をした事業者に対し、必要な勧告又は要請をすることができる。

厚生労働大臣は、その勧告又は要請をするに当たっては、あらかじめ、届出を行った事業者の意見をきかなければならない（第4項）。

3. 89条の2

3.1 条文

（都道府県労働局長の審査等）

第89条の2 都道府県労働局長は、第88条第1項又は第3項の規定による届出があつた計画のうち、前条第1項の高度の技術的検討を要するものに準ずるものとして当該計画に係る建設物若しくは機械等又は仕事の規模その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるものについて審査をすることができる。ただし、当該計画のうち、当該審査と同等の技術的検討を行つたと認められるものとして厚生労働省令で定めるものについては、当該審査を行わないものとする。

2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の審査について準用する。

3.2 内容

3.2.1 趣旨

安衛法第89条の規定に基づいて厚生労働大臣は特に大規模な工事等の計画を中心に審査を行うこととされているが、厚生労働大臣の審査の対象となっているものに準ずるような工事等の計画についても、専門的観点からの検討を行うことが労働災害防

止のために有効であることから、本条は厚生労働大臣が審査を行う高度の技術的検討を要する工事等の計画に準ずる工事等の計画について、都道府県労働局長が審査を行うことができるとした。

本条は、厚生労働大臣が審査を行うことになっていない工事等の計画の中にも、地質が極めて軟弱なところや有害ガスが発生するところで行うもの、曲率の大きい曲線けた（橋脚の上に架け渡して橋板を乗せるための曲線の材）の橋梁や土被り（ずいどうの上端から地表面までの土砂や岩盤の厚さ）が小さく断面のおおきなずい道等、建設する物の構造が特殊なもの等危険性の高いものがあり、このような建設工事において、あらかじめ専門的な観点からの検討が十分行われていなかったことによる災害がみられたことから、平成4年の改正によって新設された規定である⁵⁷



曲線けた



ずいどうの土被り

3.2.2 本条の対象となる計画

都道府県労働局長は、第88条第1項又は第3項の規定による届出があつた計画のうち、安衛法第89条第1項の高度の技術的検討を要するものに準ずるものとして当該計画に係る建設物若しくは機械等又は仕事の規模その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるものについて審査をすることができる。

ただし、当該計画のうち、当該審査と同等の技術的検討を行つたと認められるものとして厚生労働省令で定めるものについては、当該審査を行わないものとする（本条第1項ただし書き）。

安衛法第89条第2項から第5項までの規定は、この審査について準用する（本条第2項）。

3.2.3 計画届の対象となる仕事

法第89条の2第1項の厚生労働省令で定める計画は、次の仕事を対象とする（安衛則第94条の2）。

- ① 高さが100メートル以上の建築物の建設の仕事であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 埋設物その他地下に存する工

作物（第2編第6章第1一節及び第634条の2において「埋設物等」という。）がふくそう（輻輳：1カ所に複数のものが集中して混在する状況）する場所に近接する場所で行われるもの

ロ 当該建築物の形状が円筒形である等特異であるもの

- ② 堤高が100メートル以上のダムの建設の仕事であつて、車両系建設機械（安衛令別表第7に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の転倒、転落等のおそれのある傾斜地において当該車両系建設機械を用いて作業が行われるもの（図参照⁵⁸）。



- ③ 最大支間300メートル以上の橋梁（りょう）の建設の仕事であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該橋梁（りょう）のけた（橋脚と橋脚の間を結び、上の重さを支えるもの）が曲線けたであるもの

ロ 当該橋梁（りょう）のけた下高さが30メートル以上のもの

- ④ 長さが千メートル以上のずい道等の建設の仕事であつて、落盤、出水、ガス

爆発等による労働者の危険が生ずるおそれがあると認められるもの

- ⑤ 掘削する土の量が20万立方メートルを超える掘削の作業を行う仕事であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該作業が地質が軟弱である場所において行われるもの

ロ 当該作業が狭あいな場所において車両系建設機械を用いて行われるもの

- ⑥ ゲージ圧力が0.2メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 当該作業が地質が軟弱である場所において行われるもの

ロ 当該作業を行う場所に近接する場所で当該作業と同時期に掘削の作業が行われるもの

3.2.4 審査の方法

都道府県労働局長の審査の方法は、前条の規定に基づく厚生労働大臣の審査と同様である。すなわち、都道府県労働局長は、この審査に際しては、安衛則第93条に従って、審査委員候補者名簿に記載されている者のうちから、審査すべき内容に応じて、審査委員を指名し、指名した委員の意見をきかなければならない。

都道府県労働局長は、審査委員の学識経験者から意見をきいて審査を行った上で、労働災害防止のために必要があると認めた場合、当該事業者に対して勧告、要請を行うことができる。

4. 第90条

4.1 条文

（労働基準監督署長及び労働基準監督官）
第90条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

4.2 趣旨

本条は、本法の施行事務は労働基準監督署長および労働基準監督官がつかさどることを定めたものである。本法のほか、労基法、じん肺法、作業環境測定法、最低賃金法、家内労働法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法等により、これらの法律の施行に関する事務をつかさどっている（労基法第100条第4項、じん肺法第41条、作業環境法第38条、最低賃金法38条、家内労働法第29条、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第12条）。

実際の本法施行に係わるすべての監督業務は、労基法上の監督機関すなわち、厚生労働省労働基準局、都道府県労働局、労働局管内労働基準監督署（労基法第97条1項）を通して行われることになる。なお、都道府県労働局、労働基準監督署は、厚生労働大臣の直接の管理に属することが規定されている（同法97条3項）。このような中央直轄型の指揮命令系統が確立した一元的組織において、労働基準監督署長及び労働基準監督官は労働基準行政の先端に位置づけられている。

4.3 沿革

わが国の監督制度の発祥を丹念に紐解けば、1892（明治25）年6月に鉱業条例の施行に伴って設置された鉱山監督制度にまで遡ることもできるが⁵⁹、一般的には、工場法施行の前年である1915（大正4）年の12月に、農商務省商工局に工場課を新設し、工場監督官4名、工場監督官補5名を置いたことが出発であったとされている。翌年の1916（大正5年）には、工場法の施行権限を都道府県知事（東京都は警視庁）に委任し、地方分権的で、かつ、警察機関と結びついた監督制度とし、警視庁および各府県の警察部に工場監督官および工場監督官補199名を置き、合計208名の体制としている。当時の工場監督官および同監督官補は独立官職ではなく、一般職である警察官、事務官または技官が補官職として兼任補職されており、工場監督官としての身分保障はなかった。

1938（昭和13）年に、国民の体力向上と福祉の増進のために厚生省が設置されると、工場法に関する事項は、同省労働局監督課の所管となった。1949（昭和16）年には、従来の工場監督官・同監督官補、調停官・調停官補の名称が労務監督官・労務監督官補に改められ、戦時体制下となった1942年には、重要事業場労務管理令（以下、「管理令」という）が発令され、中央地方とも労務監理官という名称に統一された。

なお、この管理令は、1941（昭和16）年2月24日に、国家総動員法6条に基づき、重要事業場における労務管理の指導、監督のため定められたもので、「厚生大臣は国家総動員法第31条の規定に基づき重要事業場の労務管理の状況に関し事業主より報

告を徴し、又は当該官吏をして重要事業…
臨検し帳簿書類を検査」させることができる旨を規定するなど（21条）、戦時色の強い命令⁶⁰であった。

戦後の1947（昭和22）年には、労働基準法の制定とともに労働省が新設され、各監督機関は労働省の直轄機関として一元化され、地方政治や警察行政から完全に分離することとなった。また、労働基準監督官制度も、1923年のILO第20号勧告をモデルに一定の独立権限と身分保障が付与され、工場法時代と比べると飛躍的に前進した新しい監督官制度となった⁶¹。

4.4 労働基準監督署長の職務

労働基準監督署長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、労基法に基づく臨検、許可、認定、審査、仲裁その他労基法に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する（労基法第99条第3項）。

4.5 労働基準監督署の業務⁶²

労働基準監督署の業務は、大きく分けて、労働基準監督署の業務は、大きく分けて、労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、賃確法、家内労働法等を所管する「監督畑」と、労働保険法、労働保険徴収法等を所管する「労災畑」の二つに分けらる。

更に、「監督畑」を事業場の臨検（監督・指導）・司法処分（捜査）を担当する「監督」と、ボイラー、クレーン等の検査、計画届の審査など労働安全衛生法の技術的な事項を担当する「安全衛生」に分けている。

官名として労働基準監督官、厚生労働技官、厚生労働事務官の三官がある。

なお、「監督」は労働基準監督官のみの

業務、「安全衛生」は技官が中心の業務、「労災」は事務官が中心の業務となっている。ただし、人員配置等の関係から「安全衛生」「労災」に労働基準監督官が配属されることはある。

4.5.1 監督

「監督」というのは、労働基準監督官が労働基準法、労働安全衛生法等の所管の法律に基づく臨検、司法処分（送検）などの業務を行うことをいう。「臨検」とは部内的には「臨検監督」（又は単に「監督」）といっているが、工場や建築・土木現場、事務所などへ立ち入り、機械や設備等の違反について「使用停止命令」「変更命令」「立入禁止命令」を行うほか、法違反事項については「是正勧告書」の交付、法違反でない事項や是正方法の指導に関しては「指導票」の交付を行うのが中心である。

4.5.2 安全衛生

「安全衛生」は技官又は労働基準監督官が労働安全衛生法に基づく「検査」「安衛法第88条の計画届の審査」「安全衛生指導」などの業務を行うことをいう。具体的には、労働局においてはボイラーやクレーン、エレベーターなどの製造許可や検査（溶接検査、構造検査など）、監督署においてはボイラーやクレーン、エレベーターなどの検査（落成検査、使用再開検査など）、安衛法第88条の計画届の審査、有機則などの適用除外認定業務、安全衛生に関する一般的指導、その他安衛法に基づく各種届出書類（労働者死傷病報告、健康診断結果報告など）の取りまとめなどの一般業務を行っている。

4.5.3 労災

「労災」は事務官又は労働基準監督官が「労働災害」についての業務上外の決定、支給の業務を行うことをいう。具体的には、労働者からの「休業補償給付請求」（労災保険法に基づき労基署に請求する給付）、「休業補償請求」（労働基準法に基づき使用者に請求する補償）、「障害補償給付請求」「遺族補償請求」などの請求について、業務上外の決定、休業補償（平均賃金）の計算、障害等級の決定、遺族補償の決定などの事務を行っている。

4.6 本条の意味

本条に定める労働基準監督官の「この法律の施行に関する事務をつかさどる。」の意味は、実際には、安衛法に基づく事業場への臨検、関係者への尋問、製造許可等の事務、ボイラー、クレーン等の検査、司法事件捜査など安衛法に規定されているすべての業務を行うことができる権限を有しているということである。つまりはオールマイティである。

ただし、ボイラー、クレーン等の検査については、経験が必要なため部内での一定の研修を修了した者を充てることとしている（検査は技官が中心で行うが、監督官が実施することもある）。

4.6 権限行使の制約

労働基準監督官の権限行使において罰則をもって強制することは、令状なくして侵入、搜索、押収することになるため、憲法第35条の精神に反するとする説と憲法第35条はもっぱら司法上の強制捜査権を制限

したものであるから、労働者救済のために認められた行政権の強制捜査権はこれに抵触しないとする説が対立する。

こうした対立に関する税法上の強制捜査権と憲法第35条について判断した以下の川崎民商事件（最高裁大法判昭47.11.27判時687号17頁）が参考になる。

<事実の概要と判旨>

本件は、Yが税務署の過少申告疑いの税務調査のための質問検査を拒んだため、旧所得税法第70条第10号に違反するとして起訴されたという事案である。1審、2審ともYを有罪としたため、Yは、①質問調査は刑罰によって強制されているにもかかわらず裁判所の令状を必要とせず、強制的な捜査・押収等には裁判所が発令する令状が必要とする憲法第35条に違反するなどを理由として上告した。判決は、旧所得税法63条の質問調査は、「もっぱら、所得税の公平確実な賦課徴収のために必要な資料を収集することを目的とする手続きであって、その性質上、刑事責任の追及を目的とする手続きではない」、「刑罰を加えることによって間接的心理的に右検査の受忍を強制しようとするものであ」るが、「その作用する強制の度合いは、それが検査の相手方の自由な意思を著しく拘束して、直接物理的な強制と同視すべき程度の強制にまで達しているものとは、未だ認めがたく、公益上の目的を実現するには、「右の程度の強制は、実効性的手段として確保の手段として、あながち不均衡、不合理なものとはいえない」。「憲法第35条第1項の規定は、本来、主として刑事責任追及の手続きにおける強制について、それが司法権

による事前の抑制下に置かれるべきことを保障した趣旨であるが、当該手続きが刑事責任追及を目的とするものではないとの理由のみで、その手続きおける一切の強制が当然に右規定による保障の枠外にあると判断することは相当ではない。しかしながら、前に述べた点を総合判断すれば、旧所得税法 70 条 10 号、63 条に規定する検査は、あらかじめ裁判官の発する令状によることをその一般的要件としないからと言って、これを憲法 35 条の法意に反するものということはでき」ないとした。

＜判決から汲み取るべき示唆＞

本判決からは、憲法 35 条の令状主義の適用が行政手続きにも及ぶかという問題について、令状主義を一般的要件としなくても違憲ではないが、令状主義が行政手続きに適用される場合であっても、その範囲は狭く、また、制限的であるということが汲み取れる⁶³。

5. 第 91 条

5.1 条文

（労働基準監督官の権限）

第 91 条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 医師である労働基準監督官は、**第 68 条**の疾病にかかった疑いのある労働者の検診を行なうことができる。

3 前 2 項の場合において、労働基準監督官

は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5.2 趣旨

本条第 1 項は、本条の実効性確保のために、労働基準監督官に、事業場への立ち入り、関係者の質問、帳簿、書類その他の物件の検査、若しくは作業環境測定を行い、又は、検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することを行政上の権限行使として規定したものである。

同第 2 項では、医師である労働基準監督官は、伝染性の疾病その他の疾病（労働安全衛生法第 68 条）の疑いのある労働者を対象として検診を行うことができることを規定している。同第 3 項は、労働基準監督官が第 1 項、第 2 項の規定に定められた権限を行使する場合に、労基法（第 108 条）で、ILO 第 81 条約（第 2 号）と同様に、労働基準監督官証票（労働基準法施行規則様式第 18 号）を携行して関係者に提示し、身分を示すことを要求している。同第 4 項では、第 1 項で規定する労働基準監督官の立入検査の権限の目的が安衛法を施行するために必要な行政上の権限の行使であり、犯罪捜査等刑事責任追及ではないことを確認している。

5.3 権限

5.3.1 労基法上の労働基準監督官の権限⁶⁴

労働基準法における労働基準監督官の権

限は、安衛法と同様臨検（監督、指導、使用停止等命令（寄宿舎））、関係者への尋問、司法事件捜査などなどすべての業務を行うことができる権限を有している。

なお、法制度的には、労基法第99条第1項で労働基準主管局長、同第2項で都道府県労働局長が「この法律の施行に関する事項をつかさど」ることとし、第4項で「所属の労働基準監督官をして行わせることができる」と権限を委任できることとしており、第101条第1項で労働基準監督官は「臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる」としている。

労基法第99条第3項の労働基準監督署長の「臨検、尋問、許可、認定、審査、仲裁」のうち「許可、認定、審査、仲裁」は行政官庁としての労働基準監督署長の職務であって、労働基準監督官に権限はなく、「臨検、尋問」の権限は、両者が共有していることになる（許可と認定は署長の権限なので、労基法第99条第3項により署長の指揮監督により業務を行っているという解釈である。）

労働基準監督官の業務としては、「定期監督」といって各署の年間の監督計画に基づき主体的に工場や建設現場などに対して臨検監督を実施するもの、労働者からの申告に基づいて臨検監督し法違反があった場合には是正を求める「申告監督」（残業手当の支払い、解雇予告手当の支払いの指導など）、労働者死傷病報告や労災保険の請求書（療養補償給付や休業補償給付請求など）の情報に基づいて労災事故の原因調査と再発防止のための是正勧告や指導をする「災害時監督」、定期監督、申告監督、災害時

監督時の是正勧告や使用停止命令等に対する是正状況を確認する「再監督」がある。

また、家内労働法に基づいて委託者に臨検し、家内労働手帳の交付の確認、最低賃金の確認などの業務も行っている。これらを総合して「臨検」（臨検監督）と総称している。

その他、死亡事故や重大な災害の場合に実施する「災害調査」がある。「災害調査」は安全衛生の分野だが、法違反があると捜査に移行することがあるため、労働基準監督官が実施している（ただし、技官が同行する場合もある）。

また、就業規則や36協定等各種届出の受理、解雇予告除外認定申請の対応、宿・日直許可申請の対応、監視断続勤務適用除外申請の対応、児童使用許可、最低賃金減額特例許可、賃確法に基づく倒産の認定、未払い賃金額の確認などの業務もある。

長時間労働、賃金不払いなどで事案が悪質とされた場合や災害調査で重大な法違反があった場合又は告訴・告発があったときは、労基法違反、安衛法違反、最賃法違反などで司法事件として捜査のうえ事件を検察庁に送ることになる。

5.3.2 本条における権限

労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

5.3.3 臨検監督等

臨検監督とは、行政機関の職員が、行政法規の実施を監督するために、事業所、倉庫、工場などに立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類の検査を行うことである。その目的は、法違反の発見とその是正にある。

臨検監督には、定期監督、災害時監督、申告監督そして再監督がある⁶⁵。臨検監督の流れについては、図5「臨検監督の流れ」を参照されたい。

臨検監督でなにをみるかは、その種類によって異なるが、定期監督においては、労働局（労働基準監督署）がその年度の監督実施計画を定め、法令の全般について、対象となる事業場の法令の実施状況を審査する。

安全衛生については、安全衛生法・規則の全般について審査するが、具体例については、「臨検監督（安全衛生）例」を参照されたい。

安衛法の監督行政実務は、事後送検が殆どで、事前送検（災害が生じる前に、法違反のみを理由に送検すること）は例外であること、つまり、法違反を理由にいきなり厳罰をもって臨むことは殆どないこと、また、立入検査等も、事業場側の帳簿の準備等のため、事前に通告してから行われる場合もあるし、いきなり強制的に行うのではなく、まずは任意での立入を求め、拒否された場合に、改めて必要に応じて強制的な措置が講じられる場合が多い⁶⁶。

5.4 是正勧告、指導票等

5.4.1 是正勧告書

労働基準監督官が事業場に対して臨検監督等を行った際に、労働法令違反があると

認めるとき、その違反事項と是正期日を記した是正勧告書を交付する。事業主又は労務担当者等は是正勧告書を受け取ったとき、是正勧告書に受領年月日を記入し、記名押印する。是正勧告書については、図6「是正勧告書（見本）」を参照されたい。

是正勧告書に記載された違反事項は、指定された是正期日までに是正しなければならない。是正した場合、そのことを報告しなければならない（是正報告の徴収）。

是正勧告・是正報告の徴収は行政処分ではなく、行政指導にあたり、その法的性格は労基法第104条の2に基づく行政処分にあたらない⁶⁷。是正勧告に従った改善は、あくまでも使用者の任意の協力によってなされるものである。したがって、監督指導により是正勧告を行った事案については是正報告をしないこと又は虚偽の是正報告をしたことをもって労基法第120条第5号にもとづき送検手続きをとることができない。しかし、違反状態を放置している場合、労働基準監督官らは、労基法第104条の2に基づく行政処分として報告を求めることができる。ただし、その際には、同条を根拠にしていることを明示するとともに、行政不服審査法57条及び行政事件訴訟法46条に基づき不服申立て等に関する教示を付さねばならない（「監督指導業務の運営にあたって留意すべき事項について」（平19.2.14基発0214001号））。

この場合、使用者が是正報告をしない場合、労基法第120条第5号に基づき送検手続きをとることができる。

5.4.2 指導票

安衛法等に違反するものではないが、改善を図らせる必要のある事項（例えばガイドラインなど）に従っていない状態がある場合、又は労働法令違反と断定しがたいが改善すべき場合、その事項を改善すべき旨を記した指導票を、使用者に交付する。指導票については、図7「指導票（見本）」を参照されたい。

使用者又は労務担当者等は指導票を受け取った際に、指導票に受領年月日を記入し、記名押印する。改善した場合、そのことを報告しなければならない。

5.5 労働基準監督官の守秘義務

労働基準監督官は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。これは在職中だけでなく退官後にまでも課せられる義務である（労基法第105条）。こうした労働基準監督官の守秘義務規定は、令状なしでも行使し得る労働基準監督官の行政権限から得られる労使双方からの情報の要保護性を担保するという目的がある。

なお、国家公務員法にも同様の守秘義務規定があり労基法の罰則より、一段重い罰則を規定しているため両者の関係が問題となるが、実際の適用にあつては、国家公務員法で「この法律の規定が、従前の法律又はこれに基づく法令矛盾し又はてい触する場合には、この法律の規定が、優先する」

（国公第1条第5項）と定めているため国家公務員法の罰則を優先適用せざるを得ない⁶⁸。

5.6 司法処分

行政権限行使を契機として、犯罪が発覚することがあり得るが、犯罪捜査を行う場合は、司法警察官として権限を行使するため、刑事訴訟法で定められた手続きに従わなければならない。行政上の権限行使と司法警察官としての権限行使は厳格に区別されなければならない（第4項）。使用者の私宅内への侵入や寄宿舎内の私宅に臨検する場合にも、裁判官の令状が必要であるとの見解⁶⁹が有力である。

どのような場合に司法処分にするかを判断する基準（いわゆる「司法処理基準」）はかつては存在したが、現在はその有無を含め公開されていない⁷⁰。

どのような場合に司法処分されるかは、実際に送検された事件及び関係者からのヒヤリング結果から窺うことになる。最近労働基準監督署が公表した送検事例で労働安全衛生に関係したものの参照すると、概ね、

- ① 就業制限にかかる違反、使用停止命令を繰り返すなど法違反が繰り返される事案
- ② 死亡事故などの人の生命・健康に重大な危害を及ぼす重大な労災事故がある事案、
- ③ 長時間労働による労災がらみの請求が繰り返されるなどの事案の性質が重大でかつ悪質な事案

などについて司法処分を行う傾向にあるといえよう⁷¹。とくに、「労災かくし」は重大かつ悪質な事案となる。ここでいう「労災かくし」とは、故意に労働者死傷病報告書を労基署に提出しないこと、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を労基署に

提出することなどの場合を指す（第100条を参照されたい）。

5.7 犯罪捜査と行政監督

5.7.1 犯罪捜査と行政監督の峻別

労働基準監督官が実施する犯罪捜査は、本条に定める権限に基づく事業場への立ち入り、関係者の質問、帳簿等の書類その他の物件を検査する行為と峻別しなければならない。後者はあくまでも労働監督のために認められた行政上の権限の行使であり、犯罪捜査を目的とするものではないからである。

したがって、労働基準監督官が司法警察員として本法違反の捜査を行う場合に、前条の行政上の権限行使の場合と違い、裁判官が発する令状がなければ、差押え、捜索又は検証することができない⁷²。

安衛法はもともと行政法規であり、罰則規定を設けたことにより、罰則規定の適用場面で刑罰法規に変身するものである。そのため、本来行政法規である安衛法は、刑罰法規の適用場面では、罪刑法定主義に服して、厳格に解釈されることになる。

罪刑法定主義とは、どのような行為が犯罪となるか、その犯罪に対してどのような刑罰が科せられるかということ、あらかじめ法律で明確にしていなければ、ある行為を犯罪としたり、刑罰を科すことは許されないという刑罰法規に関する原理である⁷³。

そのことから、刑罰法規として労働安全衛生法の規定を解釈する場合、規定の文言からその意味・内容を明らかにする文理解釈や、規定の文言の意味を拡大して規定の内容を明らかにする拡張解釈は認められる

が、規定の文言から類推して規定の内容を明らかにする類推解釈は禁止されることになる。

これに対して、行政法規は多少内容がいまいで拡張して解釈する余地があるほうが、行政が円滑に遂行でき行政目的を達成することができるという側面があり、行政解釈も、行政目的の達成という合目的な解釈が認められるには当然であり、規定の文言を足がかりにして類推して解釈することも、行政上の必要があれば、可能だと考えられる⁷⁴。

労災防止という立場から、行政により行政法規の類推解釈、拡張解釈がなされる一方で、刑罰法規の適用の場面では、罪刑法定主義から解釈が制限され、適用範囲が縮小するという現象が生じる（行政監督と司法処分の乖離）⁷⁵。現場で監督行政を担う労働基準監督官は、こうした乖離を認識して権限行使をする必要がある。

5.7.2 実際の運用・手続き⁷⁶

通常、工場や建設現場、事務所などに行く「臨検」（臨検監督）は、原則的にはすべて「行政上の監督権限」として実施している。

したがって、事業者の同意の下に臨検を実施し、行政処分としての「使用停止等命令」、行政指導としての「是正勧告書」「指導票」の交付を行い、是正を求め、併せて報告（是正報告書）を求める。「行政上の監督権限」として臨検する場合は「労働基準監督署です。」と名乗って臨検を行う。

事業場に行く場合は、あらかじめ通知をして赴く場合と、非通知で赴く場合があるが、事案によってケースバイケースである。

使用停止等命令の行政処分に対して是正しない場合や、是正勧告に対して是正をしない場合で悪質な法違反の場合は、司法事件に移行することがある（被害額や悪質度など事案の軽重も関係するが。）。

司法事件となる場合は、刑事訴訟に基づき適正な手続きが定められているので、それにより実施する。

したがって、例えば、災害調査の場合は「行政上の監督権限」として実施しているが、災害調査の途中で重大な法違反が認められ司法事件としなければならないと判断したときは、「ただいまから、労働安全衛生法違反被疑事件として捜査に移りますので、実況見分として行います。」「〇〇さんに立会人になっていただきます。」と宣言したうえで、刑事訴訟法に基づく捜査に入る（移行する）。つまり、「行政上の監督」と「捜査」をある時点で厳密に区別している。

実況見分は任意捜査である。相手の事業場が拒否したり、隠蔽工作をしたり、任意の捜査ができないと判断されたときは、検証令状又は搜索差押許可状を裁判所に請求して強制捜査を行う。

労働基準法違反で送検するケースは、定期監督や申告監督等で事案が悪質である場合に実施する。その場合は、使用者に対して「労働基準法違反被疑事件として捜査する。」と宣言して実施する。

相手が否認せず、また捜査に協力する場合は任意捜査として証拠を提出させ、「参考人調書」「被疑者調書」を作成して送致（通常「書類送検」）する。相手が非協力的である場合は、搜索差押許可状を請求して家宅捜査を実施して証拠を収集するほか、

件数は少ないが被疑者を逮捕して送致することもある。告訴、告発の場合は、刑事訴訟法上必ず捜査し、違反の有無を問わず書類を検察庁に送らなければならない。この場合の送検は「送付」といい、通常事件の「送致」と区別されている。

搜索差押（家宅捜査）は、ごく普通に行われている。

6. 第92条

6.1 条文

第92条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による司法警察員の職務を行なう。

6.2 趣旨

本条は、労働基準法102条の規定と同じく、労働基準監督官が前条の行政上の権限を行使できるだけでなく、本法違反の罪において、特別司法警察職員として、刑事訴訟法が規定する司法警察員の職務も行い得ることを定めている。本法違反の捜査は、高度に専門的であることが多く、特別な知識と経験を必要とするため、労働基準監督官に特別司法警察職員としての職務を行わせることとした。

6.3 沿革

工場法の時代には、各府県の警察部が工場法の実施に関する地方の事務を主管していたため、同法違反の罪に係る司法手続は警察部が行っていた。

しかし、戦後になって労働行政が警察行政から分離されると、労基法違反の罪に関する犯罪捜査について専門的な知識、経験

を必要とすることから、労働行政に関する専門性を有する労働基準監督官をして労基法違反事件に関する司法警察員の職務を行わせることとなった。

そして、労働安全衛生法が労基法から分離したことにより、同法違反事案についても労働基準監督官が司法警察員の職務を行うこととした。

6.4 司法警察員の権限

本条にいう「司法警察員」とは、刑事訴訟法第 39 条第 3 項でいう「特別司法警察職員」をいう。（刑事訴訟法第 190 条は、「司法警察職員として職務を行うべきもの及びその職務の範囲は、別に法律でこれを定める」としたうえで、刑事訴訟法第 39 条第 3 項で、「司法警察職員は、司法警察員と司法巡査に区分される」と定めている）。

司法警察員は、通常、逮捕状の請求（刑事訴訟法第 199 条第 2 項）、捜索・差押・検証令状の請求（刑事訴訟法第 218 条第 4 項）、検察官への事件送致（刑事訴訟法第 246 条本文）を行う権限を有する（司法巡査はこれらを行う権限がない）。

7. 第 93 条

7.1 条文

（産業安全専門官及び労働衛生専門官）

第 93 条 厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署に、産業安全専門官及び労働衛生専門官を置く。

2 産業安全専門官は、第 37 条第 1 項の許可、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、

事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行う。

3 労働衛生専門官の職務としては、第 56 条第 1 項の許可、第 57 条の 4 第 4 項の規定による勧告、第 57 条の 5 第 1 項の規定による指示、第 65 条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。

4 前 3 項に定めるもののほか、産業安全専門官及び労働衛生専門官について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

7.2 趣旨

本条は、産業安全専門官及び労働衛生専門官の配置、職務について定めている。

産業安全専門官及び労働衛生専門官（7.4 で詳しく述べる）は、安衛法施行のための事務のうち安全衛生に関する専門的知識を必要とするものをつかさどるとともに、事業者、労働者など関係者に対し、必要な事項の指導及び援助を行うため、厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署に配置しなければならない（第 1 項）。

労働安全専門官は、「労働者の危険」を防止するスタッフとして、労働衛生専門官は、「労働者の健康障害」を防止するスタッフとして指導及び援助を行う。

産業安全専門官及び労働衛生専門官について必要な事項は、「産業安全専門官及び労働衛生専門官規程」（昭和47年9月30日労働省令第46号）（以下「専門官規程」という）が定めている（第4項）。

7.3 沿革

産業安全専門官及び労働衛生専門官については、かつては、旧産業安全専門官規程（昭和36年労働省訓令第1号）及び旧労働衛生専門官規程（昭和41年労働省訓令第3号）によって設置されていたのであるが、昭和47年に安衛法が制定された際、法律上の制度として確立した。

法制上、産業安全専門官及び労働衛生専門官の制度ができた背景事情は、以下の通りといわれる⁷⁷。

労働基準監督官だけでは安衛法の膨大な業務が処理できないこと、技官は事業場への立入権限がないこと、労働基準監督官には文系監督官と理系監督官がいるが（7.4で詳しく述べるが、採用試験を文系と理系で分けて採用している）理系監督官が少ないこと（20～30%程度）、安全衛生のウェットが増してきたこと、技術が高度化しており専門的知識を有する者を育てる必要が生じたこと、技官の処遇の改善が必要なこと等からこの制度ができたのではないかと
いわれている。

7.4 資格・配置

産業安全専門官及び労働衛生専門官のうち、厚生労働省には中央産業安全専門官又は中央労働衛生専門官を配置し、都道府県労働局及び労働基準監督署には、地方産業安全専門官及び地方労働衛生専門官を配置

しなければならない（「専門官規程」第1条）。

中央産業安全専門官及び中央労働衛生専門官は、厚生労働省労働基準局に勤務する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表（一）に定める職務の級が4級以上である職員で産業安全又は労働衛生に関する専門的知識を有するものうちから、地方産業安全専門官及び地方労働衛生専門官は、都道府県労働局に置くものにあつては、都道府県労働局に勤務する職務の級が3級以上である職員で産業安全又は労働衛生に関する専門的知識を有するものうちから、労働基準監督署に置くものにあつては労働基準監督署に勤務する職務の級が2級以上である職員で産業安全又は労働衛生に関する専門的知識を有するものうちから任命する（「専門官規程」第2条）。

7.5 職務

産業安全専門官及び労働衛生専門官は、官名ではなく職名である。労働基準監督官又は技官が就くが事務官はならない。

産業安全専門官は、特定機械等の製造の許可（第37条第1項）、安全衛生改善計画のうち産業安全に関する事項、工事等の計画の届出内容の審査等の事務並びに労働災害の原因の調査をはじめとして労働安全に関すること、技術に関する情報の収集に関すること、安全に係る技術基準に関すること等をつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行う（第2項）。

労働衛生専門官の職務は、有害物の製造許可、新規化学物質の有害性調査に係る勧告、化学物質の調査指示、作業環境測定についての専門技術的事項、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画のうち労働衛生に係る事項、工事等の計画の届出内容の審査等の事務⁷⁸、労働災害の原因の調査をはじめとして労働衛生コンサルタントに關すること、作業環境基準の普及に關すること、有害物の表示および有害性の調査に關すること、健康の保持増進の推進に關すること、労働衛生に關する情報の収集に關すること等があり、そのほか、労働衛生教育の実施及び援助等がある（第3項）。

7.6 実際の配置、職務⁷⁹

7.6.1 実際の配置

産業安全専門官及び労働衛生専門官の配置、職務について、法令上は上記のように定められているが、実際の配置、職務については、以下のようなものである。

安全専門官、衛生専門官は都道府県労働局の場合は「健康安全課」に配置される。労働基準監督署の場合は、方面制署（大規模の労働基準監督署関係では法令に關する各種届出の受付や、相談対応、監督指導を行う部署である「方面」を置く）の場合は「安全衛生課」に配置され、課制署（小規模の労働基準監督署では「方面」ではなく「監督課」を置き、2課ないし3課制をとる）の場合は「安全衛生課」又は「監督・安衛課」に配属される。

技官が労働基準監督署の安全衛生課長になった場合でも、併せて安全専門官か衛生専門官の発令をする。技官のままでは立入権限がないためである。労働基準監督官が

安全衛生課長になっても安全専門官や衛生専門官の発令はされない。実益がないためである。

ただし、労働局の健康安全課に所属する場合は、労働基準監督官であっても安全専門官か衛生専門官の発令をする（行政職俸給表（一）の三級以上の場合。）。これは、健康安全課内での職務の分担のためだが、人員が少ない労働局の健康安全課の場合は、安全専門官か衛生専門官のどちらか1名しかいない場合もある。

技官の採用時点では「厚生労働技官」だが、行政職俸給表（一）の三級以上になると、地方労働局又は労働基準監督署の産業安全専門官又は労働衛生専門官に発令される可能性が出てくる（それまでは、安全係長などの職名である。）。

なお、2008年から厚生労働技官の採用が停止され、労働安全衛生分野での専門的知識を有する職員の不足が問題とされている。従前監督署ごとに1名配置されていた技官は、現在では1名の技官を複数の監督署に併任発令している。将来的にはゼロになることが予想される。現在、技官の人数は都道府県労働局基準サイドの全職員の数%程度である。

7.6.2 具体的な職務

安全専門官と衛生専門官の具体的な仕事だが、安全専門官は安全関係（ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則、安衛則の安全関係条文を所管することから、ボイラー、クレーンの検査、足場や機械などの安全関係の88条の計画届の審査など）を担当する。

衛生専門官は衛生関係（じん肺法、作業環境測定法、有機則、特化則、石綿則、粉

じん則、酸欠則、鉛則などの衛生関係規則、安衛則の衛生関係条文を所管することから、じん肺の健康管理区分の決定事務（労働局のみ）、健康管理手帳の事務（労働局のみ）、有機則、特化則の適用除外許可、健康診断・ストレスチェック関係事務、局所排気装置・プッシュプル型換気装置などの衛生関係の88条の計画届の審査など）を担当している。

また、両官とも災害調査に同行することもある。

とはいうものの、上記のとおり、実際には、都道府県労働局の健康安全課には産業安全専門官か労働衛生専門官しかいない、労働基準監督署においても産業安全専門官か労働衛生専門官しかいないというのが現状であり、安全専門官・衛生専門官の名称に関係なく「安全衛生」の業務全般を担当しているのが現状である。

法にある「第三十七条第一項の許可」「第五十六条第一項の許可」「第五十七条の第四項の規定による勧告」、「第五十七条の五第一項の規定による指示」、「第六十五条の規定による作業環境測定」は、技術的な事項であるため都道府県労働局については健康安全課の安全専門官、衛生専門官、技官が担当しており、本省では安全課、労働衛生課の技官＝安全専門官、衛生専門官が担当しているようである。

「特別安全衛生改善計画」は、本省安全課、労働衛生課の所管なので、両課の安全専門官、衛生専門官が担当しているようである。

「安全衛生改善計画」（所謂「特安」「特衛」）は都道府県労働局長が指定するが、対象事業場の推薦は労働基準監督署が行う

ため、実際の指導は労働基準監督署が担当する。

労働基準監督署では、特安、特衛の事業場を担当労働基準監督官（又は各方面）に割り振って1年間監督指導（臨検、是正勧告、使用停止等命令、指導等）をさせる。したがって、各事業場から提出されてくる改善計画及びそれに対する進捗状況の確認等も担当労働基準監督官がすべて担当する。これについては、法条文では安全専門官、衛生専門官が担当することとされているが、技官である安全専門官、衛生専門官が単独で担当することは少ない。これは、技官である安全専門官、衛生専門官は、立入権限があり「指導」はできても、「監督」（是正勧告、使用停止等命令）ができないためである（同行することはある。）。

「届出」は、安衛法第88条に基づく届出だが、労働基準監督署の安全衛生課所管になっているので、同課所属の技官、安全専門官、衛生専門官、労働基準監督官が担当する。

7.7 関連裁判例

受託収賄被告事件（福岡地裁判小倉支部判平30.10.4）は、福岡労働局労働基準部健康課に所属して地方労働衛生専門官の職務に従事していたYが、O社から額面合計30万円の商品券の供与を受け、自己の本来業務ではない移動式クレーンの製造許可に関し、同部安全課所属の地方産業安全専門官Cへ許可決裁を速やかに行うよう働き掛けるなどしたことについて、「自己の職務に関し請託を受けて賄賂を収受した」と判断した事件であるが、事実認定において、産業安全専門官と労働衛生専門官の職

務を、以下のように詳細に述べており、参考になる。

＜認定事実と判旨＞

「労働安全衛生法により、都道府県労働局には産業安全専門官と労働衛生専門官を置くことが規定されており（同法93条1項）、前記福岡労働局労働基準部の安全課には地方産業安全専門官が、健康課には地方労働衛生専門官が配置されている。

労働安全衛生法、産業安全専門官及び労働衛生専門官規程等によれば、地方労働衛生専門官は、労働安全衛生法93条3項で規定される事務（健康障害を生ずるおそれのある物の製造の許可等、特に専門的知識を有する事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行うこと）等を行うこととされる。

また、地方産業安全専門官は、労働安全衛生法93条2項で規定される事務（移動式クレーン等の特に危険な作業を必要とする機械等として政令で定められた「特定機械等」の製造に関する許可等、特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行うこと）等を行うこととされる。

なお、地方産業安全専門官及び地方労働衛生専門官は、都道府県労働局に置くものにあつては都道府県労働局に勤務する職務の級が三級以上である職員で産業安全又は労働衛生に関する専門的知識を有するもの

のうちから任命するとされている（産業安全専門官及び労働衛生専門官規程2条）。実際、安全衛生業務を専門に行っている職員は、安全課と健康課のどちらかに配置され、両課をまたいで異動することが通常であり、職務経験を積んだ厚生労働技官は、安全課に配属されれば地方産業安全専門官に、健康課に配属されれば地方労働衛生専門官に任命されていた。

＜判決から汲み取るべき示唆＞

法令上は、地方産業安全専門官と地方労働衛生専門官が取り扱うことができる職務内容は明確に区別されているが、地方産業安全専門官と地方労働衛生専門官の職務内容は類似し、関連性が強く、安全衛生業務を取り扱うことで共通している。実際に、労働局の健康課と安全課では受付や審査等において相互に補助連携した事務処理が行われており、「一定の職務経験を積んだ後は、人員配置の都合によって、安全課に配属されれば地方産業安全専門官に、健康課に配属されれば地方労働衛生専門官に任命され得る」ため、健康課に所属する地方労働衛生専門官であったとしても、法令上の職務に限定されず、地方産業安全専門官が従事する特定機械等の製造許可審査に係る職務についても、一般的職務権限を有している」といえる。

8. 第94条

8.1 条文

（産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限）

第94条 産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条第2項又は第3項の規定による事

務を行うため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 第91条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

8.2 趣旨

本条は、産業安全専門官及び労働衛生専門官が、前条の事務を行うために必要な限度における権限について定めたものである。また、立入検査を行う際に必要な措置について規定している。

8.3 権限

産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条の事務を行うために必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、事業者、労働者その他の関係者への質問、帳簿、書類その他の物件の検査、作業環境測定の実施又は検査に必要な限度における製品、原材料もしくは器具の無償収去をすることができる（第1項）。

8.4 立入検査

産業安全専門官又は労働衛生専門官が、事業場に立ち入り、上記の事項を行う場合、その身分を示す産業安全専門官証票又は労働衛生専門官証票（「専門官規程」第5条、下図参照）を携帯し、関係者から要求があった場合には、それを提示しなければならない（第2項）。なお、この立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことは言うまでもない。

（第一面）



9. 第95条

9.1 条文

（労働衛生指導医）

第95条 都道府県労働局に、労働衛生指導医を置く。

2 労働衛生指導医は、第65条第5項又は第66条第4項の規定による指示に関する事務その他労働者の衛生に関する事務に参画する。

3 労働衛生指導医は、労働衛生に関し学識経験を有する医師のうちから、厚生労働大臣が任命する。

4 労働衛生指導医は、非常勤とする。

9.2 趣旨

本条は、都道府県労働局に、労働衛生指導医を置き、労働衛生の専門医学的な立場から、労働衛生行政の展開に参画させることを定めたものである。その職務は、法第65条第5項が規定する都道府県労働局長の指示による作業環境測定の実施、法第66条第4項が規定する都道府県労働局長の指示による臨時の健康診断の実施について必要な意見を述べることや、作業環境の改善、

健康管理の推進など労働者の衛生の確保に必要な事項に関し調査や指導を実施することである。

労働衛生指導医は、労働衛生に学識経験を有する医師のうちから、厚生労働大臣が任命する。その任期は2年で、都道府県労働局に勤務する非常勤の国家公務員となる。

9.3 沿革

労働衛生指導医については、すでに昭和43年5月に労働衛生指導医規程（昭和43年労働省訓令第4号）により、労働者の衛生環境の改善、職業疾患の予防その他の労働者の衛生の確保に資するため、都道府県労働局長が必要と認めたものを労働衛生指導医として都道府県労働局に置き、医学上の調査、指導を実施していた。本条は、これを引き継ぎ、法律上の制度とした規定である。

9.4 職務

労働衛生指導医の職務は、法第65条第5項及び法66条第4項の指示に関する事務その他、労働者の衛生に関する事務に参画することである。

例えば、法第66条第4項に関連して、鉛中毒が発生した事業場において、罹患労働者以外の労働者にも鉛中毒の罹患のおそれがあるような場合には、都道府県労働局長は、それらの労働者にも鉛に関する臨時の健康診断を実施するよう事業者に指示することができる。その指示の内容として、①労働者の健康保持のためなど臨時の健康診断の必要性の判断理由②健康診断の項目、③実施すべき労働者の範囲などを明示することが必要とされるため、このような指示

について、その必要があるか否かの判定、指示する必要がある場合には、健康診断の項目、実施すべき労働者の範囲などを明示して行うこととされているので、その事務には専門的な医学的知識が必要となるため労働衛生指導医を参画させることとなる⁸⁰。

また、この事務のほか、作業環境測定、作業環境の改善、職業性疾患の予防その他労働者の健康確保に資するために必要な事項、例えば新しい原材料、作業方法などに起因する健康障害の発生原因の調査や予防対策の検討、衛生管理特別指導事業場の指導上とくに必要な事項についての検討などが、その職務となる。

10. 第96条

10.1 条文

（厚生労働大臣等の権限）

第96条 厚生労働大臣は、型式検定に合格した型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等に関し労働者の安全と健康を確保するため必要があると認めるときは、その職員をして当該型式検定を受けた者の事業場又は当該型式検定に係る機械等若しくは設備等の所在すると認める場所に立ち入り、関係者に質問させ、又は当該機械等若しくは設備等その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣は、コンサルタントの業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてコンサルタントの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿若しくは書類（その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査さ

せることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関（外国登録製造時等検査機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関及び外国登録型式検定機関（第123条第1号において「外国登録製造時等検査機関等」という。）を除く。）（以下「登録製造時等検査機関等」という。）の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県労働局長は、労働衛生指導医を前条第2項の規定による事務に参画させるため必要があると認めるときは、当該労働衛生指導医をして事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は作業環境測定若しくは健康診断の結果の記録その他の物件を検査させることができる。

5 第91条第3項及び第4項の規定は、前各項の規定による立入検査について準用する。

当該機械等若しくは設備等その他の物件を検査をさせること、②コンサルタントの業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてコンサルタントの事務所に立ち入って、その業務に関係のある帳簿若しくは書類（その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせること。③厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関（外国登録製造時等検査機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関及び外国登録型式検定機関の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査させることができることを定めている。

本条第1項でいう「その職員」とは、型式検定は小型ボイラーや第二種圧力容器など安全関係なので、本省労働基準局安全課の中央産業安全専門官が基本だが、同課の技官も該当する。⁸¹

10.2 趣旨

本条により、厚生労働大臣及び都道府県労働局長は、①型式検定に合格した型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等に関し、その職員をして当該型式検定を受けた者の事業場又は当該型式検定に係る機械等若しくは設備等の所在すると認める場所に立ち入って、関係者に質問させ、

10.3 内容

10.3.1 型式検定合格証の失効に係る調査権限

安衛法は、一定の機械等について、それらを製造・販売を行う者に対して、当該機械について、ユーザーたる個々の事業者の手に渡って使用されるに至った段階において安全を確保するために、所期段階で必要

な措置を講ずべきことを罰則付で義務付けている。

この製造・流通規制が課せられる機械等は、①特に危険な作業を必要とする特定機械等、②特定機械等以外の機械等で、危険もしくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険もしくは健康障害を防止するために使用するもの、③動力により駆動される機械等で、作動部部上の突起物又は動力伝導部分もしくは調速部分に所用の防護措置が施されていないものの3通りに区分されている。

法第42条は、上記②の特定機械以外の機械で一定の機械等については、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を備えたものでなければ、譲渡、貸与又は設置してはならないとしている。

そして、法第42条の対象となる機械等のうち、一定のものを製造し、又は輸入した者は、当該機械等について、所定の規格又は安全装置を具備しているかどうかの確認のため、検定をうけなければならない（法第44条、第44条の2）。この検定には、個別検定と型式検定の二種類がある。

型式検定に合格した機械等が製造・流通段階では安全性を確保していても、ユーザーが個別に使用する際に必要な規格等を具備していないなど法第44条の4所定の場合には、厚生労働大臣は当該機械等についての型式検定合格証の効力を失わせることができる（法第44条の4）。

本条第1項は、厚生労働大臣が型式検定合格証を失効させる前提として、必要と認めた場合、当該型式検定を受けた者の事業場又は当該型式に係る機械等もしくは設備等の所在すると認める場所に、その職員を

して立ち入り、関係者に質問させ、又は当該機械等その他の物件を検査させる権限を与えている。

10.3.2 コンサルタンの登録取消しに係る調査権限

コンサルタントの登録の取消し（法第85条参照）の権限を有していること、

法第78条は、厚生労働大臣は重大な労働災害が発生した場合において、その再発を防止するために必要と認めるとき、事業者に対して、その事業場の安全又は衛生に関する改善計画（特別安全衛生改善計画）を作成、提出することを義務付けている。

厚生労働大臣は、特別安全衛生改善計画の作成、提出を指示した場合、専門的な助言を必要とすると認めるときは、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、特別安全衛生改善計画の作成または変更について、これらの者の意見を聴くべきことを勧奨することができる（法第80条）。

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントになろうとする者は、厚生労働大臣の行う試験を受け、この試験に合格した者を厚生労働省に備える労働安全衛生コンサルタント名簿又は労働衛生コンサルタント名簿に登録されて、はじめて労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントになる（法第84条）。

当該試験に合格したとしても、第84条所定の欠格事由に該当するものは、登録を受けることができず、また、登録後、所定の欠格事由に該当した場合、厚生労働大臣は

その登録を取り消さなければならない（法第 85 条）。

本条第 2 項は、この登録取消しの前提として、厚生労働大臣は、その職員をしてコンサルタントの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿もしくは書類を検査させる権限を与えている。

10.3.3 登録製造時等検査機関等への立入りなどの権限

厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関（厚生労働大臣の登録を受けて、ボイラーや第一種圧力容器等につき、製造時等検査を行う者）、登録性能検査機関（厚生労働大臣の登録を受けて、ボイラー、第一種圧力容器等につき、定期的に損傷の有無等の状況をチェックして、継続して使用できるかを見極める検査（性能検査）を行う者）、登録個別検定機関（厚生労働大臣の登録を受け、第二種圧力容器、小型ボイラー等につき、労働安全衛生法所定の構造、材料等の要件を満足しているか否かを確認するため、製造時又は輸入時に個々に検定を行う者）及び登録型式検定機関（厚生労働大臣の登録を受け、動力プレス、安全器具等の譲渡、貸与、設置にあたり、機械等の型式ごとに行われる検定を行う者）の登録の取消し（法第 53 条、法第 53 条の 3、法第 54 条及び法第 54 条の 2）、指定試験機関の取消し（法第 75 条の 3）等を行う権限を持ち、また、都道府県労働局長は、登録教習機関（建設機械等の運転・操作や作業主任者となるのに必要となる免許又は技能講習に関する学科・実技教育を行うことを目的として都道府県労働局長より登録された機関）

の登録の取消し（法第 77 条第 3 項）等を行う権限を持つ。

本条第 3 項は、こうした登録製造時検査機関等の登録取消しの前提として、その職員をして、これら機関等の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係がある帳簿、書類その他の物件を検査させる権限を与えている。

10.3.4 労働衛生指導医の立入り権限

労働衛生指導医は、作業環境測定の指示（法第 65 条第 5 項）、臨時の健康診断の指示（法第 66 条第 4 項）等の事務に参加するものである（法第 95 条第 2 項）。

本条第 4 項は、都道府県労働局長に、労働衛生指導医を、これらの事務に参加させるため必要があると認められるときは、当該労働衛生指導医をして事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は作業環境測定もしくは健康診断の結果の記録その他の物件を検査させる権限を与えている⁸²。

10.3.5 証票の携帯

上記職員が本条各項に基づき立入検査を行う際には、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない（本条第 5 項）。

10.4 罰則

この規定による強制立入り、検査等は国内に存する事業場、物件等についてのみ認められる。これを拒んだ者等に対しては、罰則の適用がある（第 1 項、第 2 項、第 4 項の阻害行為は 50 万円以下の罰金（法 120 条第 4 号）、両罰規定（122 条）、第 3 項

の阻害行為に対しては 50 万円以下の罰金（法 121 条第 3 号）。

外国事業者の事業場等の検査等については、第 44 条の 4 第 3 号に規定されており、これを拒んだ者等に対しては、労働大臣は、型式検定合格証を失効させることができる（昭和 58・8・1 基発第 419 号）。

11. 第 96 条の 2

11.1 条文

（機構による労働災害の原因の調査等の実施）

第 96 条の 2 厚生労働大臣は、第 9 3 条第 2 項又は第 3 項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合において、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）に、当該調査を行わせることができる。

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第 9 4 条第 1 項の規定による立入検査（前項に規定する調査に係るものに限る。）を行わせることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

4 機構は前項の指示に従って立入検査を行ったときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 第 9 1 条第 3 項及び第 4 項の規定は、第 2 項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第 3 項中「労働基準監督官」とあるのは、「独立行政法人労働者健康安全機構の職員」と読み替えるものと

する。

11.2 趣旨

本条は、厚生労働大臣が必要があると認めるときに、独立行政法人労働者健康安全機構（機構）に対し、労働災害の原因調査、立入検査を行わせることができ、立入検査を行わせたときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならないことを規定したものである。

11.3 沿革

本条は、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」（平成 18 年 3 月 31 日法律第 25 号）により追加されたものである。

平成 17 年度まで特定独法であり国家公務員身分を有していたが、平成 18 年度から特定独法でなくなり国家公務員ではなくなったための措置とされている。

平成 28 年 4 月 1 日に、独立行政法人労働者健康安全機構（以下、「機構」という）は、独立行政法人労働者安全衛生総合研究所（平成 18 年 4 月 1 日発足、以下「総合研究所」という）と独立行政法人労働者健康福祉機構（昭和 24 年「財団法人労災協会」として発足）が統合し、①勤労者医療の充実、②勤労者の安全向上、③産業保健の強化を理念として発足した。統合前の総合研究所は、安全衛生に関する専門の研究所であり、厚生労働省傘下にあった産業安全研究所と産業医学総合研究所が母体となっているため、機構は、この分野の高度な専門の技術、知見、ノウハウを継承していることから、国による災害原因調査に参画させたものである。

11.4 機構の目的と組織

機構は、療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対する研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的として設立された（独立行政法人労働者健康安全機構法（以下では「機構法」という）第3条）。

機構は、労働者の健康と安全を守るため、現場ニーズの把握を踏まえた課題研究や行政機関、事業場、学会、災害防止団体との連携を通じて、労働災害や疾病を減少させるというミッションに統合後も変わりはなく、日本で唯一の労働安全衛生を総合的専門機関として労働安全衛生施策の基礎となる科学的知見を提供するという重要な役割を担っている。

主要な研究としては、①労働者の健康保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等の調査研究、②安全衛生指針の策定のための研究、③労災病院等と連携した、過労死、脊髄損傷、産業中毒等の共同研究などである。

機構法第12条第2項は、安衛法第96条の2第1項の規定による調査及び同条第2項の規定による立入検査を行うと規定している。

平成26年度から5年間を対象とした中期目標のうち、労働災害調査業務に関しては、①安衛法第96条の2に基づく災害調査等の実施について、緊急時も含めた連絡体制の整備、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うこと、②原因調査結果等について、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用・反映を行うこと、③調査実施後、調査内容については、行政における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること、④災害調査の高度化のため、リスク評価・管理手法の開発等に努めること、があげられている。

災害調査等については、機構内の労働災害調査分析センターが災害調査等の対外的・対内的な中核調整機能を担っている。また、災害調査等の進行管理については、研究員所属の各研究グループ部長及び労働災害調査分析センターが行っている。

11.5 内容

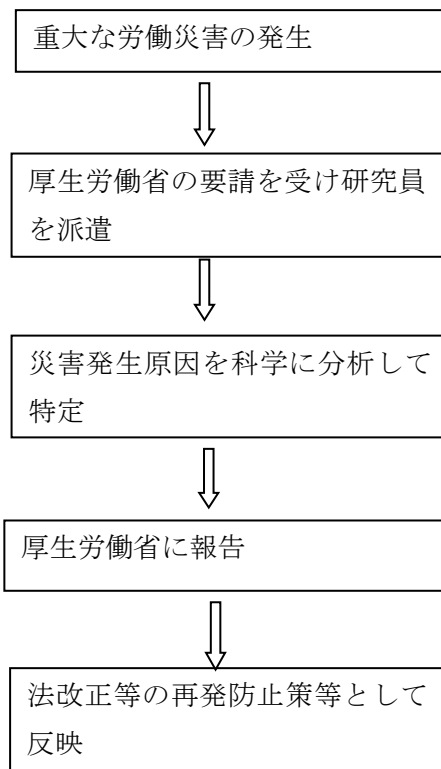
11.5.1 機構による労働災害調査

厚生労働大臣は、第93条第2項又は第3項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合において、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、機構に、当該調査を行わせることができる（第1項）。

「当該労働災害の規模その他の状況から

判断して必要があると認めるとき」とは、高度な専門的知見に基づく災害要因の究明」の必要がある場合であり、労働基準監督官等では難しい事案について調査を行っている⁸³。

機構における本条第1項に基づく災害調査の流れは以下のようである⁸⁴。



調査の実績としては、厚生労働省からの依頼に基づき、労働災害に対応した件数は平成29年度は新規に9件であった⁸⁵。

労働者健康安全機構の労働安全衛生総合研究所は、災害調査実施後、一定の期間が経過し公表が可能となった調査内容については、同種災害の防止に関する視点から、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、研究所のホームページで公表している⁸⁶。

実施件数からも明らかなように、災害調査は、厚生労働大臣の指示が前提となる行

政措置ではあるが、強制権限の行使でもあるため、運用は慎重なものとなっている。そのため、災害予防という制度趣旨に叶っていないのではないかとこの疑問が呈されている⁸⁷。

平成29年度の調査実施件数は、9件、調査結果等報告13件、鑑定等12件、労災保険給付に係る鑑別、鑑定等7件、行政機関依頼調査1件となっている⁸⁸。

11.5.2 機構職員による立入検査等

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第94条第1項の規定による立入検査（本条第1項に規定する調査に係るものに限る。）を行わせることができる（本条第2項）。

また、厚生労働大臣は、機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする（本条第3項）。

なお、機構は本条第3項の指示に従って立入検査を行ったときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない（本条第4項）。

実際に、厚生労働大臣が機構の職員にどの程度立入検査を行わせているかについては、公表されていない。

12. 第96条の3

12.1 条文

（機構に対する命令）

第96条の3 厚生労働大臣は、前条第1項に規定する調査に係る業務及び同条第2項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に

対し、これらの業務に関し必要な命令をすることができる。

12.2 趣旨

厚生労働大臣は、労働災害の原因調査、立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、独立行政法人労働者健康安全機構（機構）に対し、これらの業務に必要な命令をすることができる。

12.3 沿革

本条は、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」（平成 18 年 3 月 31 日法律第 25 号）により追加された。

12.4 命令

厚生労働大臣は、法第 96 条の 2 第 1 項に規定する調査に係る業務及び同条第 2 項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、これらの業務に関し必要な命令をすることができる。

厚生労働大臣が本条に基づき命令することは現実にはあまりないようであるが、厚生労働大臣が機構に行わせるとした第 96 条の 2 の災害調査（第 1 項）の内容に不備があったときや違法な災害調査をしたとき、立入検査（第 2 項）の際に証票を携帯せず、また関係者に提示しなかったとき（第 4 項）、大臣が指定した立入検査の場所や指示に従った立入検査をしなかったときなどが考えられる^{89）}。

13. 第 97 条

13.1 条文

（労働者の申告）

第 97 条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

2 事業者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

13.2 趣旨

本条では、労基法第 104 条の規定と同様に、労働者に労働基準監督機関に対する申告権を保障している。

このような労働者の申告権は、安衛法の遵守のために、労働基準監督機関による監督だけでなく、労働者からの申告によって監督機関の権限の発動を促すことによって、適正な安全衛生行政の実効性確保のために保障されている。そのため、事業者が、本条第 2 項の規定に違反して、労働者に対し、解雇その他の不利益な取り扱いをした場合には、6 か月以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処するという罰則規定を置いている（法第 119 条第 1 号）。

13.3 沿革

本条は、労働基準法第 104 条の規定と同じ思想に源を発する。ILO の「労働者保護を目的とする法令及び規則の実施を確保する為の監督制度の組織についての一般原則に関する勧告（第 20 号）19 条は、「労働者及其の代表者は、其の使用せらるる事業

場に於ける欠点又は法令違反に関し監督官に自由に通報する為一切の便宜を与へらるべきこと。此の種の異議は、監督官に依り遅滞なく能ふ限り取調べらるべきこと。並該異議は、監督官に依り絶対に秘密に取扱はるべく且取調を目的とする臨検が異議の接受の結果行はるるものなることを使用者又は其の役員に何等覚知せしむべからざることを緊要とすること。」と規定している。本条はこの勧告の趣旨に沿い、労働者からの異議の通報と迅速な監督の実施及び申告の保障を定めたものである。

13.4 申告権の内容

本条にいう申告とは、「行政庁に対する一定事実の通告」であり、労働者が違反事実を監督機関に通告することにより、行政上の権限の発動を促すことを目的としている。

申告できる事実は本法及び本法に基づいて発する命令に違反する事実で、必ずしも犯罪を構成する事実である必要はなく、本法各条の構成要件に該当する事実であればよい⁹⁰。

13.5 申告と労働基準監督官の監督権限の発動

本条にいう申告は、労働基準監督官の監督権限の発動を促すものであるが、申告を受けた監督機関は、労働者からの申告があったからといって、それに基づく監督や調査の実施が義務付けられるわけではない。

青梅労基署長事件（最三小判昭57.4.27）では、「申告は、労働者が労働基準監督官に対して事業場における同法の違反の事実を通告するものであるが、同法はその申告

をしたことを理由に労働者に不利益な取扱をしてはならない旨を定めるのみで、その申告の手続きや申告に対応する労働基準監督官の措置についての別段の規定を設けていないことからして、労働基準監督官の使用に対する監督権発動の有力な契機をなすものであっても、監督官に対してこれに対応して調査などの措置をとるべき職務上の作為義務まで負わせたものと解することはできない」とした東京高裁判決（昭56.3.26）を正当として是認した。

しかし、労基法第104条の規定は、使用者が申告をしたことを理由に労働者を不利益に取扱ってはならない旨を定めるだけであるが、本条では、「是正のため適切な措置をとるように求めることができる」としていることに留意が必要である。

もつとも、本法の申告は労働者の安全衛生に関する申告であることから、特定の安全衛生措置を講じるか否かは労働行政の裁量であるとしても、申告内容が労働者の生命・身体・健康に重大な侵害が予想される場合には、当該事実に関する調査を実施する義務を課すものと解すべきである⁹¹。

13.6 本条違反の不利益取扱いの効力

本条2項は強行規定であり、これに違反する不利益取扱いは、それが解雇等の法律行為である場合は無効であり、いじめ等の事実行為である場合は不法行為となる。

「不利益取扱い」には、解雇、配転、降格、懲戒などの法律行為のみならず、雇止め、及び人格的利益の侵害等の精神的苦痛を与えることが含まれる⁹²。

「申告をしたことを理由として」とは、事業者の報復的意思の存在を指すというべきであり、事業者が労働者がなした申告を認識し、当該労働者に対して報復として不利益な取扱いを行う場合を指す。こうした使用者の報復的意思の存否は、使用者の単なる表面上の理由にとらわれず、当該不利益取扱いをするに至った経緯、他の労働者との対比等一切の要素を総合的に考慮して判断しなければならない。なお、不利益取扱いをする理由が複数競合している場合には、使用者が当該不利益取扱いをするにあたって、労働者が申告したという事実が決定的な動機となっている場合をいうと解される⁹³。

この点に関する裁判例（太洋鉄板事件・東京地判昭 25. 12. 28）は以下の通りである。

太洋鉄板事件は、労働者 X が就業中に熱傷を負い、その結果身体障害を残存させ、以前のように労働することが出来なくなったこと、勤務先 Y が労働基準法所定の災害補償金を支払っていないことにつき、X が、亀戸労働基準監督署へ申告したところ、同署は補償決定をした。この後、Y は、「職務上の命令に不当に反抗し、職場に秩序を乱し、又は乱そうとしたとき」に当たるとして、X を解雇した。これに対し、X は、本当の解雇理由は、労基法違反の事実を監督署に申告したことにあるとして、当該解雇は労基法 104 条 2 項に違反するとして、効力停止の仮処分を申請したものである。

判決は、「本件解雇が亀戸労働基準監督署の災害補償決定がなされた直後に行われたこと」、会社代表取締役が X らに、「会社の機密を外部へ洩らすような者を雇用しておくわけにはいかないという趣旨の発言

をした」ことが疎明されたことを理由として、「総合すれば Y の本件解雇の決定的な理由は X らが、労働基準法に違反する事実を労働基準監督署に申告したことに判断せざるをえない」などとして、本件解雇が労働基準法 104 条の第 2 項の規定に反するものであり、「これらの解雇の意思表示は無効である」としている。

14. 第 98 条

14.1 条文

（使用停止命令等）

第 98 条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項又は第 34 条の規定に違反する事実があるときは、その違反した事業者、注文者、機械等貸与者又は建築物貸与者に対し、作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他労働災害を防止するため必要な事項を命ずることができる。

2 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を労働者、請負人又は建築物の貸与を受けている者に命ずることができる。

3 労働基準監督官は、前 2 項の場合において、労働者に急迫した危険があるときは、これらの項の都道府県労働局長又は労働基準監督署長の権限を即時に行うことができる。

4 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、請負契約によつて行われる仕事について第一項の規定による命令をした場合において、必要があると認めるときは、当該仕事の注文者（当該仕事为数次の請負契約によつて

行われるときは、当該注文者の請負契約の先次のすべての請負契約の当事者である注文者を含み、当該命令を受けた注文者を除く。）に対し、当該違反する事実に関して、労働災害を防止するため必要な事項について勧告又は要請を行うことができる。

14.2 内容

14.2.1 趣旨

本条は、安衛法（上の安全衛生基準）の実効性を広く確保するために、規定に違反する事実がある場合に、行政機関が、違反した事業者、注文者等に対して、作業の全部又は一部の停止、建設物の全部又は一部の使用停止又は変更その他、労働災害を防止するための必要な事項を命ずることができることを規定したものである。

法令違反は通常監督指導を通じて是正措置が図られるが、本条は、労働災害防止を未然に防止するため、違反状態の回復措置が必要急務であると認められる場合に着目して定められた⁹⁴。

その一環として、労働基準監督官が現場に臨んで急迫した危険があると認めるときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長の権限をは即時に行使し、使用停止又は変更を命ずることができるとしたものである⁹⁵。

14.2.2 沿革

工場法は第13条で、工場及び附属建設物又は設備が危害を生じ又は衛生風紀その他公益を害する虞があると認めるとき、労働監督機関は、予防又は除害のため、必要な事項又は使用の停止を命じうることを規定していた。

旧労働基準法も、その趣旨を受け、第55条で、労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舍その他附属建設物若しくは設備または原料若しくは材料が、安全及び衛生に関し定められた基準に反する場合においては、行政官庁は、使用者に対して、その全部又は一部の使用の停止、変更その他必要な事項を命じることができると規定していた。

工場法が工場の新設について監督上必要な事項を規定することがなく、できあがった建設物、付属建設物等又は設備について監督規定を設けるに止まったのに対し、旧労働基準法は、第54条において、それらの新設移転又は変更について必要な監督権限（基準に則して届出させたいうで、必要に応じ、工事を差し止め、使用を停止させること）を定めるとともに、これを補う意味で、工場法第13条と趣旨を同じくする第55条を設けた。それは、たとえ、新設、移転、変更が安全衛生基準に適合し、適法に行われた建設設備等であっても、その後の変化により安全衛生基準に違反する状態に陥ることがあるので、こうした場合に対処するには、使用停止命令等による行政監督が必要だと考えられたからである⁹⁶。

その後、労働安全衛生法が労働基準法から独立分離したときに、旧労基法第55条の趣旨は、現在の第98条に引き継がれた。

14.2.3 都道府県労働局長等の使用停止等命令

14.2.3.1 使用停止等命令の発出要件

都道府県労働局長又は労働基準監督署長が、事業者、注文者、機械等貸与者又は建設物貸与者に対して、本条により使用停止等を命ずることができるのは、本条に列挙

された条文の規定に違反する事実がある場合である。法第 99 条による使用停止命令等が、法令違反がない場合であっても、発出できるのとは異なっている。

本条は、次の場合に、都道府県労働局長又は労働基準監督署長が、関係者に対して、作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他、労働災害を防止するため必要な事項を命じることができることを規定している。

- ① 法第 20 条（機械設備、爆発物等による危険の防止義務）、法第 21 条（掘削・墜落等による危険の防止義務）、第 22 条（健康障害防止義務）、第 23 条（通路等の保全、換気、採光等の必要な措置）、第 24 条（作業行動について必要な措置）、第 25 条（危険急迫時の作業中止、退避等）の規定により事業者が講ずべき危害防止のための措置が講じられていない事実がある場合、
- ② 法第 25 条の 2 第 1 項（爆発・火災等による労働者の救護措置）又は第 30 条の 3 第 1 項（特定元方事業者等の講ずべき措置）若しくは第 4 項の規定により事業者、元方事業者等が講ずべき救護に関する措置が講じられていない事実がある場合、
- ③ 特定事業の仕事を自ら行う注文者（他者に仕事を請け負わせているが、丸投げせず、自らも仕事を行う者。他者に丸投げする者を含まない点で（特定）元方事業者とは異なる場合があり、他者から仕事を請け負う者も含む点で、発注者

とは異なる。ただし、法第 31 条第 1 項の措置義務は、第 2 項によって、最も先次の注文者のみに課されているので、その点では（特定）元方事業者と似ている）で、建設物等を当該仕事を行う場所においてその請負人の労働者に使用させるものが、当該建設物等について、法第 31 条第 1 項の規定により当該労働者の労働災害を防止するため講ずべき必要な措置が講じられていない事実がある場合、

- ④ 法第 33 条第 1 項の規定により機械等の貸与を受けた事業者の事業場において、機械等貸与者が、当該機械等による労働災害を防止するため講ずべき必要な措置が講じられていない事実がある場合
- ⑤ 法第 34 条の規定により建築物貸与者が、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため講ずべき必要な措置が講じられていない事実がある場合

前記①から⑤までに記されているような場合には、事業者、元方事業者、注文者、機械等貸与者又は建築物貸与者が法令違反の状態にあることとなるが、これをたんに事後的に刑罰権の行使をもって処罰するだけではなく、労働災害を未然に防止するため、危険な法令違反の状態を直ちに解消させようとするものである⁹⁷。

命令の発出は、上記の各規定の定める安全衛生措置の不履行を要件としているが、

安全衛生措置義務がどのような場合に発生するかについては議論がある。

例えば、事業者に対して労働者の墜落防止措置の義務を定めた労働安全衛生法第21条第2項及び、労働安全衛生規則第518条は、高さが2メートル以上という要件以外に墜落により労働者に危険が及ぼすおそれがあることをも要件としているから、具体的な危険の存在を必要としていると解すべきで、具体的に落下場所の模様、高度、当該労働者の年齢技量等を総合的に判断して墜落により労働者に危険が及ぶおそれがある場合でなければ事業者に安全措置義務が発生しないと主張があり得る⁹⁸。

これに対して、裁判例は、「労働安全衛生法規の定めは、労働災害の危険性をあらかじめ除去し軽減させ又は危険が生じないことを直接の目的として、労働災害の危険そのものを事前に個別定型的にとらえ、これに対する災害防止措置の基準を示して、事業者はその安全措置を講じさせ、もって労働者の安全を確保せんとしていると解すべきであるから、右規則518条にいう墜落により労働者に危険が及ぼすおそれという点についてもその蓋然性まで要求されておらず、その可能性が認められることで足りる」としている（広島簡裁・昭和56年4月9日判例集未公開）。

確かに、安衛法の条文は、安全衛生措置義務の発生について、一定の客観的要件と共に「危険が及ぼすおそれ」などの要件を加えており、当該具体的状況において具体的な危険の存在を立証する必要があるのかのように読める。

しかしながら、安衛則の規定は、危険の内容を個別具体的に定めて安全衛生措置の

履行を求めているから、上記裁判例がいうように、労働災害の危険そのものを事前に個別定型的にとらえ、これに対する災害防止措置義務が発生する要件示したものと解すべきであろう。

安衛則が定める具体的な「危険の内容」については、図8「「危険」の内容」を参照されたい。

しかしながら、安衛則の規定に定めた要件を充足する場合のみ安全衛生措置が発生すると考えると、技術革新により新たな危険が発生する現代において、労働災害の防止という観点から、安衛法の適用範囲を不当に狭めることになる。そこで、前回報告書は、「政省令側での定め方に一定の抽象性を持たせ、危険が窺われる場合には、事業者側に安全性の証明責任を課す、専門官による判定を行うなどの手続き面での規定により、要件を個別的に特定していく必要がある」と指摘している⁹⁹。

14.2.3.2 使用停止等命令の内容

使用停止等の処分は、建設物等が安全又は衛生に関する基準に反する場合に、専ら労働災害予防の見地から当該危険性を除去しないし回避するために必要な措置を関係事業者、安衛法第31条の注文者等に命じるものである。

したがって、使用停止命令を発するに当たって個々の事案の具体的な状況と、当該危険性に即して具体的に適切な内容の措置が要請される。

これらの処分の種類(類型)については、本条では作業の停止、建設物等の使用の停止及び変更のほか、その他労働災害を防止するため必要な事項と規定しているが、「そ

他」の措置として、（関係者に聴取したところ）危険な場所に関する立入禁止等を命じられた例が認められる。

都道府県労働局長等が命じうるのは、「作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他労働災害を防止するため必要な事項」に限られる。

使用の変更の範囲をどう画するかは、問題となっている規範の保護目的と当該建設物等の性質を考慮して決定される。例えば、安全装置の備え付け等が安衛則等で義務付けられている場合に、その備え付けを命じることが、使用方法の変更ということが可能である¹⁰⁰。

使用停止措置等の処分の具体的内容は、上記法違反の個別具体的状況に応じて様々である。

産業関係者へのヒアリングによると、具体的には、製造業において機械の歯車等の可動部がむき出しになっている場合に当該部分に覆い等を設けるよう命じた例や、建設業において本足場の作業床に手すりが設けられていない場合に労働者の作業を停止した上で手すりを設けるよう命じられた例が認められる。

使用停止等命令に際しては、事業者等に対し、「命令の対象物件等」、「違反法令」を記載して違反事実を明示し、違反法令ごとにそれぞれ「命令の内容」及び「命令の期間又は期日」を記載した書面（図9「使用停止等命令書（見本）」を参照されたい）が交付されている。

是正がなされるべき期間・期日までに命令内容が履行されない場合は、送検手続きをとることができる。この命令後に、違反

状態が是正された場合、事業者は、その旨を報告しなければならない。

14.2.4 労働基準監督官の権限行使

本条第3項は、法令違反の事実があることにより、労働者に急迫した危険があるときは、労働基準監督署官は、自ら使用停止等の権限を即時に行使することができることと規定している。

都道府県労働局長等の使用停止命令等の権限行使の要件である違法状態は、新設、移転等に際しての机上の審査により判明するものではなく、監督官が現場に臨んで発見する機会が多く、しかも場合によっては事態が急迫し捨て置きがたいこともあるので、労働基準監督官に即時執行権を認めることとされた¹⁰¹。

「労働者に急迫した危険があるとき」とは、労働災害の発生の危険が目前に迫っており、放置すれば労働者の生命自体に危害が及ぶことが予想されるような状態、すなわち、第1項又は第2項の規定による都道府県労働局長等の権限行使を待ってられないほど事態が急迫しているような場合をいう¹⁰²。

14.2.5 都道府県労働局長等の権限行使と裁量

労働監督機関は、事業者が本条にもとづき所定の規定に違反するとき、その権限を行使し、使用停止命令等を発する義務を負うのか、議論があるところである。

大東マンガン事件・大阪高判昭60・12・23判例時報1178号27頁は、マンガンの粉じん等が飛散する工程で就業していてマンガン中毒等に罹患したのは、事

業者による従前からの関連法令違反があり、労働者の生命身体健康が侵される危険を認識し得たのに、臨検、指導勧告等、適切な監督措置を講じなかったことよるとして、国の国家賠償責任を問うた事案について判断した。

判決は、労働基準監督行政は使用者の安全衛生ないし労災防止義務の履行を確実にしめるために行政的監督を行うものであり、監督機関による監督権限は使用者に対して行使され、労働者に対して行使されるものでなく、監督機関が労働者に対して直接的に責任を負うものでなく、権限の行使も監督機関の裁量に委ねられているとした。

しかしながら、裁判例は、権限行使はすべて都道府県労働局長の裁量に委ねられているわけではなく、「右権限の行使は個別、具体的な事業場につき当該事業場の労働者保護を目的としてなされることに鑑みると、監督機関が具体的事案について右権限の行使・不行使について著しく合理性を欠く場合においては、当該労働者との関係で違法であり、国家賠償責任の生じる場合がないとはいえない。」としたうえで、「上記説示の労働基準監督行政の目的、性質並びに監督機関、使用者及び労働者の関係からして、少なくとも当該事業場につき労働者に対し切迫した重大な危険の発生が予見され、監督機関の監督権限行使以外の方法によっては危険の発生を防止できず、かつ右権限の行使によつて危険の発生を防止することが可能であるのに、監督機関が右権限を行使しなかつた場合にこれを認めるべきであるということができよう。」としている。

こうした国賠法違反に対する判断枠組みは、労働行政の裁量を広く認めようとして、

権限濫用となる要件をかなり厳格に捉えたものといえる。

14.2. 6 注文者に対する勧告又は要請

請負契約によつて行われる工事の施工中に本法の規定に違反した事実がある場合で、本条第1項による命令をした場合、都道府県労働局長等は、必要であると認めたとき、当該仕事の注文者（当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該注文者の請負契約の先次のすべての請負契約の当事者である注文者を含み、当該命令を受けた注文者を除く。）に対し、当該違反する事実に関して、労働災害を防止するため必要な事項について勧告又は要請を行うことができる。

なお、昭和63年9月16日基発第601号の1では、発注者等に対する勧告又は要請(第88条第8項(現行では7項)及び第98条第4項)について次のとおり通達されている。すなわち、

- ① 第88条第8項(現行第7項)又は第98条第4項に基づく勧告又は要請は、当該仕事の発注者(第98条第4項の場合にあつては、注文者)が労働安全衛生法違反を惹起させる条件を付していることを理由に行うこととしているものであり、したがつて設計図面において同法違反となる事項が明示されている場合等に行うものであること。
- ② 第88条第8項の「労働災害の防止に関する事項」及び第98条第4項の「労働災害を防止するため必要な事項」には、命令に基づく事業者の改善措置が迅速に講ぜられるよう配慮すること、今後、労働安全衛生法違反を惹起させる条件

を付さないよう留意すること等があること。

15. 第 99 条

15.1 条文

（使用停止命令等 2）

第 99 条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前条第一項の場合以外の場合において、労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要な限度において、事業者に対し、作業の全部又は一部の一時停止、建設物等の全部又は一部の使用の一時停止その他当該労働災害を防止するため必要な応急の措置を講ずることを命ずることができる。

2 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、前項の規定により命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることができる。

15. 2 内容

15.2.1 趣旨

本条は、前条第 1 項の場合以外の場合、すなわち、法令違反が認められない場合又は法令違反の断定ができない場合においても、「労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは」、労働災害を防止するために、事業者に対して、必要な限度で、作業の全部又は一部の一時停止、建築物等の全部又は一部の使用の停止の措置を命じることができる旨を規定している。すなわち、第 98 条の使用停止命令は、法令違反を要件として都道府県労働局長又は労基署長が権限を行使できることから、要件裁量がないのに対して、本条の命令は、労働災害発生の急迫した危険がありかつ緊急の必要があるときという要件があるとは

いえ、法令違反を要件としていない点で、実質的に要件裁量があるといえる。

本条に基づく命令は緊急措置命令と呼ばれる。

15.2.2 沿革

本条に相当する規定としては、1964 年に成立した旧「労働災害防止団体等に関する法律」（以下、災防法という）第 61 条が設けられていた¹⁰³。

旧災防法第 61 条第 1 項は、「都道府県労働局長は、労働基準法第 55 条第 1 項に規定する場合以外の場合において、労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要な限度において、作業の全部又は一部を一時停止すること、建築物等の全部又は一部の使用を一時停止することその他当該労働災害の発生を防止するため必要な応急の措置を講ずることを命ずることができる。」と規定していた。

こうした規定を設けた趣旨は、労働災害の防止は、労働者の生命、身体にかかわる重大な問題であることから建築物、設備又は原材料が安全及び衛生に関し定められた労働基準法第 55 条第 1 項に反していない場合であっても、「労働災害の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、必要な限度において」都道府県労働局長が作業停止その他応急の質を講ずることができるようにする点にある¹⁰⁴。

旧災防法の規定はその後の改正により削除され、安衛法 99 条に同じものが規定された。

15.2.3 緊急措置命令の発出要件

本条に定める「労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは」とは、労働災害の発生の危険が目前に迫っており、放置すれば労働者の生命自体に危害が及ぶことが予想されるような状態で、かつ、労働災害の発生を防止するための措置を直ちに講じなければならない場合をいう。

15.2.4 本条に定める使用停止命令の内容

都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、必要な限度で命令することができる。この場合、都道府県労働局長等が命じうるのは、作業の一時停止等又は建築物等の使用の一時停止その他労働災害を防止するため必要な応急の措置を講じることである。

これは、本条が、労働災害発生の現実の差し迫った危険を取り除き、又は回避することを目的としており、労働災害の防止のための根本的な是正措置については、安衛則その他の規則の定めるところにより実施されるべきだからである¹⁰⁵。

こうした緊急の必要がある場合の措置命令を「緊急措置命令」といい、「緊急措置命令書」を事業者に交付する。緊急措置命令書については、図10「緊急措置命令書（見本）」を参照されたい。

労働基準監督年報によれば、緊急措置命令の発出件数は少なく、その実態を明らかにすることは容易ではないが、雪崩等の自然災害の急迫した危険がある場合に発出された例がある。また、例えば工場で危険有害物質が漏出している場合で、それに隣接する場所に事業場を有する他の事業者に対

して避難措置等を命じるときには、通常は当該他の事業者には労働安全衛生法違反が認められないことから、第98条ではなく本条による措置を行うことになると考えられる。

16. 第99条の2

16.1 条文

（講習の指示）

第99条の2 都道府県労働局長は、労働災害が発生した場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、当該労働災害に係る事業者に対し、期間を定めて、当該労働災害が発生した事業場の総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者その他労働災害の防止のための業務に従事する者（次項において「労働災害防止業務従事者」という。）に都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けさせるよう指示することができる。

2 前項の規定による指示を受けた事業者は、労働災害防止業務従事者に同項の講習を受けさせなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、講習の科目その他第1項の講習について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

16.2 趣旨

本条は、都道府県労働局長が、労働災害が発生した事業場の事業者に対して、その事業場の総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者その他労働災害の防止のための業務に従事する者（次項において「労働災害防止業務従事者」という）。

このような規定が置かれた理由は、労働災害の発生状況からみて、無災害を長く続ける事業者がある一方で、災害を繰り返し発生させる事業場があり、各事業場の労働災害防止業務従事者の安全意識が十分でないことなど安全衛生管理体制に問題がある場合が多いからである。

16.3 内容

16.3.1 講習の指示

都道府県労働局長は、次のような労働災害発生事業場に対して、期間を定めて、指定する機関（指定講習機関）が行う講習を労働災害発防止業務従事者に受講させるよう指示する。

- ①死亡災害発生事業所
- ②重大災害発生事業所
- ③災害多発事業所

事業者は、この指示を受けた場合には、指示された期間内に、事業場の労働災害発防止業務従事者に講習を受けさせなければならない。また、事業主は、自らが労働災害発防止業務を担当している場合には、事業主が自ら受講することになる。なお、事業主とは、経営主体のことであり、事業者とは、経営主体及びそれと一体の者を含めたものをいう。

講習を修了した者に対しては、指定講習機関が「労働災害発防止業務従事者講習修了書」（様式第10号）を交付することとされている（登録者令第70条第2項）。

17.2 趣旨

本法は、第61条第1項で、クレーンの運転その他の就業制限業務とその業務に就くことができる資格者を規定しているが、本条では、そうした資格者が、当該業務につ

16.3.2 講習の内容

労働災害発防止業務従事者に対する講習科目は、次のとおりである（登録省令第70条第2項）。なお、これらの講習科目については、総括安全衛生管理者、安全管理者、統括安全衛生責任者ごとに、講習科目の範囲と時間が示されている（平成21年厚生労働省告示第143号）。なお、本講習の趣旨が、労働災害の再発防止にあることより衛生管理者を受講対象者とはしていない。

- ①事業場の安全衛生に関する管理に係る問題点及びその対策
- ②事業場の安全衛生に関する管理の方法
- ③安全衛生関係法令
- ④労働災害の事例及びその防止対策

17. 第99条の3

17.1 条文

第99条の3 都道府県労働局長は、第61条第1項の規定により同項に規定する業務に就くことができる者が、当該業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して労働災害を発生させた場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、その者に対し、期間を定めて、都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けるよう指示することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の講習について準用する。

いて、この法律またはこれに基づく命令の規定に違反して労働災害を発生させた場合に、その再発を防止するために、その者に対し、期間を定めて、都道府県労働局長の

指定する者が行う講習を受けるよう指示することができることを定めたものである。

17.3 内容

17.3.1 講習の指示

都道府県労働局長は、就業制限業務従事者に対して、期間を定めて、都道府県労働局長が指定する機関（指定講習機関）が行う講習を受講させるよう指示する。この指示を受けた就業制限業務従事者は、指示された期間内に指定講習機関が行う講習を受講しなければならない。講習を修了した者に対しては、指定講習機関が「就業制限業務従事者講習修了書」（様式第11号）（下図参照）を交付することとされている（登録省令第83条第3号）。

様式第11号（第84条関係）

就業制限業務従事者講習修了証	
第 号	
(ふりがな) 氏 名	年 月 日 生
住 所	
あなたは、労働安全衛生法第99条の3第1項の講習（ ）を修了したことを証します。	
年 月 日	
指定就業制限業務従事者講習機関 代表者 氏 名	印

〔備考〕
様式中（ ）内には、都道府県労働局長から指示を受けた講習の別を記入すること。

17.2.2 講習機関の指定

本条第1項の指定は、次の各号に掲げる者の区分に応じて定める同項の講習を行う者（法人に限る。）の申請により行う（登録省令第82条第1項）。すなわち、

- ① 登録省令第26条第6号の業務に就くことができる者（クレーン運転士等に対する講習）
- ② 登録省令第20条第7号の業務に就くことができる者（移動式クレーン運転士等に対する講習）
- ③ 登録省令第20条第12号の業務に就くことができる者（車両系建設機械運転業務従事者に対する講習）

- ④ 登録省令第20条第16号の業務に就くことができる者（玉掛業務従事者に対する講習）

指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、当該者がクレーン運転士等に対する講習、移動式クレーン運転士等に対する講習、車両系建設機械運転業務従事者に対する講習又は玉掛業務従事者に対する講習（「就業制限業務従事者講習」）を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない（登録省令第82条第2項）。

- ① 名称及び住所
- ② 就業制限業務従事者講習の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- ③ クレーン運転士等に対する講習、移動式クレーン運転士等に対する講習、車両系建設機械運転業務従事者に対する講習又は玉掛業務従事者に対する講習の別
- ④ 就業制限業務従事者講習を開始しようとする年月日

17.2.3 講習の内容

就業制限業務従事者に対する講習科目は、次のとおりである（登録省令第83条第1項第3号）。なお、時間が示されている。

- ① 就業制限業務機械等の構造
- ② 就業制限業務機械等に係る安全装置等の機能
- ③ 就業制限業務機械等の保守管理
- ④ 就業制限業務機械等に係る作業の方法
- ⑤ 安全衛生関係法令
- ⑥ 労働災害の事例及びその防止対策

18. 第 100 条

18.1 条文

（報告等）

第 100 条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で

定めるところにより、登録製造時等検査機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

18.2 趣旨

本条は、厚生労働大臣、都道府県労働局長または労働基準監督署長は、この法律を施行するにあたり必要があるときに、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者またはコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができることを定めている（第 1 項）。

また、登録時検査機関に対しても、必要な事項を報告させることができる（第 2 項）。さらに、労働基準監督署長だけでなく、労働基準監督官も、必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができると規定している（第 3 項）。

本条に基づく報告は、定型的報告と必要に応じて報告が求められる個別報告（安衛則第 98 条）に大別され¹⁰⁶、前者の種類は多岐にわたるが、とりわけ、労働者死傷病報

告は、行政機関の災害調査の端緒、引いては、統計データ活用により、労災統計から労災予防への応用が可能¹⁰⁷であるため、労災防止にとって重要な役割を果たしている。

なお、労働基準監督官の権限は、本法を施行するに際し必要な行政上の監督指導を行うために認められているものであって、司法警察員としての犯罪捜査を行うために認められているものではないことは言うまでもない。

18.3 沿革

工場法では災害（同施行規則第 26 条。疾病・負傷・死亡等の届出義務に違反がある場合の処罰規定）及び扶助（同第 26 条の 2）に関する事項のほかは報告義務を規定していなかった。実際上は、工場法が警察によって運用されていた関係から警察命令で各種の報告が要求されていた。

労働基準法の制定によって、法律の運用が労働省に委ねられたため、制定時の労働基準法第110条（現行104条の2）は、必要があるとき使用者及び労働者に対して報告又は出頭を要求できるとする一般的規定を設けた¹⁰⁸。

そして、昭和22年の同法施行規則第58条第2号は、事業場又は寄宿舎その他附属施設内における事故が発生したとき、所轄労働基準監督署長に報告することを義務付けている。上記事故としては、例えば、火災又は爆発の事故、一時に3人以上の埋没者、死傷者が発生した崩壊又は落盤の事故、一時に5人以上の死傷者が発生した事故があげられていた。

安衛法が制定されたとき、報告（死傷病報告を含む）を求める行政主体として、厚生労働大臣、都道府県労働局長が加えられ、義務主体も、事業者、労働者とされた。

その後の法改正により、報告の義務主体には、機械等貸与者、建築物貸与者、コンサルタントが加えられた。

18.4 報告すべき内容

18.4.1 報告すべき事項

本条第1項は「厚生労働省令で定めるところにより」とある通り、労働安全衛生規則やその他の各種規則で報告すべきものを定めている。具体的には、下記のとおりである。

(1)本条第1項に基づく報告

○安衛則；第2条（総括安全衛生管理者の選任）、第4条（安全管理者の選任）、第7条（衛生管理者の選任）、第13条（産業医等の選任）、第40条の3（指定事業

場における安全衛生教育の計画及び実施結果報告）、第52条（健康診断結果報告）、第52条の21（心理的負担の程度の検査及び面接指導結果の報告）、第87条の7（計画届免除認定を受けた事業者による安全衛生管理の実施状況等の報告）、第95条の6（有害物ばく露作業報告）、第96条（事故報告）、第97条（労働者死傷病報告）、第98条（報告・出頭命令の通知事項）、第664条（特定元方事業者が報告すべき事項）。

○ボイラー則；第4条（ボイラーの製造許可条件（設備又は工作責任者）の変更報告）、第11条（移動式ボイラーの設置報告）、第45条（ボイラー使用休止報告）、第50条（第一種圧力容器の製造許可条件（設備又は工作責任者）の変更報告）、第80条（第一種圧力容器の使用休止報告）、第91条（小型ボイラーの設置報告）

○クレーン則；第4条（検査設備等の変更報告）、第11条（クレーン設置報告）、第48条（クレーン使用休止報告）、第54条（移動式クレーンの製造許可条件（設備等）の変更報告）、第61条（移動式クレーン設置報告）、第89条（移動式クレーン使用休止報告）、第95条（デリックの製造許可条件（設備等）の変更報告）、第101条（デリック設置報告）、第133条（デリック使用休止報告）、第139条（エレベーターの製造許可条件（設備等）の変更報告）、第145条（エレベーター設置報告）、第167条（エレベーター使用休止報告）、第173条（建設用リフトの製造許可条件（設備等）の変更報告）、第202条（簡易リフト設置報告）

○ゴンドラ則；第3条（ゴンドラの製造許

可条件（設備等）の変更報告）、第32条（ゴンドラ使用休止報告）

○有機則；第4条（認定の申請手続等）、第30条の3（健康診断結果報告）、第31条（健康診断の特例）

○鉛則；第4条（認定の申請手続等）、第55条（鉛健康診断結果）

○四アルキル則；第24条（健康診断結果報告）

○特化則；第6条（認定の申請手続等）、第41条（健康診断結果報告）、第53条（事業廃止における報告）

○高圧則；第40条（健康診断結果報告）

○電離則；第41条の14（事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業の届出）、第43条（事故に関する報告）、第44条（診察結果報告）、第58条（健康診断結果報告）

○除染電離則；第10条（作業の届出）、第11条（診察結果報告）、第24条（健康診断結果報告）、第25条の7

○酸欠則；第29条（事故等の報告）

○粉じん則；第26条（粉じん濃度測定結果）

○石綿則；第5条（作業の届出）、第43条（健康診断結果報告）、第49条（報告）

○コンサルタント則；第19条（コンサルタント業務継続が困難になった場合の報告）、第21条（安衛法の施行上の必要がある場合の報告・出頭の命令）

(2)本条第2項に基づく報告

登録省令；第9条（性能検査結果報告）、第19条の10（型式検定結果報告）、第19条の19（業務規程変更報告）、第19条の21（特定自主検査実施状況報告）、

第19条の34（免許試験結果報告）、第35条（コンサルタント試験の結果の報告）、第47条（登録状況の報告）、第48条（不正登録者の報告）

18.4.2 事故報告

事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式22号による報告書を所轄労働基準監督署長に届出なければならない（安衛則96条）。

（1）事業場又はその附属建築物内で次の事故が発生したとき ① 火災又は爆発、② 遠心機械、研削といしその他の高速回転体の破壊、③ 機械集材装置、巻上げ機、索道の鎖又は索の切断、④ 建設物、附属建設物、機械集材装置、煙突、高架そう等の破壊、

（2）ボイラー（小型ボイラーを除く）の破裂、煙道ガスの爆発又はこれらに準ずる事故が発生したとき、

（3）小型ボイラー、第一種圧力容器及び第二種圧力容器の破裂の事故が発生したとき、

（4）クレーン（つり上げ荷重が0.5未満のものを除く）の次の事故が発生したとき、

（5）移動式クレーン（つり上げ荷重が0.5未満のものを除く）の次の事故が発生したとき、① 転倒、倒壊又はジブの破損、② ワイヤロープ又はつりチェーンの切断ロープ又はつりチェーンの切断、

（6）デリック（つり上げ荷重が0.5未満のものを除く）の次の事故が発生したとき、① 倒壊又はブームの折損、② ワイヤロープの切断、

（7）エレベーター（積載荷重が0.25未満のものを除く）の次の事故が発生したと

き、① 昇降路等の倒壊又は搬器の墜落、② ワイヤロープの切断、

（8）建設用リフト（積載荷重が0.25未満のものを除く）の次の事故が発生したとき、

（9）簡易リフト（積載荷重が0.25未満のものを除く）の次の事故が発生したとき。また、電離則43条では、電離則42条1項各号に規定する事故のうちいずれかの事故が発生した場合に、任意様式で報告書を速やかに所轄労働基準監督署長に届出なければならないとしている。さらに、放射線漏れ事故、被ばく限度以上の被ばく、誤って放射性物質の吸入・経口摂取、洗身等によっても放射線汚染を基準以下にできない及び傷創部放射線汚染等、これらの場合に実施した緊急診察で放射線障害若しくはその疑いがある放射線障害が生ずるおそれがある場合にも、任意様式で報告書を速やかに所轄労働基準監督署長に届出なければならないとしている。

18.4.3 選任報告

総括安全衛生管理者（安衛則2条）、安全管理者（安衛則4条）、衛生管理者（安衛則7条）及び産業医の選任（安衛則13条）はその選任すべき日から14日以内に選任し、遅滞なく所轄の労働基準監督署へ報告する必要がある。なお、安全推進者及び衛生推進者についての届出は不要であるが氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない（安衛則12条の4）。また、厚生労働省では、労働安全衛生法関係の届出等の帳票印刷に係る入力支援サービスを進めており、インターネット申請にまで至っていないが、

上記の4つの報告は、帳票への入力データの保存により、次回届出の際の効率化を図っている。

18.4.4 健康診断結果報告

18.4.4.1 一般定期健康診断

安衛法では、健康診断のうち、一般の定期健康診断（法第66条第1項、安衛則第44条）、特定業務従事者健康診断（安衛則第45条）、定期の歯科医師による健康診断（安衛則第48条）を実施した常時50人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断の対象労働者数、各項目別の受診者数と有所見者数を記載し、遅滞なく労働基準監督署長へ報告しなければならない（法第100条第1項、安衛則52条）。

なお、法第66条第1項の健康診断についての結果報告書は、安衛法制定当時、産業医制度がなかなか定着しなかったため、昭和53年の安衛則の改正より、その定着の促進を図ることを目的として、届出様式において産業医の署名又は記名・押印が必要であるとしていたが¹⁰⁹（安衛則第52条に基づく様式第6号）、2020年8月28日厚生労働省令第154号（官報号外第178号）3条により、様式第6号（表面）産業医の欄中「印」及び同様式（裏面）備考中『「産業医の氏名」の欄及び』を削除し、記名だけでもよいことに変更された¹¹⁰。

18.4.4.2 特殊健康診断結果報告

一方、特殊健康診断とは、有害業務に従事する労働者、または、従事していた労働者に行う医師による健康診断（法第66条第2項、以下の①～⑧）及び有害業務に従事する労働者に従事する労働者に行う歯科医

師による健康診断（同条3項、⑨）のことをいうが、じん肺法に規定されたじん肺健康診断（じん肺法第3条、⑩）、通達に基づき行政指導として勸奨される重量物取扱作業、VDT作業等29業務の健康診断(⑪)もこれに含まれる。

原則として、雇入れ時、配置替えの際及び6月以内ごとに1回、それぞれ特別の健康診断を実施することが事業者には義務づけられている。一般健康診断が、全ての疾病や健康障害を対象とするに対し、特殊健康診断は、ある特定の健康障害を対象とするという違いがある。

健康診断の結果報告は、以下のように、規則で義務づけられている。事業者は、事業場の規模にかかわらず1人でも健康診断を実施すれば労働基準監督署長へ報告する義務があり、省令でその様式が定められている。

なお、「特殊健康診断」と混同しやすい特定健康診査は、40歳から74歳までの公的医療保険加入者等を対象としたメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と改善を目的とした保健制度であるため区別しなければならない（高齢者の医療の確保に関する法律第18条、国民健康保険法82条）。

①特定化学物質健康診断結果報告（特化則第41条）

②有機溶剤等健康診断結果報告（有機則第30条の3）

③鉛健康診断結果報告（鉛規則第55条）

④四アルキル鉛健康診断結果報告（四アルキル則第24条）

⑤高気圧業務健康診断結果報告（高気圧則第40条）

⑥電離放射線健康診断結果報告（電離則第58条）

⑦除染等電離放射線健康診断結果報告（除染則第24条）

⑧石綿健康診断結果報告（石綿則第43条）

⑨歯科特殊健康診断（安衛則第52条）

⑩じん肺健康診断結果報告（じん肺則第37条第1項）

指導勸奨による特殊健康診断結果報告など（例えば、VDT作業に従事する労働者の健康診断平成14年4月5日基発第0405001号、騒音作業健康診断平成4年10月1日基発第546号、震動業務健康診断昭和45年2月28日基発第134号 昭和49年1月28日基発第45号 昭和50年10月20日基発第609号 昭和50年10月20日基発第610号。）

18.4.5 労働者死傷病報告

18.4.5.1 労働者死傷病報告の方法と目的

事業者は、安衛則第97条第1項の規定により、労働者が4日以上休業した場合に、死傷病報告書（様式第23号）の提出を義務付け、休業が3日以内であるときは、同条2項により、四半期ごとにまとめて、各期間の最後の月の翌月の末日までに、死傷病報告書を提出することを義務付けている。労働基準監督署長は、これにより労働災害の発生状況を把握し、必要に応じて、労働災害が発生した事業場に対して再発防止のための監督指導等を行っている。

また、このように労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告の情報は、その中で労働災害に係るもの全てを計上し、厚生労働省において把握した全ての労働災害と

して、年ごとにその統計データを公表し、かつその統計データを元に厚生労働省は労働災害防止に係る種々な施策や、法令改正等各種の施策を検討し、また、その施策の効果を判断するのであり、当該情報は厚生労働省における労働安全衛生行政の根幹をなすものである。そのため、死傷病報告を怠ったり、虚偽の報告をした場合には、いわゆる「労災隠し」となり、50万円以下の罰金に処せられる（法120条5号）。

18.4.5.2 派遣先事業者の私傷病報告

従来から、派遣事業では、派遣元事業者及び派遣先事業者の双方に死傷病報告書の提出義務が課せられ、派遣先事業者は、死傷病報告書を所轄の労働基準監督署長に提出するとともに、派遣元事業者が所轄監督署長へ労働者私傷病報告書を提出するために、その写しを派遣元事業者に送付することが必要であるとされていたが（労働者派遣法第45条第15項、安衛則第97条に基づく労働者死傷病報告書の様式、労働者派遣法施行規則第42条）、派遣先事業者から、死傷病報告書が提出されないことが少なくなかった。

そこで、派遣元の事業者から提出のあった労働者死傷病報告により、派遣先の事業者からの労働者死傷病報告の提出状況を確認できるようにするため、労働安全衛生規則様式23号を改定し、派遣元事業者が「派遣先の事業場の郵便番号」を記入する欄と提出を受けた労働基準監督署の職員が派遣先事業所の労働保険番号を記入する欄が設けられた（平成22年1月25日基発0125第1号）。

18.4.5.3 外国人労働者の死傷病報告

外国人労働者の労働災害については、2019（平成31）年に、死傷病報告書（様式第23号）の様式を改正し、当該外国人労働者（特別永住者、在留資格「公用」・「外交」の者を除く）の「国籍・地域」、「在留資格」を記入する欄を設けるとともに、職員記入欄、備考欄を加えた。これは、外国人労働者数の増加を踏まえ、外国人の労働災害の正確な把握するためである。

18.4.5.4 死傷病報告の提出要件

労働者死傷病報告の提出の要件については、安衛則第97条第1項が定めている。これによれば、事業者は、「労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき」遅滞なく報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない、と規定している。

ここで、例えば、長時間労働による脳心臓疾患による死亡（いわゆる過労死）の場合、死傷病報告義務が発生するに다가問題となる。

この条文の読み方については、

- ①「労働災害」で「死亡、休業」についてはすべて提出義務があるという解釈（従って過労死も含まれる。）と、
- ②「労働災害」で、かつ「負傷、窒息又は急性中毒」で「死亡、休業」の場合に提出義務があるが、過労死は「負傷、窒息又は急性中毒」に該当しないことから提出義務がないという解釈

の二つの可能性がある。

また、「就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内」の趣旨は、労働災害でな

くても、また、労働災害かどうかが不明であつても「就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内」で発生したものであるときは提出義務があるという意味に解することができる¹¹¹。

そこで、上記二つの解釈についていずれをとるべきか。

この条文の読み方としては、「労働災害あるいは労働災害でなくても就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内において」かつ「負傷、窒息又は急性中毒により」「死亡、休業」したとき報告を義務付けたと解釈する、つまり事故による労災だけを対象にしていると解するべきだと思われる。すなわち、②の解釈が正しいと思われる。

その理由は以下の通りである。安衛則第96条第1項は、同項所定の事故が発生した場合、事業者に対して報告書（以下「事故報告書」）の提出を義務付けている。そして、同条第2項は、事故報告書を提出し、併せて死傷病報告書を提出する場合には、重複する部分の記入を要しないと規定している。こうした規定から、安衛則第97条は事故を想定した規定と解することができる。

次に、仮に、①の「労働災害」についてはすべて提出義務があると解釈するとしても、過労死や精神疾患（休業を含む。）の場合、報告書提出の段階では業務上か業務外かの判断は容易ではないことから、遅滞のない提出を義務付ける趣旨から、実務的には困難を強いることになる。

ちなみに、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」にある「死傷災害発生状況」は労働者死傷病報告から作成されているが、じん肺や職業性のがん、非災害性腰痛などの職業性疾病による死傷件数は入っていない。

い。過労死や精神障害による死亡者数も入っていない。

18.4.5.5 死傷病報告書の未提出と労災隠し

労災隠しとは、安衛則第97条に該当するものであることを認識しているにも拘らず提出しない、又は虚偽の内容を報告した場合をいう。これは、第120条第5項の「第100条第1項又は第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし」に該当する。

労働者死傷病報告の違反で多いのは、

①災害発生現場の虚偽

建設現場の場合、下請の労働者の事故についても元請の労災保険が適用されるが、元請に迷惑を掛けたくないという理由で、自社が元請の他の現場での事故とする、自社の資材倉庫での事故とする（労災保険も、それぞれの現場の保険を使うなど。）。

②災害の内容の虚偽

法違反がないように事実と異なる事故とする（例：足場から物が落ちて足を負傷したのを、労働者自身が持っていた物を落として足を負傷したことにするなど。）。

③提出しない

提出すると安衛法違反が監督署に知られるため提出しない（治療費は健康保険で処理するか、会社の費用で支払うなど。）がある。

この他、労災隠しが行われる動機としては、①労災保険のメリット制による保険料の増額、②刑事責任追及からの回避、③作業責任者、監督者の勤務評価の低下、など

が挙げられている¹¹²。

こうした状況下にあつて、労働安全衛生法令別違反件数（令和元年6月1日～令和2年5月29日・図1）を見ると、全件数333件中、労働者死傷病報告義務違反は49件で、2位の作業床の端部等覆いの違反36件を大きく上回っている。これは、前記の制度的問題点の影響もあろうが、行政の労災隠しは許さないという積極的な姿勢の現れでもあろう。

18.4.5.6 特定元方事業者の死傷病報告の事報告義務

① 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の同一場所で行われるときは、以下のことを当該作業開始後、遅滞なく、管轄労働基準監督署長に報告しなければならないとされている（安衛則664条）。事業の種類並びに当該事業場の名称及

び所在地、②関係請負人の事業の種類並びに当該事業場の名称及び所在地、③安衛法上の統括安全責任者の選任義務がある場合は、その旨及びその者の氏名、④同じく、安全衛生責任者の選任義務がある場合は、その旨及びその者の氏名、⑤同じく店社安全管理者の選任義務がある場合は、その旨

H. 引用文献

- 1)
- 2)
- 3)

及びその者の氏名

~~業の名称及び所在地などを当該作業開始後、遅滞なく、管轄労働基準監督署長に報告しなければならないとされている（安衛則第664条）。~~なお、この規定は、法第30条第2項によって指名された事業者にも準用される（同条2項）。

D. 考察

E. 結論

F. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得
2. 実用新案登録
3. その他

-
- ¹ 三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業 リスクアセスメントを核とした所外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」〔三柴丈典〕（2014年度（平成26年度）～2016年度（平成28年度））第1分冊本文②3頁
- ² 村木宏吉『労働安全衛生法の計画届 AtoZ』（大成出版社、2012年）2頁。
- ³ 寺本廣作『日本立法資料全集別巻46 労働基準法解説』（信山社、1998年）275～276頁。
- ⁴ 三柴丈典氏のご示唆による。
- ⁵ 畠中信夫『中災防ブックス 労働安全衛生法のはなし』（中央労働災害防止協会、2019年）102頁。
- ⁶ 昭22. 9. 13 発基17号。
- ⁷ 東京大学労働法研究会編『注釈労働基準法 上巻』（有斐閣、2003年）160～161頁（山川隆一）、村木・前掲注（2）13頁。
- ⁸ <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/141027-1.pdf>
- ⁹ <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/141027-1.pdf>
- ¹⁰ 村木・前掲注（2）74頁。
- ¹¹ 日本溶接協会 安全衛生・環境委員会「溶接および溶断の安全・衛生に係る法令」日本溶接協会「溶接技術」2003年7月号
- ¹² <http://shokuchokyoiku.com/kidodoryoku.html>
- ¹³ 村木・前掲注（2）78頁。
- ¹⁴ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。
- ¹⁵ 村木・前掲注（2）79頁。
- ¹⁶ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。
- ¹⁷ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。
- ¹⁸ <https://tobi-jin.jp/column/3821.html>
- ¹⁹ <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120815-03.pdf>
- ²⁰ 村木・前掲注（2）80～81頁。
- ²¹ <https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-local/>
- ²² <https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-pushpull/>
- ²³ <https://www.nipponsteel.com/company/tour/process01.html/>
- ²⁴ 村木・前掲注（2）82頁。
- ²⁵ 村木・前掲注（2）83頁。
- ²⁶ <https://www.chemical-substance.com/roudouanzen/tokuteikagakubushitsurisuto.html>
- ²⁷ <https://www.chemical-substance.com/roudouanzen/tokuteikagakubushitsurisuto.html>
- ²⁸ <https://www.chemical-substance.com/roudouanzen/tokuteikagakubushitsurisuto.html>
- ²⁹ <https://www.chemical-substance.com/roudouanzen/kanri.html>
- ³⁰ <https://www.fieldtech.co.jp/p/law/page1.html>
- ³¹ http://www.nikkuei.or.jp/index.asp?patten_cd=12&page_no=77
- ³² https://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q11131911436
- ³³ 村木・前掲注（2）95頁。
- ³⁴ <https://www.sat-co.info/ec/asbestos>
- ³⁵ https://www.cgr.mlit.go.jp/ctc/technology/pdf/bridge_points.pdf
- ³⁶ <https://kotobank.jp/word/圧気工法-25935>
- ³⁷ http://dokugaku-dx.com/glossary/001/a_20130717_171236.html

³⁸<http://kentiku-kouzou.jp/kisokouzou-ziyama.html>. 本文では「人為的な盛土がない自然のままの地盤」とあるが、安衛則第355では「地山の掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊、埋設物等の損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、～」としており、地山の概念として必ずしも自然のままの地盤だけとはしていないように思われる。また、現実には、88条の計画届の提出については、市街地での10m以上の掘削も届出対象にしているの、建設業界における概念とは異なる。労働省安全課『新版 安全用語辞典』（中央労働災害防止協会、1984年）193頁参照。近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。

³⁹ <https://kotobank.jp/word/火格子-609552>

⁴⁰ <https://kotobank.jp/word/坑内掘り-62965>

⁴¹ 村木・前掲注（2）4頁。

⁴²<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/dl/060421-2c.pdf>

⁴³https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/ms_system.pdf

⁴⁴<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/dl/060421-2b.pdf>

⁴⁵ 労働災害の発生率については、労災保険のメリット収支率が75%以下である場合が該当する。なお、建設業の場合は、店社の参加のすべての現場の労災保険のメリット収支率（申請の日前1年間に通知されたもの）の平均が75%以下である場合である。

⁴⁶ 自社の労働者又は関係請負人の労働者による労働災害（認定を受けようとする事業者に安衛法上元方事業者としての重大な責任があったものに限る）のうち、①死亡労働災害、②一度に3人以上の労働者に4日以上休業又は身体障害を伴った労働災害、③爆発、火災、破裂、有害物の大量漏洩等による労働災害であって、避難勧告又は避難指示を伴ったものが該当する。第三者に主たる原因があるもの及び地震による災害等予見不可能なものには含まれない。

⁴⁷ 畠中・前掲注（5）67頁。

⁴⁸ 三柴丈典「労働法学研究会報」2725号（2020年）7頁。

⁴⁹ 労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール10』（労働行政、2016）803頁。

⁵⁰ 村木・前掲注（2）18頁。

⁵¹ 寺西輝泰『労働安全衛生法違反の刑事責任—総論—（改訂版）』（日労研、2004年）235～6頁。

⁵² 寺西・前掲注（51）238頁。

⁵³ 寺西・前掲注（51）239頁。

⁵⁴ 労働調査会編『改訂3版 労働安全衛生法の詳解』（労働調査会出版局、2009年）902頁。

⁵⁵ 労働調査会編・前掲注（54）902頁。

⁵⁶ 労働行政研究所編・前掲注（49）805頁。

⁵⁷ 労働調査会・前掲注（54）904頁。

⁵⁸<https://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/KkjReservation/Subjects/CourseListSkillVehiclesReadjustLand.aspx>

⁵⁹ 片岡昇・他著『新労働基準法論』（法律文化社、1982（昭57）年）551頁。

⁶⁰ <http://www.bengoshi-honryu.com/wp-content/uploads/2010/08/F30307.pdf>

⁶¹ 日外喜八郎「労働基準監督行政」日本労働法学会編著『現代労働法講座 第9巻 労働保護法論』（総合労働研究所、1982年）254頁。

⁶² この項目の内容については、全面的に、元労働基準監督官の玉泉氏のご教示による。

⁶³ 松井幸夫「別冊ジュリスト判例百選Ⅱ〔第5版〕（有斐閣、2007（平成）年）265頁。

⁶⁴ この項目の内容については、全面的に、元労働基準監督官の玉泉氏の教示に負う。

⁶⁵ 角森洋子「改訂 労働基準監督署への対応と職場改善」（労働調査会、2010年）20頁。

⁶⁶ 三柴丈典氏のご教示による。

⁶⁷ 行政指導は、行政手続法第2条第6号が定義しているが、これによれば、「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。」ろいう。その特徴は、指導内容が相手方の任意により実現されるという点にある。しかし、実際には、許認可権限をもつ行政機関が行う行政指導は、これに従わない場合、許認可の停止・剥奪をもたらすおそれがあり、事実上の拘束力がある。これに対して、行政処分は、行政手続法第2条第2項は、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と定義している。また、行政不服審査法第1条は、不服申立ての対象として「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為」を定義し、行政処分が対象とされている。ここでいう行政処分は行政事件訴訟法における処分と同義とされる。行政処分に対しては、行政事件訴訟法第2条が処分の取消を求める抗告訴訟の手続きを定めている。行政処分が何か明確な定義を置いておらず解釈に委ねられているが、取消訴訟の対象である行政処分が何かは争いがあり、判例は、「行政庁の法定に基づく行為すべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国家または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているもの」（最判昭39.10.29民集18巻8号1809頁）としている。櫻井敬子・橋本博之『行政法（第4版）』（弘文堂、2013年）145頁、246頁、278～279頁。

⁶⁸ 片岡昇前掲注（59）（1982（昭57）年）560頁。

⁶⁹ 片岡昇前掲注（59）（1982（昭57）年）559頁。

⁷⁰ 145回国会衆議院予算委員会議事録第21号（平成11年7月15日）34頁は、大森委員の質問の対して、伊藤（庄）政府委員は、司法処理基準について、一般的に重大な法違反、たび重なる法違反、明らかに故意に行われた法違反の三つの場合があたると答えている。角森前掲注（65）53頁。

⁷¹ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。宮崎晃・西村裕一・鈴木啓太・森内公彦『労基署調査への法的対応の実務』（中央経済社、2017年）283頁。

⁷² 西谷・野田・和田・奥田編『新基本法コンメンタール 労働基準法・労働契約法 第2版』（2020年、日本評論社）302頁（上村新）。

⁷³ 寺西・前掲注（51）214頁。

⁷⁴ 寺西・前掲注（51）214～215頁。

⁷⁵ 安西愈『労働災害と企業の刑事責任』（労働調査会、2013年）112頁。

⁷⁶ この項目の内容については、全面的に、近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。

⁷⁷ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。

⁷⁸ 労働行政研究所編・前掲注（49）815頁。

⁷⁹ この項目の内容については、全面的に、近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。

⁸⁰ 労働調査会編・前掲注（54）詳解970頁。

⁸¹ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。

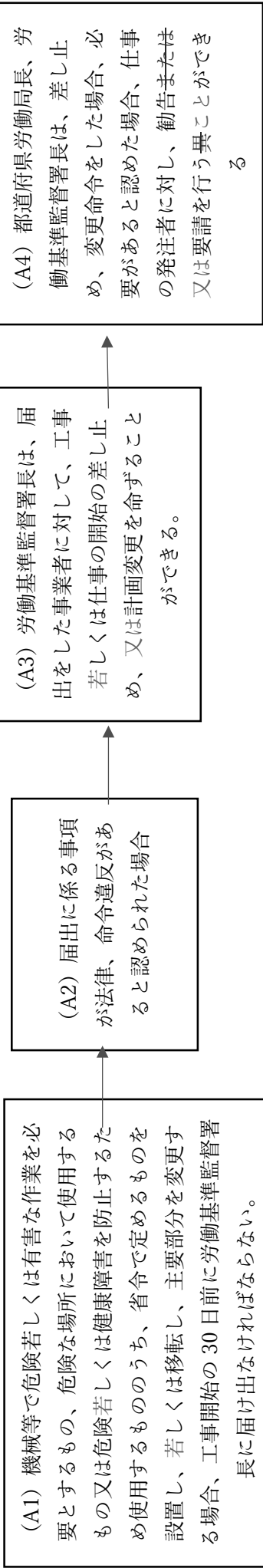
⁸² 労働行政研究所編・前掲注（49）820頁。

⁸³ 独立行政法人「労働者健康安全機構」第3期注記目標期間（平成26～30年度）勤務実績等報告書」83頁。

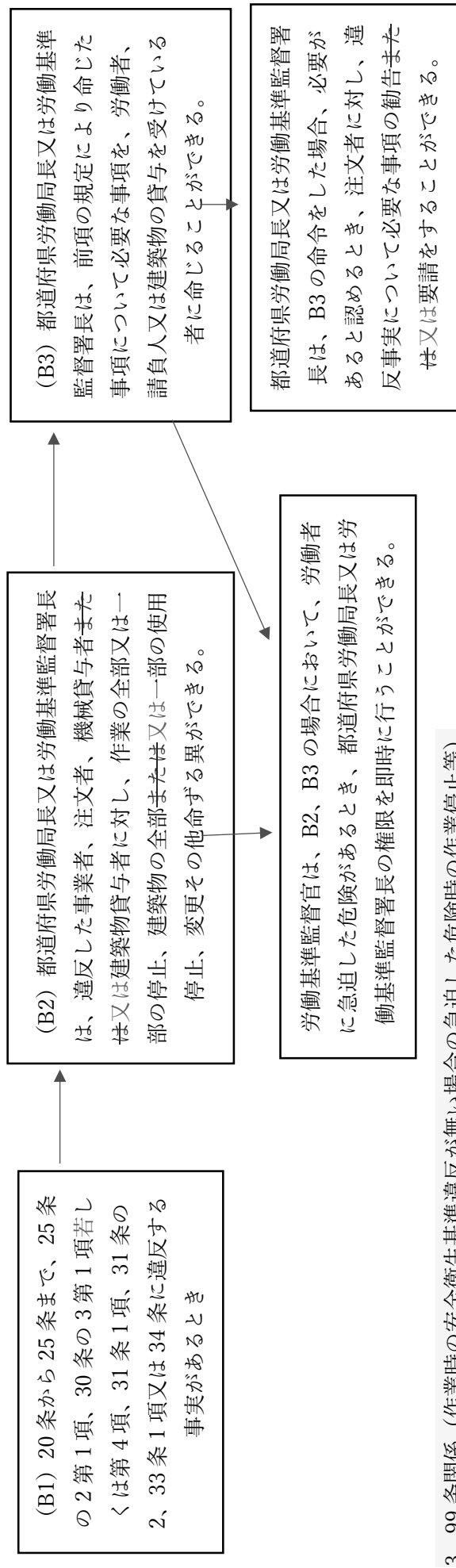
https://www.johas.go.jp/Portals/0/data0/jigyogaiyo/jyoho/koukai_shiryoku/hyouka_kansa_jyoho/H30_3gyoumu.pdf

-
- ⁸⁴ <https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000343314.pdf>
- ⁸⁵ 具体的には、兵庫県で発生した有機粉じんによる肺疾患、岐阜県のシリカ製造工場で発生したじん肺災害、千葉県で発生したクレーン転倒災害、沖縄県の駐車場造成工場現場で発生した石積擁壁崩壊災害等であった。
- ⁸⁶ https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/saigai_houkoku.html（2010年10月現在）
- ⁸⁷ 三柴先生のご教示による。
- ⁸⁸ 尾添博『改定第2版 楽に読める安衛法概要と解説』（労働新聞社、2019（令和元）年）342頁。
- ⁸⁹ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。
- ⁹⁰ 厚生労働省労働基準局編『平成22年版 労働基準法 下』（労務行政）994頁。
- ⁹¹ 西谷敏・野田進・和田肇編『新基本法コンメンタール 労働基準法・労働契約法』（日本評論社、2012年）283～284頁（梶川敦子）。
- ⁹² 厚生労働省労働基準局編『増補版 労働法コンメンタール労働基準法下』（労務行政、（2003（平成）15年）957頁。
- ⁹³ 厚生労働省労働基準局・前掲書（92）995頁。
- ⁹⁴ 『労働安全衛生法令違反 相談事例集』第2巻（第一法規、1992年）8342頁参照。
- ⁹⁵ 同上。
- ⁹⁶ 寺本・前掲注（3）277～278頁。
- ⁹⁷ 労働調査会・前掲注（54）927頁。
- ⁹⁸ 寺西・前掲注（51）167～168頁。
- ⁹⁹ 三柴丈典ほか前掲注（1）3頁
- ¹⁰⁰ 労働調査会・前掲注（54）927頁。
- ¹⁰¹ 寺本・前掲注（3）277～278頁
- ¹⁰² 労働調査会・前掲注（54）928頁。
- ¹⁰³ 栗原敬一『改正労働安全衛生法の詳解』（労働法令協会、1978年）615頁。
- ¹⁰⁴ 「労働災害防止団体等に関する法律の内容」労政時報1760号（1964年）18～19頁。
- ¹⁰⁵ 労働調査会・前掲注（54）930頁。
- ¹⁰⁶ 畠中・前掲注（5）105頁
- ¹⁰⁷ 石井まこと「労働の科学」（74巻9号・2019（令和元）年）14頁。
- ¹⁰⁸ 寺本・前掲注（3）382頁。
- ¹⁰⁹ 畠中・前掲注（5）152頁。
- ¹¹⁰ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。
- ¹¹¹ 近畿労務安全衛生研究所代表 玉泉孝次氏（元労働基準監督官）のご示唆による。
- ¹¹² 畠中・前掲注（5）16頁。

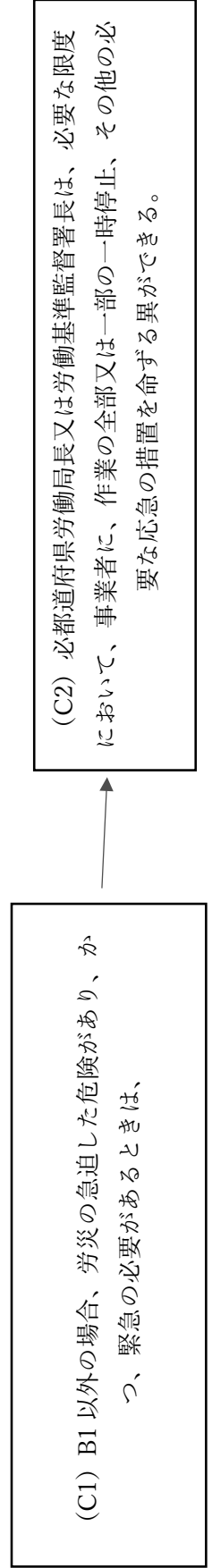
1. 88 条関係（事前予防。計画時の作業開始の差し止め・変更）



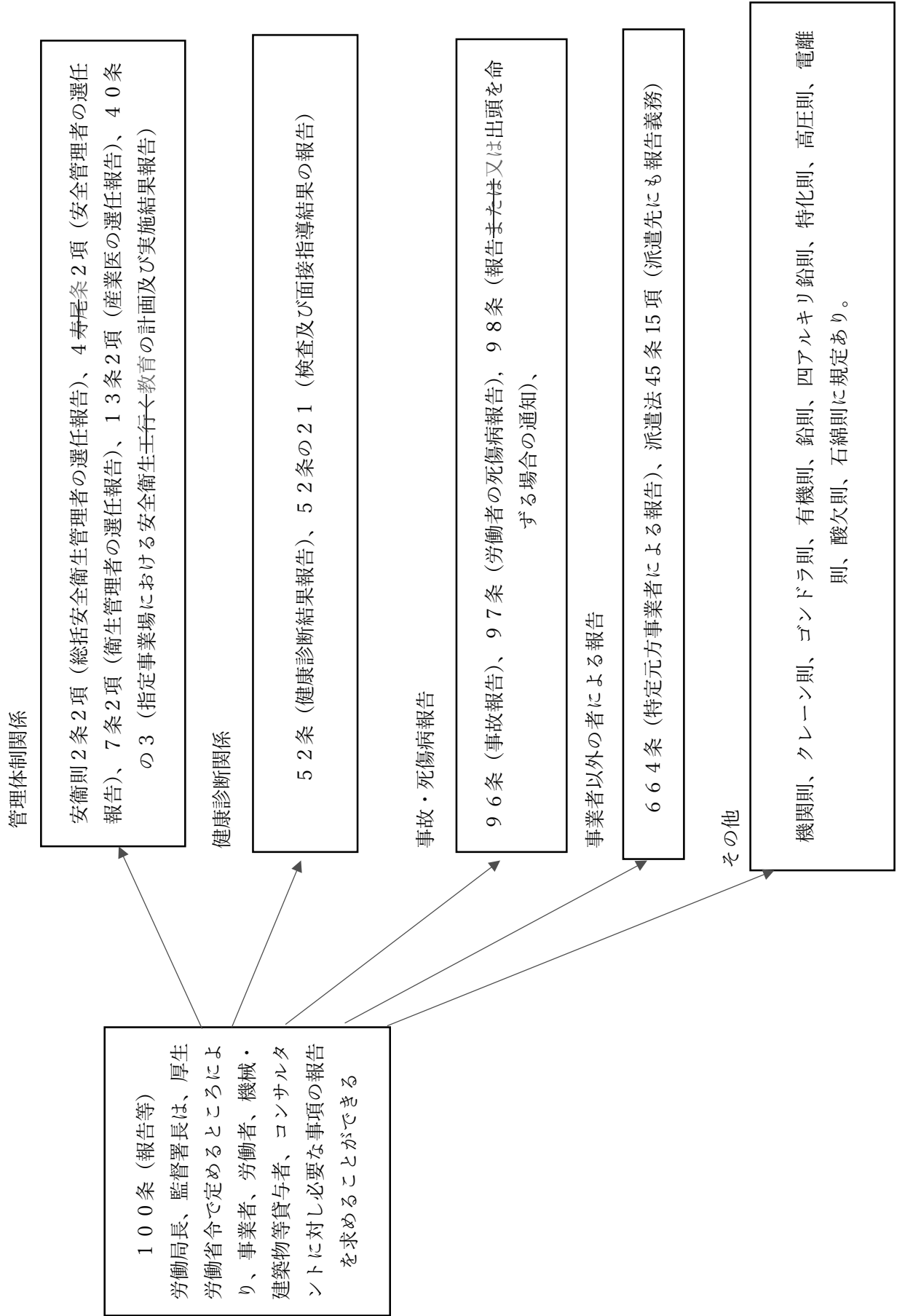
2. 98 条関係（作業時の安全衛生基準違反時の是正勧告及び使用停止等）



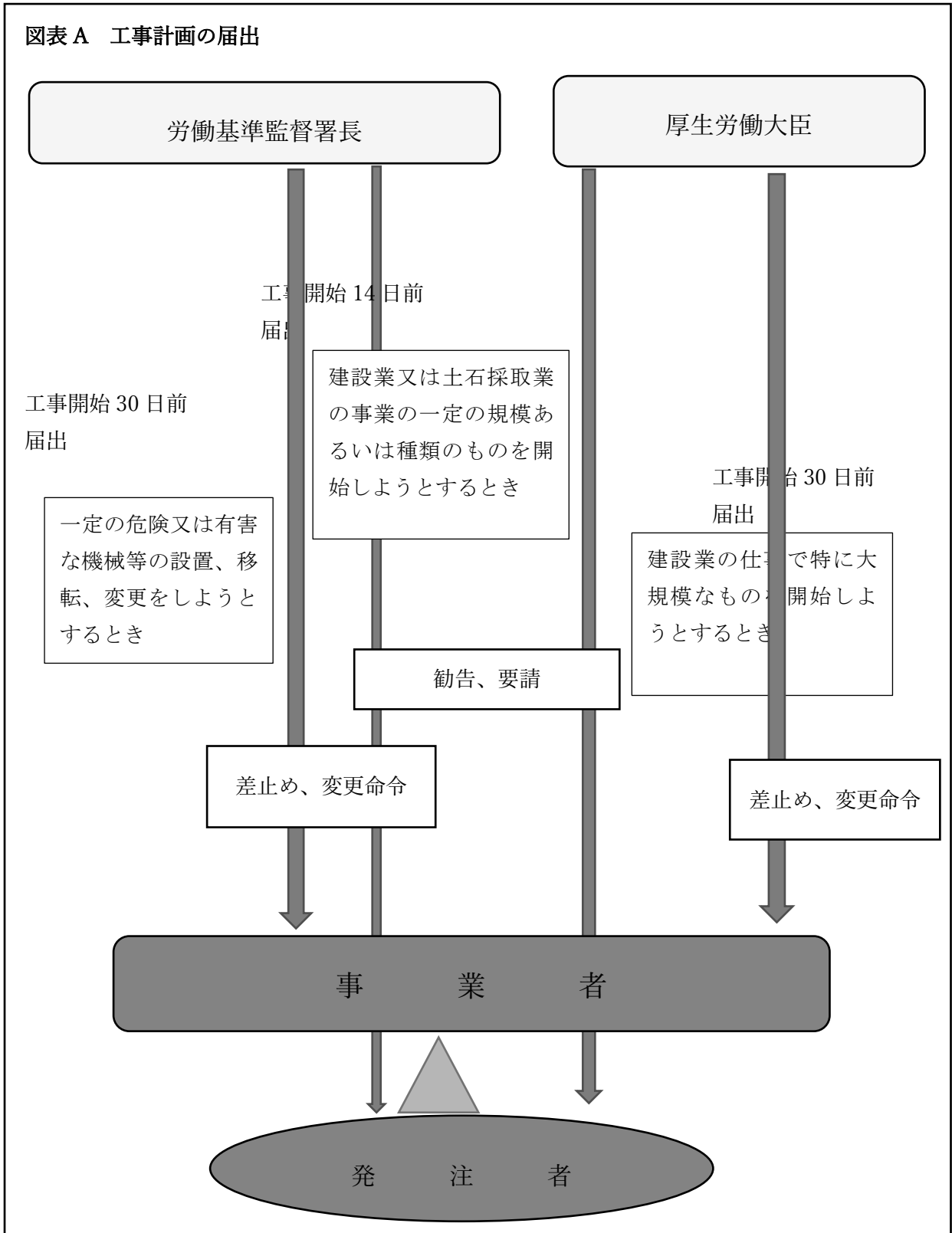
3. 99 条関係（作業時の安全衛生基準違反が無い場合の急迫した危険時の作業停止等）



4. 100条関係（管理、事故、死傷病等の報告等）



図表 A 工事計画の届出



様式第20号(第86条関係)

機 械 等 設 置 ・ 移 転 ・ 変 更 届

事業の種類		事業場の 名称		常時使用する 労働者数	
設 置 地			主たる事務所の 所在地	電話 ()	
計画の概要					
製造し、又は 取り扱う物質 等及び当該業 務に従事する 労働者数	種 類 等	取 扱 量	従事労働者数		
			男	女	計
参画者の氏名		参画者の 経歴の概要			
工事着手 予定年月日		工事落成予定 年 月 日			

年 月 日

事業者 職 氏

名 ⑩

労働基準監督署長 殿

備考

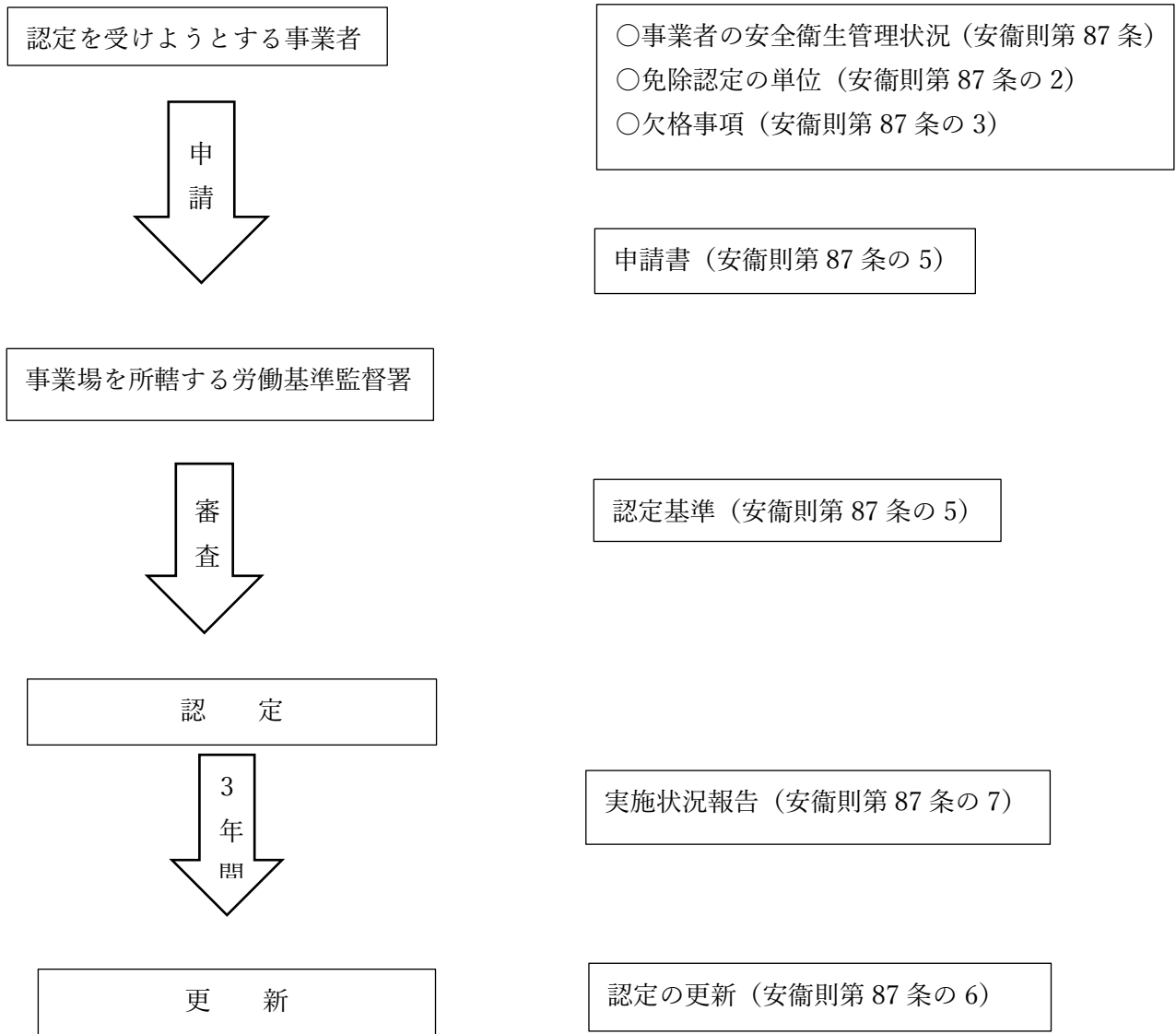
- 1 表題の「設置」、「移転」及び「変更」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 3 「設置地」の欄は、「主たる事務所の所在地」と同一の場合は記入を要しないこと。
- 4 「計画の概要」の欄は、機械等の設置、移転又は変更の概要を簡潔に記入すること。
- 5 「製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数」の欄は、別表第7の13の項から25の項まで(22の項を除く。)の上欄に掲げ

る機械等の設置等の場合に記入すること。

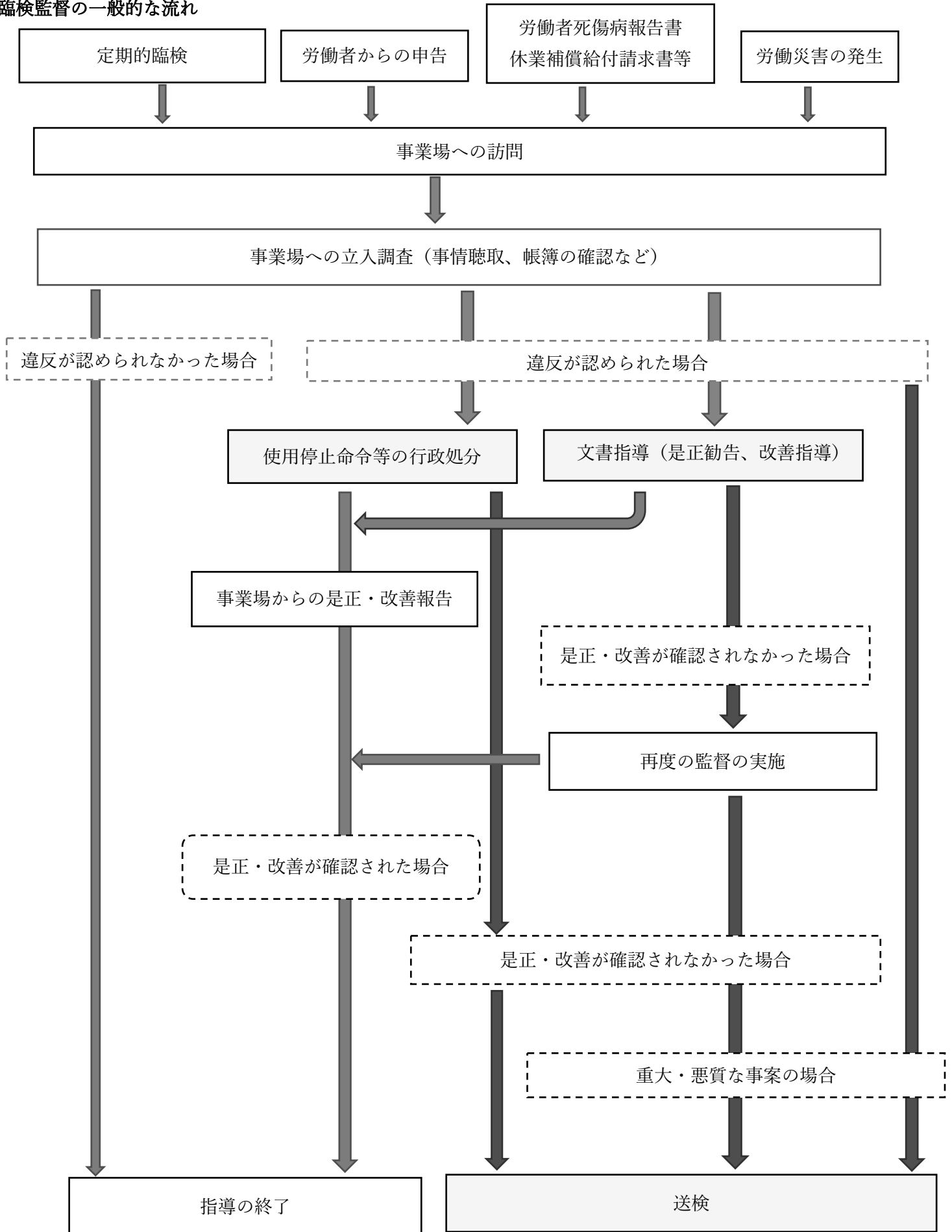
この場合において、以下の事項に注意すること。

- イ 別表第7の21の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「種類等」及び「取扱量」の記入は要しないこと。
 - ロ 「種類等」の欄は、有機溶剤等にあつてはその名称及び有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第3号から第5号までに掲げる区分を、鉛等にあつてはその名称を、焼結鉍等にあつては焼結鉍、煙灰又は電解スライムの別を、四アルキル鉛等にあつては四アルキル鉛又は加鉛ガソリンの別を、粉じんにあつては粉じんとなる物質の種類を記入すること。
 - ハ 「取扱量」の欄には、日、週、月等一定の期間に通常取り扱う量を記入し、別表第7の14の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、鉛等又は焼結鉍の種類ごとに記入すること。
 - ニ 「従事労働者数」の欄は、別表第7の14の項、15の項、23の項及び24の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、合計数の記入で足りること。
- 6 「参画者の氏名」及び「参画者の経歴の概要」の欄は、型枠支保工又は足場に係る工事の場合に記入すること。
- 7 「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する職歴、勤務年数等を記入すること。
- 8 別表第7の22の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「事業場の名称」の欄には建築物の名称を、「常時使用する労働者」の欄には利用事業場数及び利用労働者数を、「設置地」の欄には建築物の住所を、「計画の概要」の欄には建築物の用途、建築物の大きさ（延床面積及び階数）、設備の種類（空気調和設備、機械換気設備の別）及び換気の方法を記入し、その他の事項については記入を要しないこと。
- 9 この届出に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 10 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

計画届免除認定制度の概要



臨検監督の一般的な流れ



* 上図は一般的な流れを示したもので、厚労省が公表している「労働基準監督署の役割」に掲載された図を鎌田が一部手直したものである。

是正勧告書

○年○月○日

A株式会社

B工場長 ○○ ○○ 殿

○○労働基準監督署

労働基準監督官 ○○ ○○

貴社B工場における下記労働安全衛生法違反については、それぞれ所定期日までに是正の上、遅滞なく報告するよう勧告します。なお、法条項に係る法違反(罰則のないものを除く。)については、所定期日までに是正しない場合又は当該期日前であっても当該法違反を原因として労働災害が発生した場合には、事業の内容に応じ、送検手続をとることがあります。

法条項等	違 反 事 項	是正期日
労働安全衛生法 第 65 条第 1 項 (酸素欠乏症等防止規則第 3 条第 1 項)	腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあるタンク等の内部について、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素及び硫化水素の濃度を測定していないこと。	今 後
同法第 22 条第 1 号 (酸素欠乏症等防止規則第 5 条第 1 項)	酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合において、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を 18 パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度を 100 万分の 10 以下に保つように換気をしていないこと。	即 時
労働安全衛生法 第 14 条 (酸素欠乏症等防止規則第 11 条第 1 項)	第 2 種酸素欠乏危険作業について、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、酸素欠乏危険作業主任者を選任していないこと。	○年○月○日
	(以下、余白)	
受領年月日 受領者職氏名		() 枚のうち () 枚目

指 導 票

年 月 日

殿

労働基準監督署

労働基準監督官

労働技官



厚生労働事務官

あなたの事業場の下記事項については改善措置をとられるようお願いします。
なお、改善の状況については、 月 日までに報告してください。

受領年月日
受領者職氏名

年 月 日

「危険」の内容（労働安全衛生規則）（例）

規定の仕方	条文	通達	危険の内容
労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき	104①(合図) 130の3①(切断機等) 355(明り掘削作業) 432(はい作業) 479②(伐木作業) 518①(作業床) 651①	○ ○ ○ ○ 裁判例※	総合運転方式において原動機にスイッチを入れる場合等 機械の可動部分が労働者の手の届く範囲にある場合 掘削面の高さが2m以上の掘削を行うとき等 はいが著しく傾いている場合、袋物のはいの高さが3mを超える場合等 (条文)「落盤又は肌落ちによる危険・・・」
ないとき	151の14(フォークリフト等) 151の18(〃)	○ ○	転倒のおそれがなく、パレットの周囲に十分な高さの手すり等がある場合 積荷の重心の高さがフォークの垂直部上端の高さ以下である場合
労働者に危険が生ずるおそれのあるもの	109(巻取ロール等) 148(扇風機) 346①(低圧活線作業)	○ ○	足元、作業衣が湿潤している等感電しやすい状態となっている場合 (条文)「横切用丸のこ盤」、(通達)走行丸のこ盤等
ないもの	122(丸のこ盤)	○	
労働者に危険を及ぼすおそれのある部分	101①(原動機、回転軸等) 130の8(ロール機)	○ ○	通常の作業又は通行の際に巻き込まれる等の危険がある部分 労働者の身体の一部が届くロール部が含まれること。ただし・・・
労働者に危険が生ずるおそれのある場所 あるところ	153(建設機械等) 157の2 386(地山の崩壊) 453(港湾荷役作業) 151の140(架線集材機械)	○ ○ ○	明り掘削作業、碎石のための掘削作業、ずい道等の建設の作業を行う場所 傾斜角が5度を超える傾斜地等 (条文)「浮石の落下、落盤又は肌落ち」のおそれのあるところ (条文)「ハッチボードが落下する」等のおそれがあるところ アーム等の作業装置の可動範囲内の箇所等
労働者に危険が生ずるおそれのある箇所 危険のある箇所	519① 552①(仮設通路) 563①(足場作業床)	○ ○	

労働者に危険を及ぼすおそれのない方法	150の2(回転試験の実施方法)	○	(条文)「遠隔操作の方法等」(通達)破壊時に破片の飛来を避けること
危険が予想されるとき	151の106(悪天候時作業禁止) 151の145(〃) 522(〃)	○ ○ ○	機械の斜面滑落、立木の倒壊、枝条の落下等による危険 強風等の気象警報が発せられ悪天候となることが予想される場合を含む 〃
急迫した危険があるとき	575の13(土石流)	○	土石流時、土砂崩壊により天然ダムが形成されるとき等

使用停止等命令書

年 月 日

(事業者等)

殿

労働基準監督署長



(事業場の名称)

における下記の「命令の対象物件等」欄記載の物件等に関し、「違反法令」欄記載のとおり違反があるので労働基準法第 96 条の 3、103 条、労働安全衛生法第 98 条第 1 項に基づき、それぞれ「命令の内容」欄及び「命令の期間又は期日」欄記載のとおり命令します。

なお、この命令に違反した場合には送検手続きをとることがあります。

番号	命令の対象物件等	違反法令	命令の内容	命令の期間又は期日

備考

1 上記命令について、当該違反が是正された場合には、その旨報告してください。
 なお、「番号」欄に□印を付した事項については、今後同種違反の繰り返しを防止するための点検責任者を事項ごとに指名し、確実に点検補修を行うよう措置して併せて報告してください。

2 この命令に不服がある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、命令があった日から 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

3 この命令に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、命令があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この命令に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。(この場合においても裁決を経る前から直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。)ただし、裁決があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。

4 この命令書は、3 年間保存して下さい。

受領年月日	年 月 日
受領者職氏名	

<p style="margin: 0;">緊急措置命令書</p> <p style="margin: 0;">(事業者等)</p>	<p style="margin: 0;">労 務 緊 急 第 号の</p> <p style="margin: 0;">平成 年 月 日</p>
<p style="font-size: 24px; margin: 0;">殿</p> <p style="margin: 0;">労働基準監督署長</p> <p style="margin: 0;">(事業場の名称)</p>	
<p style="margin: 0;">における については、</p> <p style="margin: 0;">下記のとおり労働災害発生を急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるため、労働安全衛生法第99条の規定に基づき</p> <p style="margin: 0;">を命令します。</p>	
<p style="margin: 0;">記</p> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <hr style="border: 0.5px solid black;"/>	
<p>(注) 1 上記期間中に労働災害発生を急迫した危険がなくなった場合には、この命令を解除するので、その旨報告してください。</p> <p>2 この命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣 労働局長に対して、審査請求することができます(命令があった日から1年を経過した場合を除きます。)</p> <p>3 この命令に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。(命令があった日から1年を経過した場合を除きます。)</p> <p>ただし、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)</p> <p>4 この命令書は、3年間保存してください。</p>	
<p>受領年月日</p>	<p>平成 年 月 日</p>
<p>受領者職氏名</p>	<p> </p>